

**平成26年度版**

# **秋田の子ども・若者**



めきた家族ふれあいリンリンデー  
シンボルマーク

**秋田県生活環境部男女共同参画課**

## は じ め に

次代を担う秋田の青少年が、豊かな社会性を身につけ、時代に柔軟に対応できる自立した人間として成長することは、すべての県民に共通する願いです。

しかしながら、近年は、少子高齢化の進行や高度情報化の進展などにより、青少年を取り巻く社会環境は従来にも増して大きく変化してきております。青少年が健やかに成長するうえで、少年非行や児童虐待、不登校・ひきこもり等の問題への対応が重要となっており、また、フリーターやニートと呼ばれる若者の増加への対応など、若者の社会的自立を支援する必要性がますます高まっています。

また、最近では携帯電話やインターネットを介して青少年が巻き込まれる事件が増加しており、情報化社会での安全を確保することも、重要な課題となっています。

このような課題に適切に対処すべく、県では、平成23年3月に策定した「あきた子ども・若者プラン」に基づき、関係機関・団体等と連携を図りながら、青少年の健全育成や非行等の問題行動を防止する施策の総合的かつ効果的な推進に努めております。

このたび、これら施策の実施状況等を取りまとめた「平成26年度版 秋田の子ども・若者」を作成しました。青少年育成関係者や多くの県民の皆様にご活用いただき、青少年健全育成推進の一助となれば幸いです。

平成27年2月

秋田県生活環境部男女共同参画課長 中嶋 敬子

# 目 次

## 第 1 部 子ども・若者に関する行政施策等

1	あきた子ども・若者プラン	1
2	平成 25 年度子ども・若者に関する事業実績及び決算額	3
3	平成 26 年度子ども・若者に関する事業内容及び予算額	16
4	「あきた子ども・若者プラン」における主な数値目標	29

## 第 2 部 子ども・若者を取り巻く状況

### 第 1 章 子ども・若者人口

1	秋田県子ども・若者人口（0～39歳）の現状と推移	30
2	秋田県の市町村別 5 歳階級別人口（0～39歳）	31

### 第 2 章 子ども・若者の教育

1	学校教育について（平成 25 年度との比較）	33
2	児童・生徒数の推移	34
3	中学校・高等学校卒業後の進路状況	36

### 第 3 章 子ども・若者の健康と安全

1	発育状態について	37
2	交通事故、自殺について	40
3	非行少年等の概要	42
4	環境浄化の取組について	48

### 第 4 章 子ども・若者の労働

1	子ども・若者の就業状況	51
---	-------------	----

## 第 3 部 子ども・若者行政関係資料

1	国の「子ども・若者ビジョン」の概要	54
2	秋田県青少年の健全育成と環境浄化に関する条例	
(1)	条例制定の経緯・特色	55
	秋田県青少年の健全育成と環境浄化に関する条例	59
	秋田県青少年の健全育成と環境浄化に関する条例施行規則	75
(2)	秋田県青少年の健全育成と環境浄化に関する条例に基づく 推奨図書等一覧	79
3	相談機関一覧	86
4	県内の主な青少年団体の概要	92
5	市町村青少年行政主管課一覧	94
6	青少年育成県・市町村民会議一覧	94

# 第1部 子ども・若者に関する行政施策等

## 1 あきた子ども・若者プラン

### (1) プラン策定の趣旨

県では、県民総参加による青少年健全育成運動を進めるための指針として、昭和41年度から昭和45年度までの5年間の第1次計画期間とする「あきた青少年プラン」を策定し、以後、経済社会情勢の変化を踏まえ、5年ごとに見直しを行ってきている。

平成18年度から平成22年度までを計画期間とする「第9次あきた青少年プラン」では、国の「青少年育成施策大綱」と整合性を図りながら、新たに「ひきこもりやニート状態にある青少年への支援」を目標に掲げ、次代を担う青少年の心身ともに健やかな成長と自立に向けた取組を推進してきた。

国はその後、インターネット等を介した有害情報の氾濫や、雇用環境の急激な変化、家庭の養育力の低下などの子ども・若者をめぐる環境の悪化や、ニート、ひきこもり状態にある若者の増加など、子ども・若者の抱える問題の深刻化などを背景として、平成21年7月に「子ども・若者育成支援推進法」を制定し、平成22年7月には、今後5年間の子ども・若者育成支援施策の指針となる「子ども・若者ビジョン」を策定した。

本県では、健全な青少年の育成を進めるための広範な施策を体系化した従来の「あきた青少年プラン」に代え、国のビジョンを踏まえつつ、すべての子ども・若者の成長・発達と、困難を抱える子ども・若者を支援するため、子ども・若者が置かれた状態に応じた施策を展開する「あきた子ども・若者プラン」を平成23年度新たに策定した。

### (2) プランの位置づけ

プランは、子ども・若者育成支援推進法に基づく「都道府県子ども・若者計画」として位置づけられるものであり、今後の県の子ども・若者育成支援の基本的な指針となるものである。

また、このプランは、新たな県政運営の指針である「ふるさと秋田元気創造プラン」や次世代育成支援対策推進法に基づき策定した「すこやかあきた夢っ子プラン」などの個別計画との整合性を図りつつ、方向を整理している。

### (3) プランの対象となる子ども・若者

子ども・若者の範囲は、0歳から概ね30歳未満とするが、社会的自立に困難を抱える30歳代の者も少なくないことから、これらの若者もプランの対象とする。

### (4) プランの期間

子ども・若者プランの期間は、平成23年度から平成27年度までの5年間である。

# あきた子ども・若者プランについて

男女共同参画課

## プラン策定の趣旨

- 青少年健全育成運動を進めるための指針として「第1次あきた青少年プラン」(昭和41～45年度)を策定し、以後5年ごとに見直し
- 国が平成22年7月に策定した「子ども・若者ビジョン」を踏まえつつ、すべての子ども・若者の成長・発達と、困難を抱える子ども・若者を支援するため、「あきた青少年プラン」にかえて「あきた子ども・若者プラン」を策定

## プランの性格と推進期間

- 県の子ども・若者育成支援の基本的な指針
- 対象とする「子ども・若者」は0歳～30歳代
- 推進期間は平成23～27年度の5年間
- 子ども・若者育成支援推進法に基づく「都道府県子ども・若者計画」として位置づけ

## プランの推進体制

- 「秋田県青少年問題協議会」や「若者の自立支援ネットワーク会議」、子ども・若者育成支援に取り組むNPO等に施策の推進状況を報告し、意見を聴きながら推進
- 県の関係各課が市町村や民間との連携を強めながら一体となった取組を推進

## 目指す社会

子ども・若者と大人が、お互いに尊重し、支え合いながら共に生き、活力ある社会を創造

## 政策展開にあたっての基本的な視点

- 1 社会を構成する担い手として子ども・若者を位置づける**  
子ども・若者と大人がお互いを尊重しあいながら、社会を構成する担い手として共に生きていく。
- 2 子ども・若者の置かれている状態に応じて支援する**  
一人ひとりの置かれた状況、発達段階等に応じたきめ細かな支援を行う。
- 3 多様な主体による取組とネットワーク化を促進する**  
社会を構成する多様な主体の連携を推進していくとともに各主体が情報を共有し

## 基本目標

- ①子ども・若者が健やかに成長できる環境づくり ②困難を有する子ども・若者の支援 ③秋田の未来を切り拓く子ども・若者の支援

## 子ども・若者の成長に応じた施策を展開

### 乳幼児期 (生まれる前～5歳)

#### 施策1 安心して出産できる環境の整備

母子健診や周産期医療体制の充実など、安心して出産できる環境づくりを促進

#### 施策2 子育て支援の充実

多様なニーズに対応した保育機能の強化や地域におけるサポート体制の充実

#### 施策3 要保護児童に対する支援

児童虐待防止に係る支援体制の整備、障害・発達障害児に対する地域支援体制の整備

#### 施策4 支援を必要とする親へのサポート

ひとり親家庭への就業・生活支援の推進と、DV対策の推進

結婚・出産

### 青年期 (概ね18歳～)

#### 施策1 職業能力開発・就労等の支援

就業のための能力開発支援、県内定住や起業活動を支援

#### 施策2 多様な学びの場の確保

社会人の学習機会の提供や、新しいスタイルによる「学びの場」の推進

#### 施策3 地域の活力を担う若者の支援

様々な市民活動への参加促進や主体的に行動する若者や若者文化の支援

#### 施策4 出会いと結婚・子育て等への支援

出会い・結婚・子育てへの支援やワーク・ライフ・バランスの普及・啓発

#### 施策5 社会的自立に困難を有する若者への支援

ニートやひきこもり状態の若者の自立に向けたサポート体制の強化や、障害のある若者への相談・支援体制の充実

### 学童期 (6歳～12歳)

#### 施策1 心身の健康づくりの推進

スポーツ活動を通じた体力づくりや食生活の改善に向けた取組の充実

#### 施策2 家庭や地域の教育力の向上

教育相談体制の充実や父親の育児参加、地域で子どもを育てる取組の促進

#### 施策3 安全・安心な環境の確保

安全・安心な地域づくりの促進や情報化社会への対応力の向上

#### 施策4 要保護児童に対する支援

障害・発達障害児に対する支援体制の整備と、児童虐待防止及び児童ポルノ等犯罪対策の推進

### 思春期 (13歳～概ね18歳)

#### 施策1 心身の健康づくりの推進

体力づくりやスポーツ活動を推進するほか、心の健康づくりなどを推進

#### 施策2 個性と創造力を育む教育の推進

少人数学習や多様な体験活動を推進するほか、開かれた学校づくりを推進

#### 施策3 ふるさとを知り、国際的視野を培う力を養成

ふるさと教育の推進や国際理解・国際交流を促進

#### 施策4 社会参加・参画機会の拡大

ボランティア活動や文化活動を推進するほか子ども・若者の「声」を反映

#### 施策5 社会への旅立ちを支援

キャリア教育の推進やインターンシップの充実、進路指導・就職支援等の充実

#### 施策6 ひきこもり・障害のある若者の支援

ひきこもり対策の推進及び障害・発達障害のある若者の支援

### 義務教育期 (6歳～15歳)

#### 施策1 豊かな人間性を育む学校教育の推進

「ふるさと教育」や多様な体験活動の推進

#### 施策2 小・中学校の連携の推進

義務教育9年間を通じた連続性のある教育活動を展開

#### 施策3 学校・家庭・地域社会の連携の推進

学校を核とした地域全体の教育力の向上や子どもたちの規範意識の醸成

#### 施策4 いじめ防止と不登校の子ども支援

子どもや保護者が悩みや不安を気軽に相談し、適切な支援を受けられる環境の整備

## 2 平成25年度子ども・若者に関する事業実績及び決算額

ステージごとの施策

〈乳幼児期〉施策1 安心して出産できる環境の整備

柱番号及び施策を構成する柱		担当課	事業名	事業実績(H26.3.31現在)	H25決算額 (千円)
①	子どもや母親の心身の健康確保	健康推進課	母体健康増進支援事業	妊婦歯科健康診査2, 899回分を助成した。	5,789
			幸せはこぶコウノトリ事業	293組の御夫婦に603件の不妊治療費の助成を行ったほか、不妊治療を広く正しく理解していただくための普及啓発事業としてリーフレットの配布、テレビCMの放映、県民公開講座を開催した。	108,899
			難聴児補聴器購入費助成事業	18人の児童に32個の補聴器購入費の助成をした。	678
			健やかな妊娠等支援体制整備事業	母子保健支援者研修会を開催し、48名が受講した。各保健所で管内の支援体制を協議した。モデル市町村において、リスクアセスメントツールの作成・活用を行うなど、連携体制の整備を図った。	1,094
②	周産期医療体制の整備	医務薬事課	総合周産期母子医療センター運営費補助事業	県民が等しく周産期医療を受けられ、安心して出産できる環境を整備するため、高度な新生児医療等の周産期医療を行う総合周産期母子医療センター（秋田赤十字病院）の運営に対し補助した。	140,129
			地域周産期母子医療センター運営費補助事業	県民が等しく周産期医療を受けられ、安心して出産できる環境を整備するため、地域の周産期医療機関を支え、周産期に係る比較的高度な医療を行う地域周産期母子医療センター（大館市立総合病院、平鹿総合病院）の運営に対し補助した。	29,688
			産科医療機関確保事業	身近な地域で出産できるよう、分娩取扱施設が少ない地域の産科病院に対し補助を行い、分娩取扱施設の確保を図った。 対象：かづの厚生病院、北秋田市民病院、雄勝中央病院、市立角館総合病院	91,240
			周産期医療連携強化推進事業	周産期死亡を改善するため、周産期医療関係者による実態調査及び症例検討会を行い、周産期死亡を改善するための方策を検討するとともに関係者相互のネットワーク強化を図った。	414
			助産師活用推進事業	産科医療体制を充実し安心して出産できるような環境を整備するため、助産師の活躍の場が広がるよう、養成及び資質向上を推進した。	179
			総合周産期母子医療センター設備整備事業	総合周産期母子医療センター（秋田赤十字病院）の運営に必要な設備整備に対し補助し、医療機能の強化を図った。	37,370
			地域周産期母子医療センター設備整備事業	地域周産期母子医療センター（大館市立総合病院、平鹿総合病院）の運営に必要な設備整備に対し補助し、医療機能の強化を図った。	34,149
③	医療費に係る経済的負担の軽減	長寿社会課	福祉医療費補助金	子育てに係る負担の軽減を図るため、乳幼児37,407人に対して医療費の助成を行った。（決算額については小学生も含めた額である。）	850,795

〈乳幼児期〉施策2 子育て支援の充実

柱番号及び施策を構成する柱		担当課	事業名	事業実績(H26.3.31現在)	H25決算額 (千円)
①	多様なニーズに対応した質の高い保育サービスの推進	幼保推進課	保育所整備等特別対策事業	7市町10箇所の保育所及び2箇所の幼稚園の施設整備に助成したほか、9市町村で実施した保育の質の向上を図るための保育士研修事業等に助成した。	646,509

〈乳幼児期〉施策2 子育て支援の充実

柱番号及び施策を構成する柱		担当課	事業名	事業実績(H26.3.31現在)	H25決算額 (千円)
①	多様なニーズに対応した質の高い保育サービスの推進	幼保推進課	保育対策等促進事業	延長保育促進事業として保育所98箇所・延べ204,839人分、休日保育事業として保育所20箇所・延べ3,461人分、病児・病後児保育事業として保育所等50箇所・延べ7,511人分の費用を助成した。	377,044
			認可外保育施設補助事業	7市15箇所の認可外保育施設に対し、入所児童の健康と施設の衛生管理を確保するための費用を助成した。	769
			認定こども園拡充事業	幼稚園等12施設において、認定こども園の認定に必要な教育・保育の質を高めるためのサポート事業を実施したほか、大仙市の認定こども園を会場に秋田県認定こども園公開保育研究協議会を開催し、関係者246人の参加があった。また、幼稚園・保育所の施設長と子育て支援関係者による、子育て支援ネットワーク研修会を開催し129名の参加があった。	627
②	保育に係る経済的負担の軽減	子育て支援課	すこやか子育て支援事業	子どもの保育所等の入所に伴う子育て家庭の経済的支援として保育料助成を実施する市町村に対して経費の半額を助成した。	1,086,240
③	地域における子育てサポート体制の充実	子育て支援課	地域子育て支援推進事業	地域振興局毎に活動している8つの子ども・子育て支援推進地区協議会が各自のネットワークを活かし、地域に応じたイベントを開催したほか、子育て情報などを発信した。	1,901
④	親支援プログラムの推進	子育て支援課	親支援プログラム普及事業	孤立しがちな母親の子育て不安感・負担感を軽減し、前向きにゆとりを持って子育てを楽しむための親支援講座プログラムの開催支援と、その普及を促進した。(子育て負担・不安感の自発的軽減プログラム)	471
		幼保推進課	秋田わか杉っ子！健やか推進事業	幼稚園・保育所の5歳児の児童の身長・体重データを年2回収集し、集計・分析データを各園・各市町村等に情報提供するとともに、肥満傾向児出現率低下の健康啓発に関し、「正しい生活習慣」・「三度の食事」・「外遊び」の観点から専門講師による講演会を開催した。	2,159

〈乳幼児期〉施策3 要保護児童に対する支援

柱番号及び施策を構成する柱		担当課	事業名	事業実績(H26.3.31現在)	H25決算額 (千円)
①	児童虐待防止対策の推進	子育て支援課	子ども虐待防止対策事業	秋田県要保護児童対策地域協議会を開催したほか、街頭キャンペーンやライトアップ看板の設置による児童虐待防止啓発事業を実施した。また、児童相談関係職員に対する研修や一時保護所への一時保護対応協力員の配置を行うとともに、児童相談所の備品等を整備した。	12,404
②	障害ある子どもの支援	障害福祉課	障害児等療育支援事業	県内8カ所の療育支援体制を持つ施設と委託契約を締結し、身近な地域で療育指導が受けられる体制の充実を図った。また、身近な地域で療育サービスを受けることができるよう県内4カ所の地域療育医療拠点施設に対し運営経費を助成した。	46,865
			地方独立行政法人秋田県立療育機構支援事業	障害や発達に応じた専門的な療育支援を行う「秋田県立医療療育センター」の安定的運営を図るため、運営主体である地方独立行政法人秋田県立療育機構の運営について支援した。(発達障害のある子どもの適切な相談・支援を行う「発達障害者支援センター運営事業」の事業費含む。)	949,130
		健康推進課	自立支援医療(育成医療)	障害児の健全な育成を図るため、当該障害児に対し行われる生活の能力を得るために必要な医療費の負担軽減を図る市町村に対して、その費用の1/2を負担した。平成25年度は、408人の児童に対して医療費を負担した。	6,679
			小児慢性特定疾患治療研究事業	小児慢性疾患のうち小児がんなど特定の疾患については、その治療が長期間にわたり、医療費の負担も高額となることから、その治療の確立と普及を図り、併せて患者家族の医療費の負担軽減を図った。平成25年度末の受給者数は、637人(秋田市を含むと1,002人)であった。	92,680
③	発達障害のある子どもの支援	障害福祉課	秋田県発達障害支援対策協議会	発達障害者を支援する関係機関の連携体制の早期確立及び関係機関が抱える諸課題への対応を専門的に協議・検討した。	107

〈乳幼児期〉施策4 支援を必要とする親へのサポート

柱番号及び施策を構成する柱		担当課	事業名	事業実績(H26.3.31現在)	H25決算額 (千円)
①	ひとり親家庭への支援	子育て支援課	ひとり親家庭就業・自立支援センター事業	秋田県ひとり親家庭就業・自立支援センターにおいて延べ6,465件の就業等の相談を受けたほか、介護職員初任者研修等の講習会を行い、89名が受講した。また、センターの就労支援バンクに登録しているひとり親家庭76名が新たに就職した。	12,500

〈乳幼児期〉施策4 支援を必要とする親へのサポート

柱番号及び施策を構成する柱		担当課	事業名	事業実績(H26.3.31現在)	H25決算額 (千円)
①	ひとり親家庭への支援	子育て支援課	ひとり親家庭日常生活支援事業	一時的に生活援助、保育サービスが必要な場合又は、日常生活を営むのに支障が生じているひとり親家庭に対し、その生活を支援する者を派遣した。4市が8世帯に対し事業を行った。	203
②	DV対策の推進	子育て支援課	女性福祉費	配偶者暴力相談支援センター（女性相談所、県福祉事務所、中央男女共同参画センター）において延べ1,022件の相談を受けたほか、女性相談所において、62名に対して一時保護（委託含む。）を行った。また、DV防止キャンペーンを県内8カ所で行った。	36,616

〈学童期〉施策1 心身の健康づくりの推進

柱番号及び施策を構成する柱		担当課	事業名	事業実績(H26.3.31現在)	H25決算額 (千円)
①	体力づくり・スポーツ活動の推進	スポーツ振興課	広域スポーツセンター事業	総合型地域スポーツクラブへの設立・育成及び活動に関する支援として、クラブアドバイザーが設立済み54クラブ・準備中1クラブに対して、計59回訪問指導を行った。また、25年度中には新たに4クラブの設立準備を整えることができた。	9,667
		保健体育課	小・中・高等学校学校体育担当者連絡協議会	県内3地区で329名の参加があり、学校体育の充実の観点から教職員の研修等を実施した。	10
②	食育の推進	健康推進課	みんなで創ろう「食の国あきた」推進事業	食の国県民フェスティバルで一般県民に食事バランスガイドなどの食育の普及啓発を実施した。	3,504
		保健体育課	第2期秋田県食育推進計画	学校生活において、あらゆる機会に食育を推進することを研修会を通して教職員へ啓発を図った。	0
		保健体育課	秋田県学校給食研究協議大会	全県より約300名が参加し、鹿角地区の給食における地産産物の活用を通じて食育の在り方を研究協議した。	14

〈学童期〉施策2 家庭や地域の教育力の向上

柱番号及び施策を構成する柱		担当課	事業名	事業実績(H26.3.31現在)	H25決算額 (千円)
①	家庭教育支援体制の充実	生涯学習課	みんなで学び・育てる家庭教育支援事業	○家庭教育担当者等研究協議会(2回)、○家庭教育フォーラム「大人が支える！インターネットセーフティの推進」(85名)、○家庭教育支援の啓発リーフレットの作成(10,000部)、○県庁出前講座による普及啓発(125回)	447
		義務教育課	不登校・いじめ問題等対策事業	71中学校へのスクールカウンセラーの配置、21中学校への心の相談員の配置、フリーダイヤルによる相談電話の設置、3教育事務所・総合教育センターへのスクールソーシャルワーカーの配置等により相談体制の充実を図った。	69,977
②	父親の育児参加の促進	少子化対策局	子育てしやすい職場づくり推進事業	男性の育児参加の第一歩としての「保育・授業参観への出席」を職場ぐるみで応援する機運の醸成を図るとともに、男性の育児参加等への理解を深めるための企業内研修会を10回開催した。また、男性従業員の育児休業取得や両立支援に取り組んだ企業など23件に助成した。	7,112
③	地域教育支援体制の充実	子育て支援課	子どもの居場所づくり促進事業	就労等により保護者が昼間家庭にいない小学校児童に対して安心できる居場所を提供するため、放課後児童クラブ183カ所に対して運営費を助成するとともに、余剰教室の改修や備品の整備等を行う放課後児童クラブ7カ所に対して、環境整備にかかる費用を助成した。	320,526

〈学童期〉施策3 安全・安心な環境の確保

柱番号及び施策を構成する柱		担当課	事業名	事業実績(H26.3.31現在)	H25決算額(千円)
①	安全・安心なまちづくり支援	県民生活課	安全・安心なまちづくり事業	安全・安心まちづくりフォーラムやシャル・ウィ・ロックキャンペーン、出前講座(2回)で、県民の防犯意識高揚に努めた他、自主防犯活動推進のため、「いかのおすし通信」を年3回発行・配付するとともに、3箇所です「活動力アップセミナー」を開催した。	1,889
		県警生活安全企画課	子どもの安全対策	児童対象の防犯教室、保護者や子供110番の家、子供見守り隊等を対象とした子供安全研修会、教職員対象の不審者侵入対応訓練等により子供の見守り活動を実施した。	485
②	情報・消費環境への対応力の向上	県民生活課	生活センター相談・啓発事業費	消費者教育・啓発のため、企業・団体等からの依頼により、出前講座を実施するとともに、学校等に出向き、消費者被害の未然防止を図るための消費者教育支援講座を実施した。	30,276
			消費生活安全・安心事業	くらしの専門家による講座として、「くらしの達人」養成講座を開催するとともに、消費者問題の啓発のため、各地域団体と連携し、消費者問題講演会及び食品安全セミナー等を開催した。	52,438
		義務教育課	(学校教育の指針等)	学校教育の指針において、情報教育の重点を示し、学校全体で情報モラル教育に取り組む体制づくりの推進を図った。また、文部科学省の関連事業、教材等について、各小・中学校に周知を図った。	0
		生涯学習課	大人が支える！インターネットセキュリティの推進	○インターネットセキュリティ推進委員会の開催(2回)、○フォーラムの開催 ○アウトリーチ型啓発モデルコンテンツの開発・提供(第3号まで配信)、○県庁出前講座の実施、○地域サポーターの養成(270名)、○教員等対象「地域サポーター養成講座」の実施(127名)、○「インターネットセキュリティガイド」の作成(10,000部)、○小学生、中・高生向けリーフレットの作成・配布	437

〈学童期〉施策4 要保護児童に対する支援

柱番号及び施策を構成する柱		担当課	事業名	事業実績(H26.3.31現在)	H25決算額(千円)
①	障害のある子どもの支援	障害福祉課	障害児等療育支援事業	県内8カ所の療育支援体制を持つ施設と委託契約を締結し、身近な地域で療育指導が受けられる体制の充実を図った。また、身近な地域で療育サービスを受けることができるよう県内4カ所の地域療育医療拠点施設に対し運営経費を助成した。	46,865
			地方独立行政法人秋田県立療育機構支援事業	障害や発達に応じた専門的な療育支援を行う「秋田県立医療療育センター」の安定的運営を図るため、運営主体である地方独立行政法人秋田県立療育機構の運営について支援した。	949,130
		健康推進課	自立支援医療(育成医療)	障害児の健全な育成を図るため、当該障害児に対し行われる生活の能力を得るために必要な医療費の負担軽減を図る市町村に対して、その費用の1/2を負担した。平成25年度は、408人の児童に対して医療費を負担した。	6,679
			小児慢性特定疾患治療研究事業	小児慢性疾患のうち小児がんなど特定の疾患については、その治療が長期間にわたり、医療費の負担も高額となることから、その治療の確立と普及を図り、併せて患者家族の医療費の負担軽減を図った。平成25年度末の受給者数は、637人(秋田市を含むと1,002人)であった。	92,680
			特別支援教育課	医療的ケア	医療的ケアを必要とする児童生徒が在籍する特別支援学校8校1分枝に看護師14名を配置し、安全で安心な学習環境の整備と保護者の負担を軽減した。それぞれの児童生徒の主治医21名が、各校を巡回指導した。
みんなで作る特別支援教育推進事業	特別支援教育セミナー(小・中学校の要請に、特別支援教育担当指導主事等を派遣)を123校、179名の教員が受講した。就学や教育に関する相談会(保護者を対象とした障害のある幼児児童生徒の相談活動)を県内11会場で、計24日間実施し、272件の相談があった。	1,907			
②	発達障害のある子どもの支援	障害福祉課	秋田県発達障害支援対策協議会	発達障害者を支援する関係機関の連携体制の早期確立及び関係機関が抱える諸課題への対応を専門的に協議・検討した。	107
			発達障害者支援センター運営事業	県内の発達障害児(者)に対する支援を総合的に行う拠点として、発達障害者支援センターが発達障害のある子どもの適切な相談・支援事業を行った。(予算は「地方独立行政法人秋田県立療育機構支援事業に含まれる)。	10,902
		特別支援教育課	特別支援教育体制整備推進事業	「専門家・支援チーム」による巡回相談を376回実施した。新任特別支援教育コーディネーター研修会を3期に渡り実施し、197名が受講した。上級特別支援教育コーディネーター養成研修会を4期に渡り実施し、17名が受講修了した。「かがやきミーティング」を県内3地区で実施した。	2,079
③	児童虐待防止対策の推進	子育て支援課	子ども家庭相談電話事業	児童相談のフリーダイヤルを設け、平日の日中には278件、平日の夜間と休日には305件の相談に対応した。	10,431

〈学童期〉施策4 要保護児童に対する支援

柱番号及び施策を構成する柱		担当課	事業名	事業実績(H26.3.31現在)	H25決算額 (千円)
③	児童虐待防止対策の推進	県警少年課	総合的な少年非行の防止事業	○被害児童219人に係る148件の児童虐待事案及びおそれのある事案を認知し、71人を児童相談所等に通告 ○警察署、やまびこ電話、チャイルド・セーフティ・センターにおいて、児童虐待事案関連の相談を18件受理 ○幼児の車内放置防止等のキャンペーンを実施。	411
			「なまはげ」少年サポート事業	○児童虐待事案関連の相談受理活動実施 ○幼児の車内放置防止等のキャンペーンを実施	10,801
			チャイルド・セーフティ・センター「SOS24」事業	○児童虐待事案関連の相談受理活動実施 ○幼児の車内放置防止等のキャンペーンを実施	48,472
④	児童ポルノ等の犯罪対策の推進	県警少年課	総合的な少年非行の防止事業	○保護者及び子供等対象の有害サイト非行防止教室等を422回実施 ○フィルタリング普及のためのキャンペーン等広報活動を206回実施 ○携帯電話販売店に対するフィルタリング推奨の要請活動を255回実施 ○警察署等でサイト関連の相談43件受理	411
			「なまはげ」少年サポート事業	○学校等において、有害サイト非行防止を含む非行・犯罪被害防止教室等を482回実施 ○フィルタリング普及のためのキャンペーン等広報活動を実施	10,801
			チャイルド・セーフティ・センター「SOS24」事業	○学校等において、有害サイト非行防止を含む非行・犯罪被害防止教室等を158回実施 ○フィルタリング普及のためのキャンペーン等広報活動を実施 ○携帯電話関係の相談受理	48,472

〈義務教育期〉施策1 豊かな人間性を育む学校教育の推進

柱番号及び施策を構成する柱		担当課	事業名	事業実績(H26.3.31現在)	H25決算額 (千円)
①	ふるさと教育の推進	義務教育課	あきた「わか杉」県議会	あきた「わか杉」県議会を開催し、次代を担う子どもたちの、政治や本県の課題に対する関心・理解を深めるとともに、「問い」を発する子どもの育成、ふるさとを愛する心やふるさとを支える自覚と高い志を持つ子どもの育成を図った。	660
②	基礎学力の向上	義務教育課	少人数学習推進事業	少人数学級及び少人数授業の実施のため、県内の公立の小学校42校、中学校55校に対して、臨時講師54名、非常勤講師118名を配置した。	520,844
			学習状況調査事業	ペーパーテストにより、教科と学習意欲に関する質問紙調査を小4～中2に悉皆で実施(小4:国算理、小5、6:国社算理、中1、2:国社数理英)。児童生徒の学習状況の把握と学習指導や教育施策の検証改善に生かした。	1,754
③	多様な体験活動の推進	地域活力創造課	秋田発・子どもふるさと交流推進事業	「学力日本一」を地域資源とした交流体験活動(能代市-東京都豊島区)や、国際教養大学と連携した英語活動(横手市-東京都大田区)など、魅力ある体験プログラムをはじめとした17事業に助成し、合計1,224人の児童生徒が交流した。	7,099
		生涯学習課	あきたセカンドスクール推進事業	○セカンドスクールの利用の実績 ・延べ1,113校、67,763人利用 ○プロジェクトアドベンチャー(PA)の実績 ・延べ317団体、17,176人利用、コース点検や修繕を実施	859
		観光戦略課	教育旅行受入モデル地域育成事業	公募により2団体(八峰町観光協会、仙北平野あぐり耕房推進協議会)が採択され、体験型教育旅行体験メニューの磨き上げ、安全管理対策、学校等への営業活動、説明資料の作成等を行った結果、それぞれの課題が明らかになったとともに、受入ニーズが高く、今後意欲的に取り組んでいく方向性を見出した。	500
		自然保護課	環境と文化のむら管理事業	五城目町にある環境と文化のむらでの定期自然観察会の開催 同施設での小中学生の体験学習の受入	6,485
			自然ふれあい施設管理事業	北秋田市にある奥森吉青少年野外活動基地での小中学生の受入 環境省森吉山野生鳥獣センターでの定期自然観察会の開催	7,231
白神山地世界遺産センター(藤里館)活動協議会支援	世界遺産センターでの小中学生の体験学習の受入 白神山地周辺での自然観察会の開催	2,000			

〈義務教育期〉施策1 豊かな人間性を育む学校教育の推進

柱番号及び施策を構成する柱		担当課	事業名	事業実績(H26.3.31現在)	H25決算額 (千円)
④	環境・自然保護活動の推進	環境管理課	子ども環境教育支援事業	子どもエコクラブや学校への支援を充実し、環境教育・環境学習の活性化を図った。	4,672
			環境あきたリーダー育成事業	地域での環境保全活動を実践するリーダーを育成するとともに、その活動を支援した。また、環境に関する講師を派遣したり、環境に関する情報を提供するなど、県民の環境保全に関する理解を高め、自主的な行動を促進した。	4,159
		温暖化対策課	あきたエコ&リサイクルフェスティバル	9月7・8日、秋田駅前アゴラ広場等にて、第13回あきたエコ&リサイクルフェスティバルを開催した。	3,000
			地域環境保全支援事業	省エネや新エネ、3R等の環境保全活動を推進する人材の育成やネットワーク化のための、研修会の開催などの取組を実施した。	7,233
			新エネルギー普及広報サポート事業	新エネルギーの導入促進及び省エネルギーに関する普及啓発や広報活動として、環境エネルギー教室の開催、イベント支援、太陽光発電の普及啓発等を実施した。	4,283
		自然保護課	環境と文化のむら管理事業	五城目町にある環境と文化のむらでの定期自然観察会の開催 同施設での小中学生の体験学習の受入	6,485
			自然ふれあい施設管理事業	北秋田市にある奥森吉青少年野外活動基地での小中学生の受入 環境省森吉山野生鳥獣センターでの定期自然観察会の開催	7,231
			白神山地世界遺産センター（藤里館）活動協議会支援	世界遺産センターでの小中学生の体験学習の受入 白神山地周辺での自然観察会の開催	2,000
		森林整備課	森林環境学習活動支援事業	次代を担う児童・生徒に対し、森林のもつ様々な公益的機能や森林環境に関する正しい知識の提供と理解の促進を図るため、53の事業主体で森林環境学習や森林作業体験等を行った。	10,660
		義務教育課	学校関係緑化コンクール	学校関係緑化コンクールの募集・審査を行い、全日本学校関係緑化コンクールに2校を推薦した。	17

〈義務教育期〉施策2 小・中学校の連携の推進

柱番号及び施策を構成する柱		担当課	事業名	事業実績(H26.3.31現在)	H25決算額 (千円)
①	基本的な生活習慣や学習習慣の定着	義務教育課	(学校教育の指針)	学校教育の指針に「秋田わか杉っ子 学びの十か条」を掲載するなど、基本的な生活習慣や学習習慣定着のための取組について、充実を呼びかけた。	0
②	生徒指導の充実	義務教育課	不登校・いじめ問題等対策事業	71中学校へのスクールカウンセラーの配置、21中学校への心の相談員の配置、フリーダイヤルによる相談電話の設置、3教育事務所・総合教育センターへのスクールソーシャルワーカーの配置等により相談体制の充実を図った。	69,977
③	学習指導の充実	義務教育課	学力向上推進事業	学習状況調査や学校訪問指導、学力向上支援Webの活用、観察・実験指導力向上講座や理数探究体験セミナー、学力向上フォーラムの開催、「学校改善支援プラン」の作成、キャリア教育の推進等の事業により、児童生徒の学習指導の充実を図った。	4,346
			小・中連携いきいきスクール事業	小規模小学校のより自由度の高い学校運営や教科担任制を生かした教育課程の編成を可能とするとともに、小・中連携に係る取り組みを推進する校内体制を整備するため、臨時講師1名を小学校5校に配置し、学習指導、生徒指導、学校経営に関する改善や学校の活性化を図った。	17,834

〈義務教育期〉施策2 小・中学校の連携の推進

柱番号及び施策を構成する柱		担当課	事業名	事業実績(H26.3.31現在)	H25決算額 (千円)
④	特別な支援を要する子どもへの対応の充実	特別支援教育課	みんなで創る特別支援教育推進事業	特別支援教育セミナー(小・中学校の要請に、特別支援教育担当指導主事等を派遣)を123校、179名の教員が受講した。就学や教育に関する相談会(保護者を対象とした障害のある幼児児童生徒の相談活動)を県内11会場で、計24日間実施し、272件の相談があった。	1,907
			特別支援教育体制整備推進事業	「専門家・支援チーム」による巡回相談を376回実施した。新任特別支援教育コーディネーター研修会を3期に渡り実施し、197名が受講した。上級特別支援教育コーディネーター養成研修会を4期に渡り実施し、17名が受講修了した。「かがやきミーティング」を県内3地区で実施した。	2,079
⑤	体系的なキャリア教育、情報モラル教育の推進	義務教育課	キャリア教育推進事業	キャリア教育によって、秋田県の子どもたち一人一人を「高い志をもち、自らの未来をたくましく切り開いていくとともに、秋田の将来を担う人材」として育てていくために、各学校への啓発活動や提言等を行った。	359
		産業政策課	産業情報発信事業	「ものづくり展示ホール」で県内の優れた製品等のPRを行った。年間来場者は16,699人。また、同ホールにて企画展を2回行った。企画展開催中の来場者は4,161人。ものづくり展示ホールガイド「ミテコレ!」を4,000部作成し、県内各学校、市町村、商工団体に送付した。	3,825

〈義務教育期〉施策3 学校・家庭・地域社会の連携の推進

柱番号及び施策を構成する柱		担当課	事業名	事業実績(H26.3.31現在)	H25決算額 (千円)
①	学校を核とした地域全体の教育力の向上	義務教育課	学力向上推進事業 (あきたの教育力発信事業)	学力向上フォーラムを開催し、家庭や地域の教育力を生かした学校づくりの推進について啓発を図った。	1,096
		生涯学習課	学校支援地域本部事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県全体の取組 19市町村3特別支援学校64本部</li> <li>・そのうち補助活用 15市町村3特別支援学校50本部</li> <li>・そのうち市町村単独予算での取組 4市町村14本部</li> </ul>	44,279 (学校・家庭・地域連携総合推進事業分)
②	子どもたちの安全・安心な居場所づくりの推進	生涯学習課	放課後子ども教室推進事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市町村設置、運営する放課後子ども教室の支援</li> <li>・19市町村147教室の実施(秋田市を除く104教室に補助)</li> </ul>	
③	子どもたちの安全を守る取組の推進	県民生活課	安全・安心まちづくり事業	安全・安心まちづくりフォーラムやシャル・ウィ・ロックキャンペーン、出前講座(2回)で、県民の防犯意識高揚に努めた他、自主防犯活動推進のため、「いかのおすし通信」を年3回発行・配付するとともに、3箇所で開催した。	1,889
④	子どもたちの規範意識の醸成	義務教育課	不登校・いじめ問題等対策事業	71中学校へのスクールカウンセラーの配置、21中学校への心の相談員の配置、フリーダイヤルによる相談電話の設置、3教育事務所・総合教育センターへのスクールソーシャルワーカーの配置等により相談体制の充実を図った。	69,977

〈義務教育期〉施策4 いじめ防止と不登校の子ども支援

柱番号及び施策を構成する柱		担当課	事業名	事業実績(H26.3.31現在)	H25決算額 (千円)
①	いじめ防止対策の推進	義務教育課	不登校・いじめ問題等対策事業	71中学校へのスクールカウンセラーの配置、21中学校への心の相談員の配置、フリーダイヤルによる相談電話の設置、3教育事務所・総合教育センターへのスクールソーシャルワーカーの配置等により相談体制の充実を図った。	69,977
②	不登校対策の推進	義務教育課	不登校・いじめ問題等対策事業	71中学校へのスクールカウンセラーの配置、21中学校への心の相談員の配置、フリーダイヤルによる相談電話の設置、3教育事務所・総合教育センターへのスクールソーシャルワーカーの配置等により相談体制の充実を図った。	69,977
		生涯学習課	あきたリフレッシュ学園事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・利用日数 197日</li> <li>・のべ利用人数 776人</li> <li>・平均利用者数 3.9人</li> <li>・最大利用者数 8人</li> <li>・実利用者数 16人(うち県外利用者数 1人)</li> </ul>	7,242
③	教育相談環境の整備	義務教育課	不登校・いじめ問題等対策事業	71中学校へのスクールカウンセラーの配置、21中学校への心の相談員の配置、フリーダイヤルによる相談電話の設置、3教育事務所・総合教育センターへのスクールソーシャルワーカーの配置等により相談体制の充実を図った。	69,977

〈思春期〉施策1 心身の健康づくりの推進

柱番号及び施策を構成する柱		担当課	事業名	事業実績(H26.3.31現在)	H25決算額 (千円)
①	体力づくり・スポーツ活動の推進	スポーツ振興課	広域スポーツセンター事業	総合型地域スポーツクラブへの設立・育成及び活動に関する支援として、クラブアドバイザーが設立済み54クラブ・準備中1クラブに対して、計59回訪問指導を行った。また、25年度中には新たに4クラブの設立準備を整えることができた。	9,667
		保健体育課	小・中・高等学校学校体育担当者連絡協議会	県内3地区で329名の参加があり、学校体育の充実の観点から教職員の研修等を実施した。	10
			運動部活動テクニカルサポート事業	小・中・高等学校47校の運動部に対し、72名の外部指導者を派遣しその活性化及び顧問の資質向上を図った。	6,379
②	心の健康づくり・自殺予防の推進	保健体育課	精神保健相談事業	精神科相談医を配置して教職員の相談に随時対応するとともに、小・中・高・特別支援学校教員を対象として、県内3地区でそれぞれ事例検討会を開催した。	1,311
③	性教育・薬物乱用防止教育の推進	健康推進課	思春期からの健康づくり支援事業	産婦人科医等による性教育講座を67校で実施した。(予算再配当により、教育庁保健体育課が実施)	1,514
		医務薬事課	薬物乱用防止教育推進事業	中学生・高校生から作品を募集する「薬物乱用防止啓発メディアコンテスト」や、高校生が参加する街頭キャンペーン、中学校・高校への啓発資材の配布等を継続して実施した。	1,796
		保健体育課	性に関する指導拡充事業	産婦人科相談医による相談活動を実施するとともに、性教育講座を中学校43校、高校22校、特別支援学校2校で開催した。	981
			薬物乱用防止教育推進事業	教職員を対象として薬物乱用防止教育指導者研修会を開催するなど、薬物等の乱用防止のため教育活動全体を通じて取り組むよう啓発を図った。	0

〈思春期〉施策2 個性と創造力を育む教育の推進

柱番号及び施策を構成する柱		担当課	事業名	事業実績(H26.3.31現在)	H25決算額 (千円)
①	学校教育の充実	義務教育課	少人数学習推進事業	少人数学級及び少人数授業の実施のため、県内の公立の小学校42校、中学校55校に対して、臨時講師54名、非常勤講師118名を配置した。	520,844
			学習状況調査事業	ペーパーテストにより、教科と学習意欲に関する質問紙調査を小4～中2に悉皆で実施(小4:国算理、小5、6:国社算理、中1、2:国社数理英)。児童生徒の学習状況の把握と学習指導や教育施策の検証改善に生かした。	1,754
		高校教育課	地域医療を支えるドクター育成事業	県政の課題である医師不足に対応し、地域医療を支える人材を育成するため、医師を志す生徒を対象として、県内外の医療機関の視察や、地域医療体験学習などのプログラムを実施した。	3,434
			確かな学力育成推進事業	思考力養成セミナーや進学コース別ハイレベル講座等により高校生の学力向上を図るとともに、各種研修プログラムへの教員派遣により教員の指導力向上を支援した。	49,047
②	多様な体験活動の推進	高校教育課	キャリア教育等推進事業	インターンシップやボランティア体験活動等を通して、社会の一員であるということの自覚を深め、社会の中で共に生きる豊かな人間性を養うとともに、自分を見つめ直し自己実現に向かって人生を切り開いていく力を育むための支援を行った。	14,841
③	環境・自然保護活動の推進	環境管理課	子ども環境教育支援事業	子どもエコクラブや学校への支援を充実し、環境教育・環境学習の活性化を図った。	4,672
			環境あきたリーダー育成事業	地域での環境保全活動を実践するリーダーを育成するとともに、その活動を支援した。また、環境に関する講師を派遣したり、環境に関する情報を提供するなど、県民の環境保全に関する理解を高め、自主的な行動を促進した。	4,159

〈思春期〉施策2 個性と創造力を育む教育の推進

柱番号及び施策を構成する柱		担当課	事業名	事業実績(H26.3.31現在)	H25決算額 (千円)
③	環境・自然保護活動の推進	温暖化対策課	あきたエコ&リサイクルフェスティバル	9月7・8日、秋田駅前アゴラ広場等にて、第13回あきたエコ&リサイクルフェスティバルを開催した。	3,000
			地域環境保全支援事業	省エネや新エネ、3R等の環境保全活動を推進する人材の育成やネットワーク化のための、研修会の開催などの取組を実施した。	7,233
			新エネルギー普及広報サポート事業	新エネルギーの導入促進及び省エネルギーに関する普及啓発や広報活動として、環境エネルギー教室の開催、イベント支援、太陽光発電の普及啓発等を実施した。	4,283
		自然保護課	環境と文化のむら管理事業	五城目町にある環境と文化のむらでの定期自然観察会の開催 同施設での中・高校生の体験学習の受入	6,485
			自然ふれあい施設管理事業	北秋田市にある奥森吉青少年野外活動基地での中・高校生の受入 環境省森吉山野生鳥獣センターでの定期自然観察会の開催	7,231
			白神山地世界遺産センター（藤里館）活動協議会支援	世界遺産センターでの中・高校生の体験学習の受入 白神山地周辺での自然観察会の開催	2,000
		森林整備課	森林環境学習活動支援事業	次代を担う児童・生徒に対し、森林のもつ様々な公益的機能や森林環境に関する正しい知識の提供と理解の促進を図るため、53の事業主体で森林環境学習や森林作業体験等を行った。	10,660
義務教育課	学校関係緑化コンクール	学校関係緑化コンクールの募集・審査を行い、全日本学校関係緑化コンクールに2校を推薦した。	17		
④	開かれた学校づくり	生涯学習課	学校支援地域本部事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県全体の取組 19市町村3特別支援学校64本部</li> <li>・そのうち補助活用 15市町村3特別支援学校50本部</li> <li>・そのうち市町村単独予算での取組 4市町村14本部</li> </ul>	44,279 (学校・家庭・地域連携総合推進事業分)
⑤	多様な選択を可能にする教育の充実	男女共同参画課	みんなイキイキ子どもの未来教育推進事業	県内各小中高校に備え付けの副読本について、授業等での活用を働きかけた。(小中高平均活用率77.5%)	0

〈思春期〉施策3 ふるさとを知り、国際的視野を養う力を養成

柱番号及び施策を構成する柱		担当課	事業名	事業実績(H26.3.31現在)	H25決算額 (千円)
①	ふるさとを知る取組促進	義務教育課	あきた「わか杉」県議会	あきた「わか杉」県議会を開催し、次代を担う子どもたちの、政治や本県の課題に対する関心・理解を深めるとともに、「問い」を発する子どもの育成、ふるさとを愛する心やふるさとを支える自覚と高い志を持つ子どもの育成を図った。	660
			環境と文化のむら管理事業	五城目町にある環境と文化のむらでの定期自然観察会の開催 同施設での中・高校生の体験学習の受入	6,485
		自然保護課	自然ふれあい施設管理事業	北秋田市にある奥森吉青少年野外活動基地での中・高校生の受入 環境省森吉山野生鳥獣センターでの定期自然観察会の開催	7,231
			白神山地世界遺産センター（藤里館）活動協議会支援	世界遺産センターでの中・高校生の体験学習の受入 白神山地周辺での自然観察会の開催	2,000
②	国際理解の促進	国際課	国際理解講座	国際交流員（アメリカ、中国、韓国、ロシア国籍）を中学・高校等に派遣し、各国の文化を紹介する異文化理解講座を実施した。(計19回、参加者数780名)	0
③	国際交流や国際協力活動の参加促進	義務教育課	小学校外国語活動教員研修事業	小学校外国語活動におけるリーダー的教員を育成するため、県内各大学と連携を図り、夏季休業中の5日間、国際教養大学において40名の受講者を対象に、指導方法の習得と英語運用能力の育成を目指して実施した。受講後、研修内容を自校で伝達した。	793

〈思春期〉施策4 社会参加・参加機会の拡大

柱番号及び施策を構成する柱	担当課	事業名	事業実績(H26.3.31現在)	H25決算額(千円)
① ボランティア活動の促進	地域活力創造課	NPO出前講座事業	県内11校で手話教室などの福祉や環境等に関するNPO出前講座を開講し、小・中・高校生282人が参加した。	260
② 文化活動の推進	文化振興課	あきた県民芸術祭2013	(社)秋田県芸術文化協会との共催で秋田県青少年音楽コンクールを開催し、ピアノ部門67名、弦楽器部門13名、声楽部門13名、管・打楽器部門35名の参加があった。また、あきたの文芸では、25歳以下の参加者を対象としたグリーン賞の枠を設け、優秀者を表彰した。	18,009
③ 子ども・若者の「声」の反映	県民生活課	青少年の健全育成運動推進事業	平成25年9月15日に秋田市立山王中学校を会場として「わたしの主張2013秋田県大会」を開催し、各地区予選大会を経た13人の中学生が、日頃考えていることなどを発表し、優秀者を表彰した。(青少年育成秋田県民会議と共同開催)	0

〈思春期〉施策5 社会への旅立ちを支援

柱番号及び施策を構成する柱	担当課	事業名	事業実績(H26.3.31現在)	H25決算額(千円)
① 職業意識の形成支援	雇用労働政策課	地元企業魅力発見事業	高校1年生を対象とした職場見学を県内の各高校単位で実施し、30校が実施し、1,831人の生徒・教員が県内企業の見学を行い、職業意識の醸成を図った。	2,555
	産業政策課	産業情報発信事業	「ものづくり展示ホール」で県内の優れた製品等のPRを行った。年間来場者は16,699人。また、同ホールにて企画展を2回行った。企画展開催中の来場者は4,161人。ものづくり展示ホールガイド「ミテコレ!」を4,000部作成し、県内各学校、市町村、商工団体へ送付した。	3,825
	義務教育課	キャリア教育推進事業	キャリア教育によって、秋田県の子どもたち一人一人を「高い志をもち、自らの未来をたくましく切り開いていくとともに、秋田の将来を担う人材」として育てていくために、各学校への啓発活動や提言等を行った。	359
	高校教育課	ふるさとものづくり企業紹介事業	全県の高校生に、地域に根ざし元気なものづくりに取り組んでいる企業を紹介することにより、地域産業への理解を深め、ふるさとに対する誇りを喚起するとともに、ふるさとでのキャリア形成への展望を開くことができるよう支援を行った。	0
② 職場体験・インターンシップの充実	農林政策課	新規就農総合対策事業(啓発・準備研修)	新規参入希望者等を対象に、座学と農業体験を組み合わせた研修を実施した。 25年度研修終了者数：5名 農業高校生を対象に、農家滞在体験を実施した。 25年度研修終了者数：6名	318
	高校教育課	キャリア教育等推進事業	高校在学中に各事業所等での就業体験を行うことにより、働くことの意義や職業についての理解を深めるとともに、自己の将来の在り方生き方について考え、主体的に職業選択ができる能力の育成を図った。	14,841
③ 進路指導・職業相談・就職支援の充実	雇用労働政策課	雇用労働アドバイザーの配置運営事業	各地域振興局及び本庁に配置した雇用労働アドバイザーが、各事業所を訪問し、Aターン求人への掘り起こしなどを行った。	11,773
		高校生等就職面接会開催事業	県内就職を希望する学生と県内企業とのマッチング機会を提供するため、各地域において就職面接会を開催し、延べ232人の生徒が参加した。	822
	産業政策課	小規模事業者向け求人コーディネーター設置事業	小規模事業者を対象に求人への掘り起こしや求人手続き等に関する相談・支援を行うため、商工会・商工会議所へ求人コーディネーターを配置し、15,964社の企業訪問により2,663社(うち高卒106社)から5,376人(うち高卒229人)の求人を獲得した。	49,586
	高校教育課	キャリアアドバイザー配置事業	生徒の人生設計に的確な支援を行うことにより、高等教育機関で学ぶことや働くことの意義を認識させ、自らの高校生活を充実したものとする意欲・態度を養い、職業人となるための基礎的資質・能力の向上を図るため、19名のキャリアアドバイザーを配置した。	40,316
		就職支援員配置事業	生徒の進路志望を達成するとともに就職決定率の向上を図り、県内就職を希望する生徒の雇用を確保し、情報提供や進路相談等の就職支援を行うため、31名の就職支援員を配置した。	68,382
県内就職支援事業		県内就職を希望する高校生等が、自動車普通免許を取得し優位な就職活動を展開することができるよう、自動車学校の入校に当たり必要となる費用の一部を助成した。	7,875	

〈思春期〉施策6 ひきこもり・障害のある若者の支援

柱番号及び施策を構成する柱		担当課	事業名	事業実績(H26.3.31現在)	H25決算額(千円)
①	ひきこもり対策の推進	県民生活課	支援体制充実強化事業	地域で若者を支えるボランティア(若者自立サポーター)の養成を行った。また、若者自立サポーターを若者やその家族に対して派遣し、自立に向けた支援等を行った。	434
		障害福祉課	ひきこもり対策推進事業	ひきこもりの専門相談機関として、ひきこもり相談支援センターを設置し、相談支援体制及び関係機関の連携の強化を図り、ひきこもり状態にある人やその家族を支援した。	4,477
②	障害のある若者の支援	障害福祉課	障害児等療育支援事業	県内8カ所の療育支援体制を持つ施設と委託契約を締結し、身近な地域で療育指導が受けられる体制の充実を図った。また、身近な地域で療育サービスを受けることができるよう県内4カ所の地域療育医療拠点施設に対し運営経費を助成した。	46,865
		障害福祉課	相談支援事業	障害者や障害児、その保護者・介護を行う方からの相談に応じ、必要な情報の提供や権利擁護のための支援を行い、自立した日常生活を営むための支援を行った。 ○相談支援の機能強化のため、11市町に補助金を支出	12,884
		特別支援教育課	特別支援学校における職業教育・就業促進事業	職業教育コーディネーターを県内3地区に各1名配置し、1,142事業所を新規に訪問した。職場実習受入可能数は564事業所、雇用相談可能数は59事業所であった。職業教育フェスティバルを開催し、458名が参加した。	8,972
		特別支援教育課	特別支援教育体制整備推進事業	交通事故や脳血管障害等の後遺症などで脳損傷を受け、日常生活や社会生活への適応が困難となった高次脳機能障害者に対する相談支援を秋田県立リハビリテーション・精神医療センターが行った。	2,445
③	発達障害のある若者の支援	障害福祉課	発達障害者支援センター運営事業	県内の発達障害児(者)に対する支援を総合的に行う拠点として、発達障害者支援センターが発達障害のある子どもの適切な相談・支援事業を行った。 (予算は療育機構支援事業分に含む。)	10,902
		特別支援教育課	特別支援教育体制整備推進事業	「専門家・支援チーム」による巡回相談を376回実施した。新任特別支援教育コーディネーター研修会を3期に渡り実施し、197名が受講した。上級特別支援教育コーディネーター養成研修会を4期に渡り実施し、17名が受講修了した。「かがやきミーティング」を県内3地区で実施した。	2,079

〈思春期〉施策7 若者を非行・事件から守る取組

柱番号及び施策を構成する柱		担当課	事業名	事業実績(H26.3.31現在)	H25決算額(千円)
①	健全育成運動の推進	県民生活課	あきた家族ふれあいサンサウンダー推進事業	各市町村において、小中学校等の登校時に声かけをし、見守りやあいさつ運動を展開した。また、JR駅前周辺等でJRを利用する高校生にも声かけをし、防犯意識の向上などを行った。	0
②	非行防止活動の促進	県民生活課	青少年環境浄化対策事業	環境浄化審議会を4回開催して、諮問された図書合計22冊を有害指定し、関係業者に通知するとともに、書店等への立ち入りにより、有害指定図書の区分陳列等についての指導を行った。	5,806
		県警少年課	総合的な少年非行の防止事業	○保護者及び子供等対象の有害サイト非行防止教室等を422回実施 ○携帯電話販売店に対するフィルタリング推奨の要請活動を255回実施 ○学校において非行・犯罪被害防止教室を509回実施 ○キャンペーン等の未成年者飲酒・喫煙防止活動実施	411
		県警少年課	「なまはげ」少年サポート事業	○学校等において、有害サイト非行防止を含む非行・犯罪被害防止教室等を482回実施 ○キャンペーン等の未成年者飲酒・喫煙防止活動活動実施	10,801
		県警少年課	チャイルド・セーフティ・センター「SOS24」事業	○学校等において、有害サイト非行防止を含む非行・犯罪被害防止教室等を158回実施 ○キャンペーン等の未成年者飲酒・喫煙防止活動実施 ○駅や繁華街等における巡回活動42,998回実施	48,472
③	児童買春・児童ポルノ等の犯罪対策の推進	県民生活課	安全・安心まちづくり事業	安全・安心まちづくりフォーラムやシャル・ウィ・ロックキャンペーン、出前講座(2回)で、県民の防犯意識高揚に努めた他、自主防犯活動推進のため、「いかのおすし通信」を年3回発行・配付するとともに、3箇所「活動力アップセミナー」を開催した。	1,889
		県警少年課	総合的な少年非行の防止事業	○保護者及び子供等対象の有害サイト非行防止教室等を422回実施 ○フィルタリング普及のためのキャンペーン等広報活動を206回実施 ○携帯電話販売店に対するフィルタリング推奨の要請活動を255回実施 ○警察署等でサイト関連の相談43件受理	411
		県警少年課	「なまはげ」少年サポート事業	○学校等において、有害サイト非行防止を含む非行・犯罪被害防止教室等を482回実施 ○フィルタリング普及のためのキャンペーン等広報活動を実施	10,801
		県警少年課	チャイルド・セーフティ・センター「SOS24」事業	○学校等において、有害サイト非行防止を含む非行・犯罪被害防止教室等を158回実施 ○フィルタリング普及のためのキャンペーン等広報活動を実施 ○携帯電話関係の相談受理	48,472

〈思春期〉施策7 若者を非行・事件から守る取組

柱番号及び施策を構成する柱	担当課	事業名	事業実績(H26.3.31現在)	H25決算額(千円)
④ 立ち直りへの支援	県警少年課	総合的な少年非行の防止事業	○少年に手を差し伸べる立ち直り支援活動により、12人に支援実施 ○「大学生少年サポーター」による学習支援を11人に対し回実施(延べ35回) ○「健全育成少年サポートチーム」等による農作業体験等の居場所づくり活動など91回実施	411
		「なまはげ」少年サポート事業	○「健全育成少年サポートチーム」等と連携した農作業体験等の居場所づくり活動など11回実施	10,801
		チャイルド・セーフティ・センター「SOS24」事業	○「健全育成少年サポートチーム」等と連携した農作業体験等の居場所づくり活動など4回実施	48,472

〈青年期〉施策1 職業能力開発・就労等の支援

柱番号及び施策を構成する柱	担当課	事業名	事業実績(H26.3.31現在)	H25決算額(千円)
① 就業のための能力開発支援	雇用労働政策課	普通訓練事業	新規学卒者等(1年139人、2年122人)を対象として、職業訓練に必要な技能及びこれに関する知識を習得させるための職業訓練を行った。(3技術専門学校 10科(自動車整備科、メカトロニクス科、建築科等) 訓練期間2年)	23,342
		若年者委託訓練	概ね40歳未満の求職者を対象として、民間教育訓練機関での座学(3ヶ月)と企業等での実習(1ヶ月)を組み合わせた職業訓練(委託訓練活用型デュアルシステム)を実施した。(2コース 医療事務実務科 入校者28人)	6,929
	農林政策課	新規就農総合対策委事業(未来を担う人づくり対策)	農業を志す若者等が円滑に就農できるよう、県内各試験研究機関等や市町村実験農場等で、就農に必要な農業技術や経営管理能力の向上を図るための実践的な研修を実施した。 25年度研修終了者数:52名	28,080
	水産漁港課	漁業就業者確保総合対策事業	漁業の担い手を安定的に確保することにより、地域の活性化に重要な本県漁業の持続を目指すため、就業希望者と受入先となる漁業者とのマッチングを行い、2名に対し漁業体験研修を、6名に対し実践的な技術習得のための長期研修を実施した。	8,851
② 県内定住に向けた支援	雇用労働政策課	学卒者県内就職促進事業	大学生等の県内就職の促進を図るため、大手就活サイトを活用した情報提供や、県内外での就職説明会・面接会といったマッチング機会の提供を行った。	3,083
		秋田で就職応援団(Aターン)事業	秋田労働局、(公財)秋田県ふるさと定住機構など関係機関と連携し、Aターン就職面接会を開催するなど、Aターン希望者と県内企業とのマッチング機会の提供を行うなどした結果、1,186人がAターン就職を果たした。	14,134
		キャリア応援事業	若年無業者やフリーターのほか、中高年層の就業支援のため、フレックシワークAKITA及び県北・県南の各サテライトセンターにキャリアカウンセラーを配置し、職業相談や面接指導のほか、就職のためのセミナーを開催し、早期就職を支援した。	47,005
③ 起業活動への支援	商業貿易課	起業支援事業	県内各地で優れた事業の創出を促進するため、起業時の経済的負担を軽減した。 ・起業支援補助金(通常枠 8件、離職者緊急支援枠 2件) ・起業支援補助金・フォローアップ事業活動費	12,337
		起業家育成事業	将来の起業を目指す学生等の若年層を対象に起業家意識を醸成する特別講演を開催するとともに、起業に必要な基礎知識等の習得を図るセミナーを開催した。 ・県内大学特別講演(県内大学2大学×1回) ・起業スキル塾(7カ所 計9回)	3,731

〈青年期〉施策2 多様な学びの場の確保

柱番号及び施策を構成する柱	担当課	事業名	事業実績(H26.3.31現在)	H25決算額(千円)
① 社会人の学習機会の拡充	生涯学習課	あきたアクティブカレッジ事業	・あきたふるさと学講座 ・あきた元気学講座 ・地域マイスター養成講座 ・あきた文学講座 参加者 5,424人	2,532
② 新しいスタイルによる「学びの場」の推進	文化振興課	あきたアートプロジェクト事業	秋田市中心市街地におけるアートプロジェクト及びKAMIKOANIプロジェクトの2つの企画を中心に、アート作品の展示だけでなく、来場者が気軽に参加し、一緒にイベントの一部を作り上げる各種ワークショップを開催することで、地域の魅力の再発見を意識した新しい学びの場とした。	28,565

〈青年期〉施策3 地域の活力を担う若者の支援

柱番号及び施策を構成する柱		担当課	事業名	事業実績(H26.3.31現在)	H25決算額(千円)
①	ボランティア・NPO活動等への参加促進	地域活力創造課	あきた協働開催事業フェスタ	大館市1カ所において、教育分野におけるキャリア教育を地元企業やNPOとの連携により地域の活性化につなげていくため、小・中・高校から12校91名、企業23名、NPO25名など180名が参加して模擬商談会(県北キャリア甲子園)を開催した。	645
②	若者文化への支援	文化振興課	あきたアートプロジェクト事業	昨年度に引き続き、県内を拠点に創作活動を行う若者を中心としたアーティストのネットワーク形成を図ることにより、平成26年度の国民文化祭の本県開催に向けた取り組みとして進めた。また、アトリオン地下イベント広場については、利用者から好評を得ていることから、事業を継続した。	28,565
③	地域で主体的に行動する若者の育成・支援	男女共同参画課	地域の若者支援事業	全県合同若者会議を年2回開催し、うち1回は、県外の団体との交流を図った。ネットワークの基盤強化を図り、市町村との協働体制を構築した。	4,302
			地域の若者活動応援事業	地域による若者会議の活動をさらに活性化させるため、全県ネットワークを活かした活動を展開するとともに、先進的な取組事例を「モデル事業」として紹介しながら、地域での活用を市町村等に働きかけるために、2名を雇用した。	548
		生涯学習課	青少年交流センター(ユースパル)主催事業	参加者 ・ユースボランティア交流会(20名) ・青少年国際交流(24名) ・ユースフェスティバル(2000名) ・地域青年リーダー養成(21名) ・対人関係能力向上セミナー(2名) ・高校生リーダー養成「ニューリーダーセミナー」(72名) ※指定管理者が実施	0

〈青年期〉施策4 出会いと結婚・子育て等への支援

柱番号及び施策を構成する柱		担当課	事業名	事業実績(H26.3.31現在)	H25決算額(千円)
①	出会いと結婚への支援	少子化対策局	出会い・結婚支援事業	「あきた結婚支援センター」の登録者数は想定を上回る2,043人となった。また、センターが開催支援している出会いイベントの参加者数は、平成25年度4,763人であった。出会い・結婚支援推進員が県内企業514社を個別訪問し、センターの会員団体146社の新たな登録につながった。	49,001
②	企業による「仕事と育児・家庭の両立支援」の促進	少子化対策局	子育てしやすい職場づくり推進事業	次世代育成支援員5人が企業を1,987回訪問し、40企業に対し専門アドバイザーを120回派遣し、計画策定に関する支援を行ったことにより、従業員100人以下の企業の一般事業主行動計画の策定件数は累計で570件となった。	18,060
③	ワーク・ライフ・バランスへの取組拡大	男女共同参画課	男女共同参画推進事業(ワーク・ライフ・バランス推進事業)	・男女が共に働きやすい職場づくりに取り組む男女イキイキ宣言事業所と協定を締結し、情報誌等で取組を紹介した。(21事業所) ・ワーク・ライフ・バランスセミナーを開催した。(参加者135名)	279

〈青年期〉施策5 社会的自立に困難を有する若者への支援

柱番号及び施策を構成する柱		担当課	事業名	事業実績(H26.3.31現在)	H25決算額(千円)
①	若者の自立に向けたサポート	障害福祉課	精神保健業務費	各保健所において、相談業務の一環として思春期やひきこもりに関する相談支援を実施した。	1,131
			特定相談事業	本人や家族等に対する支援として、精神保健福祉センターにおいて思春期問題研修会や、「思春期・青年期の問題をもつ子どもの親の会」及び「本人の会」を開催した。	491
		県民生活課	秋田県地域若者サポートステーション設置運営事業	ひきこもりやニートなど、様々な課題を抱えながら就職できずにいる若者の自立のため、就業支援をする場を設置し、相談支援事業、就業意識啓発事業、ネットワーク業務を行った。	8,148
			若者の自立サポート事業費	若者の自立支援に係る連携強化を図るため、支援団体等からなる「若者自立支援ネットワーク会議」を開催した。また、若者に関する県民理解を促進するため、「若者の自立支援セミナー」を開催した。(再掲)地域で若者を支えるボランティア(若者自立サポーター)の養成を行った。また、若者自立サポーターを若者やその家族に対して派遣し、自立に向けた支援等を行った。	572
			若者の交流促進事業	市町村と連携した「交流の場づくり」を行うとともに、「コミュニケーション能力向上セミナー」を実施するために、職員を1名雇用した。	49
		生涯学習課	青少年交流センター(ユースパル)主催事業	・青少年社会参加促進特別対策事業 なまはげキャンプ(42名)、ゆうスペースAKITA(72名) ※指定管理者が実施	0
②	障害のある若者の支援	障害福祉課	高次脳機能障害支援普及事業	交通事故や脳血管障害等の後遺症などで脳損傷を受け、日常生活や社会生活への適応が困難となった高次脳機能障害者に対する相談支援を秋田県立リハビリテーション・精神医療センターが行った。	2,445
			発達障害者支援センター運営事業	県内の発達障害児(者)に対する支援を総合的に行う拠点として、発達障害者支援センターが発達障害のある子どもの適切な相談・支援事業を行った。(予算は療育機構支援事業分に含む)	10,902

### 3 平成26年度子ども・若者に関する事業内容及び予算額

ステージごとの施策

〈乳幼児期〉施策1 安心して出産できる環境の整備

柱番号及び施策を構成する柱		担当課	事業名	事業内容	H26予算額 (千円)
①	子どもや母親の心身の健康確保	健康推進課	母体健康増進支援事業	妊婦の健康の保持・増進及び経済的負担の軽減を図るため、妊婦歯科健康診査を実施する市町村に必要な経費を補助する。	6,205
			幸せはこぶコウノトリ事業	経済的な負担から不妊治療をあきらめることのないよう特定不妊治療費の一部を助成する。一部治療を除き、1回につき20万円まで。1年度3回まで。通算5年。 ただし、40歳未満の新規申請者は通算9回まで。(年間回数、年数の制限なし。)	119,540
			難聴児補聴器購入費助成事業	中軽度の障害のある児童が補聴器の装用により言語の習得等の効果が期待できる場合に、補聴器の購入費用の一部を助成する。	1,609
②	周産期医療体制の整備	医務薬事課	総合周産期母子医療センター運営費補助事業	県民が等しく周産期医療を受けられ、安心して出産できる環境を整備するため、高度な新生児医療等の周産期医療を行う総合周産期母子医療センター(秋田赤十字病院)の運営に対し補助する。	154,271
			地域周産期母子医療センター運営費補助事業	県民が等しく周産期医療を受けられ、安心して出産できる環境を整備するため、地域の周産期医療機関を支援、周産期に係る比較的高度な医療を行う地域周産期母子医療センター(大館市立総合病院、平鹿総合病院)の運営に対し補助する。	35,644
			産科医療機関確保事業	身近な地域で出産できるよう、分娩取扱施設が少ない地域の産科病院に対し補助を行い、分娩取扱施設の確保を図る。 対象：かづの厚生病院、北秋田市民病院、雄勝中央病院、市立角館総合病院	91,240
			周産期医療連携強化推進事業	周産期死亡を改善するため、周産期医療関係者による実態調査及び症例検討会を行い、周産期死亡を改善するための方策を検討するとともに関係者相互のネットワーク強化を図る。	426
			助産師活用推進事業	産科医療体制を充実し安心して出産できるような環境を整備するため、助産師の活躍の場が広がるよう、養成及び資質向上を推進する。	259
			総合周産期母子医療センター設備整備事業	総合周産期母子医療センター(秋田赤十字病院)の運営に必要な設備整備に対し補助し、医療機能の強化を図る。	47,648
③	医療費に係る経済的負担の軽減	長寿社会課	福祉医療費補助金	子育てに係る負担の軽減を図るため、乳幼児38,939人(想定人数)に対して医療費の助成を行う。	530,815

〈乳幼児期〉施策2 子育て支援の充実

柱番号及び施策を構成する柱		担当課	事業名	事業内容	H26予算額 (千円)
①	多様なニーズに対応した質の高い保育サービスの推進	幼保推進課	保育所整備等特別対策事業	4市10箇所の保育所等の施設整備に対し助成するほか、9市町村で実施する保育の質の向上を図るための保育士研修事業に助成する。	697,134

(乳幼児期)施策2 子育て支援の充実

柱番号及び施策を構成する柱	担当課	事業名	事業内容	H26予算額 (千円)
① 多様なニーズに対応した質の高い保育サービスの推進	幼保推進課	保育対策等促進事業	延長保育促進事業として保育所101箇所・延べ195,656人分、休日保育事業として保育所20箇所・延べ3,846人分、病児・病後児保育事業として保育所等49箇所・延べ9,911人分を助成する。	410,982
		認可外保育施設補助事業	17箇所の認可外保育施設に対し、入所児童の健康と施設の衛生管理を確保するための費用を助成する。	769
		認定こども園拡充事業	認定こども園を目指す幼稚園・保育所等に対し、認定に必要な教育・保育の質を高めるためのサポートを実施するほか、認定こども園が認定後も質の高い教育・保育を実施できるよう情報交換及び研修する機会を設ける。また、県内幼稚園・保育所関係団体の認定こども園を目指すための自主的な研修等の取り組みに対し助成する。	1,162
② 保育に係る経済的負担の軽減	子育て支援課	すこやか子育て支援事業	保育所等を利用する子育て家庭に対し保育料助成を実施する市町村に対し、その経費の半額を助成する。	1,120,303
③ 地域における子育てサポート体制の充実	子育て支援課	地域子育て支援推進事業	地域振興局毎に活動している8つの子ども・子育て支援推進地区協議会が各自のネットワークを活かし、地域に応じたイベントを開催するほか、子育て情報などを発信する。	1,880
④ 親支援プログラムの推進	子育て支援課	親支援プログラム普及事業	孤立しがちな母親の子育て不安感・負担感を軽減し、前向きにゆとりを持って子育てを楽しむための親支援講座プログラムの開催を支援する。(子育て負担・不安感の自発的軽減プログラム)	1,419

(乳幼児期)施策3 要保護児童に対する支援

柱番号及び施策を構成する柱	担当課	事業名	事業内容	H26予算額 (千円)
① 児童虐待防止対策の推進	子育て支援課	子ども虐待防止対策事業	秋田県要保護児童対策地域協議会を開催するほか、児童相談関係職員に対する研修の実施、啓発物品の配布やライトアップ看板の設置による児童虐待防止啓発キャンペーン等を実施する。	7,378
② 障害ある子どもの支援	障害福祉課	障害児等療育支援事業	県内8カ所の療育支援体制を持つ施設と委託契約を締結し、身近な地域で療育指導が受けられる体制の充実を図る。また、身近な地域で療育サービスを受けることができるよう県内4カ所の地域療育医療拠点施設に対し運営経費を助成する。	46,720
		地方独立行政法人秋田県立療育機構支援事業	障害や発達に応じた専門的な療育支援を行う「秋田県立医療療育センター」の安定的運営を図るため、運営主体である地方独立行政法人秋田県立療育機構の運営について支援する。(発達障害のある子どもの適切な相談・支援を行う「発達障害者支援センター運営事業」の事業費含む。)	918,523
	健康推進課	自立支援医療(育成医療)	障害児の健全な育成を図るため、当該障害児に対し行われる生活の能力を得るために必要な医療費の負担軽減を図る市町村に対して、その費用の1/2を負担する。	7,777
		小児慢性特定疾患治療研究事業	小児慢性疾患のうち小児がんなど特定の疾患については、その治療が長期間にわたり、医療費の負担も高額となることから、その治療の確立と普及を図り、併せて患者家族の医療費の負担軽減を図る。	102,976
③ 発達障害のある子どもの支援	障害福祉課	秋田県発達障害支援対策協議会	発達障害者を支援する関係機関の連携体制の早期確立及び関係機関が抱える諸課題への対応を専門的に協議・検討する。	103

(乳幼児期)施策4 支援を必要とする親へのサポート

柱番号及び施策を構成する柱	担当課	事業名	事業内容	H26予算額 (千円)
① ひとり親家庭への支援	子育て支援課	ひとり親家庭就業・自立支援センター事業	ひとり親家庭に対し、就業等に関する相談と就業に役立つ技能習得講習会の実施、就業情報の提供等一貫した就業支援や、子育て・養育費の相談など生活支援を行い、ひとり親家庭の就業・自立を図る。	11,875

(乳幼児期)施策4 支援を必要とする親へのサポート

柱番号及び施策を構成する柱	担当課	事業名	事業内容	H26予算額 (千円)
① ひとり親家庭への支援	子育て支援課	ひとり親家庭日常生活支援事業	一時的に生活援助、保育サービスが必要な場合又は、日常生活を営むのに支障が生じているひとり親家庭に対し、その生活を支援する者を派遣する。	1,250
② DV対策の推進	子育て支援課	女性福祉費	女性相談所を中心としてDV被害者への相談・保護及び自立支援等を行うほか、DVの未然防止のため、DV防止キャンペーン等の啓発活動を実施する。	38,495

(学童期)施策1 心身の健康づくりの推進

柱番号及び施策を構成する柱	担当課	事業名	事業内容	H26予算額 (千円)
① 体力づくり・スポーツ活動の推進	スポーツ振興課	地域スポーツクラブ育成支援事業	スポーツ人口の拡大へ向け、総合型地域スポーツクラブの設立・育成を推進するとともに、その有効性について周知を図るために、広域スポーツセンターの機能を強化する。	5,999
	保健体育課	小・中・高等学校学校体育担当者連絡協議会	学習指導要領に基づき指導の改善・充実に関する研修を実施し、児童生徒の「運動に親しむ資質や能力の育成」、「体力の向上」及び「健康の保持増進」を図る。	16
② 食育の推進	健康推進課	みんなで創ろう「食の国あきた」推進事業	食の国あきた県民フェスティバルで、食育について啓発普及を実施する。県内3地区で、食育地域ネットワーク事業を実施し、地域での食育推進体制を整える。	4,392
	保健体育課	第2期秋田県食育推進計画	学校給食を生きた教材と捉え、様々な教科等を関連させつつ学校の教育活動全体で推進する。	0
	保健体育課	秋田県学校給食研究協議会	学校における食育を推進する上で重要な役割を担う学校給食の在り方について研究協議を行い、学校給食関係者の資質向上を図る。	14

(学童期)施策2 家庭や地域の教育力の向上

柱番号及び施策を構成する柱	担当課	事業名	事業内容	H26予算額 (千円)
① 家庭教育支援体制の充実	生涯学習課	みんなで学び・育てる家庭教育支援事業	家庭教育担当者等研究協議会の開催、家庭教育フォーラムの開催、県庁出前講座による普及啓発、啓発リーフレットの作成	424
	義務教育課	不登校・いじめ問題等対策事業	75中学校へのスクールカウンセラーの配置、21中学校への心の相談員の配置、フリーダイヤルによる相談電話の設置、3教育事務所・総合教育センターへのスクールソーシャルワーカーの配置等により相談体制の充実を図る。	75,310
② 父親の育児参加の促進	少子化対策局	子育てしやすい職場づくり推進事業	男女ともに子育てしやすい地域社会づくりを実現するため、積極的に育児に取り組むイクメンのネットワークづくりを進めるとともに、家庭や企業における理解を深めることにより男性の育児参加を促進する。	12,959
③ 地域教育支援体制の充実	子育て支援課	子どもの居場所づくり促進事業	就労等により保護者が昼間家庭にいない小学校児童を対象とした、放課後児童クラブ運営費に対する助成及び新設の放課後児童クラブの整備費に対する助成を行うことで、安心できる居場所の提供を図る。	384,429

(学童期)施策3 安全・安心な環境の確保

柱番号及び施策を構成する柱		担当課	事業名	事業内容	H26予算額 (千円)
①	安全・安心なまちづくり支援	県民生活課	安全・安心なまちづくり事業	安全・安心なまちづくりフォーラムやシャル・ウィ・ロックキャンペーン、出前講座(3回)で、県民の防犯意識高揚に努める他、自主防犯活動推進のため、「いかのおすし通信」を年2回発行・配付するとともに、1箇所「活動力アップセミナー」を開催する。	1,652
		県警生活安全企画課	子どもの安全対策	児童対象の防犯教室、保護者や子供110番の家、子供見守り隊等を対象とした子供安全研修会、教職員対象の不審者侵入対応訓練等により子供の見守り活動を実施する。	395
②	情報・消費環境への対応力の向上	県民生活課	生活センター相談・啓発事業費	消費者教育・啓発のため、企業・団体等からの依頼により、出前講座を実施するとともに、学校等に出向き、消費者被害の未然防止を図るための消費者教育支援講座を実施する。	29,769
			消費生活安全・安心事業	くらしの専門家による講座として、「くらしの達人」養成講座を開催するとともに、消費者問題の啓発のため、各地域団体と連携し、消費者問題講演会及び食品安全セミナー等を開催する。また、若者向け啓発冊子・グッズを作成し、学校を通して配布する。	53,656
		義務教育課	(学校教育の指針等)	学校教育の指針において、情報教育の重点を示し、学校全体で情報モラル教育に取り組む体制づくりの推進を図る。また、文部科学省の関連事業、教材等について、各小・中学校に周知を図る。	0
		生涯学習課	大人が支える！インターネットセキュリティの推進	インターネットセキュリティ推進委員会の開催、フォーラムの開催、アウトリーチ型教育啓発コンテンツの開発・提供、県庁出前講座の実施、地域サポーター養成講座の実施	443

(学童期)施策4 要保護児童に対する支援

柱番号及び施策を構成する柱		担当課	事業名	事業内容	H26予算額 (千円)
①	障害のある子どもの支援	障害福祉課	障害児等療育支援事業	県内8カ所の療育支援体制を持つ施設と委託契約を締結し、身近な地域で療育指導が受けられる体制の充実を図る。また、身近な地域で療育サービスを受けることができるよう県内4カ所の地域療育医療拠点施設に対し運営経費を助成する。	46,720
			地方独立行政法人秋田県立療育機構支援事業	障害や発達に応じた専門的な療育支援を行う「秋田県立医療療育センター」の安定的運営を図るため、運営主体である地方独立行政法人秋田県立療育機構の運営について支援する。	918,523
		健康推進課	自立支援医療(育成医療)	障害児の健全な育成を図るため、当該障害児に対し行われる生活の能力を得るために必要な医療費の負担軽減を図る市町村に対して、その費用の1/2を負担する。	7,777
			小児慢性特定疾患治療研究事業	小児慢性疾患のうち小児がんなど特定の疾患については、その治療が長期間にわたり、医療費の負担も高額となることから、その治療の確立と普及を図り、併せて患者家族の医療費の負担軽減を図る。	102,976
		特別支援教育課	みんなで創る特別支援教育推進事業	幼稚園・保育所等、小・中学校、高等学校に在籍する障害のある幼児児童生徒に対して、適切な支援を行うことができるよう、全ての校種における校内支援体制の整備と教職員研修の充実を図る。	2,368
②	発達障害のある子どもの支援	障害福祉課	秋田県発達障害支援対策協議会	発達障害者を支援する関係機関の連携体制の早期確立及び関係機関が抱える諸課題への対応を専門的に協議・検討する。	103
			発達障害者支援センター運営事業	県内の発達障害児(者)に対する支援を総合的に行う拠点として、発達障害者支援センターが発達障害のある子どもの適切な相談・支援事業を行う。(予算は「地方独立行政法人秋田県立療育機構支援事業に含まれる。)	10,902
		特別支援教育課	特別支援教育体制整備推進事業	障害のある幼児児童生徒の支援のため、コーディネーター養成による園内・校内支援体制の整備、専門家・支援チーム、高等学校特別支援隊による支援、教職員研修の充実により、特別支援教育の体制整備を推進する。	3,395
③	児童虐待防止対策の推進	子育て支援課	子ども家庭相談電話事業	児童相談のフリーダイヤルを設け、相談に応じる。	10,531

(学童期)施策4 要保護児童に対する支援

柱番号及び施策を構成する柱	担当課	事業名	事業内容	H26予算額 (千円)
③ 児童虐待防止対策の推進	県警少年課	総合的な少年非行の防止事業	○児童の安全の確認及び安全の確保を最優先にした児童虐待への対応の推進 ○児童虐待の早期発見のための相談受理活動 ○地域社会への児童虐待の周知を図るための広報啓発活動	580
		「なまはげ」少年サポート事業	○児童の安全の確認及び安全の確保を最優先にした児童虐待への対応の推進 ○児童虐待の早期発見のための相談受理活動 ○地域社会への児童虐待の周知を図るための広報啓発活動	10,870
		チャイルド・セーフティ・センター「子どもSOS」事業	○児童の安全の確認及び安全の確保を最優先にした児童虐待への対応の推進 ○児童虐待の早期発見のための相談受理活動 ○地域社会への児童虐待の周知を図るための広報啓発活動	39,080
④ 児童ポルノ等の犯罪対策の推進	県警少年課	総合的な少年非行の防止事業	○子供が児童買春や児童ポルノ等の被害者となることを防ぐため、保護者及び子供対象の有害サイト被害防止教室の開催 ○フィルタリング100%普及を目指した活動の推進 ○警察署、やまびこ電話、チャイルド・セーフティ・センター等による相談受理	580
		「なまはげ」少年サポート事業	○子供が児童買春や児童ポルノ等の被害者となることを防ぐため、保護者及び子供対象の有害サイト被害防止教室の開催 ○フィルタリング100%普及を目指した活動の推進	10,870
		チャイルド・セーフティ・センター「子どもSOS」事業	○子供が児童買春や児童ポルノ等の被害者となることを防ぐため、保護者及び子供対象の有害サイト被害防止教室の開催 ○フィルタリング100%普及を目指した活動の推進 ○携帯電話に関連した相談受理	39,080

(義務教育期)施策1 豊かな人間性を育む学校教育の推進

柱番号及び施策を構成する柱	担当課	事業名	事業内容	H26予算額 (千円)
① ふるさと教育の推進	義務教育課	あきた「わか杉」県議会	人口減少が進む本県において、県民として秋田県の将来を支える子どもたちが県政の課題を把握し、自ら解決しようとする意識を醸成する。	41
② 基礎学力の向上	義務教育課	少人数学習推進事業	少人数学級及び少人数授業の実施のため、県内の公立の小学校44校、中学校51校に対して、臨時講師50名、非常勤講師153名を配置する。	628,582
		学習状況調査事業	ペーパーテストにより、教科と学習意欲に関する質問紙調査を小4～中2に悉皆で実施(小4:国算理、小5,6:国社算理、中1,2:国社数理実)。児童生徒の学習状況の把握と学習指導や教育施策の検証改善に生かす。	2,006
③ 多様な体験活動の推進	地域活力創造課	秋田発・子どもふるさと交流推進事業	市町村が地域住民と受入体制を構築し、農林漁業体験や自然・文化・伝統芸能などの地域資源を活用して児童・生徒の交流事業を実施する場合に、その経費の一部を助成する。	8,000
	生涯学習課	あきたセカンドスクール推進事業	・教育施設等のセカンドスクールの利用の推進 ・プロジェクトアドベンチャー(PA)の充実	816
	自然保護課	環境と文化のむら管理事業	五城目町にある環境と文化のむらでの定期自然観察会の開催 同施設での小中学生の体験学習の受入	6,661
		自然ふれあい施設管理事業	北秋田市にある奥森吉青少年野外活動基地での小中学生の受入 環境省森吉山野生鳥獣センターでの定期自然観察会の開催	7,297
		白神山地世界遺産センター(藤里館)活動協議会支援	世界遺産センターでの小中学生の体験学習の受入 白神山地周辺での自然観察会の開催	2,000

〈義務教育期〉施策1 豊かな人間性を育む学校教育の推進

柱番号及び施策を構成する柱		担当課	事業名	事業内容	H26予算額 (千円)
④	環境・自然保護活動の推進	環境管理課	子ども環境教育支援事業	子どもエコクラブや学校への支援を充実し、環境教育・環境学習を活性化させる。	2,656
			環境あきたリーダー育成事業	地域での環境保全活動を実践するリーダーを育成するとともに、その活動を支援する。また、環境に関する講師を派遣したり、環境に関する情報を提供するなど、県民の環境保全に関する理解を高め、自主的な行動を促進する。	5,183
		温暖化対策課	あきたエコ&リサイクルフェスティバル	9月6・7日、秋田駅前アゴラ広場等で、第14回あきたエコ&リサイクルフェスティバルを開催する。	3,000
			地域環境保全支援事業	省エネや新エネ、3R等の環境保全活動を推進する人材の育成やネットワーク化のための、研修会の開催などの取組を実施する。	5,436
		自然保護課	環境と文化のむら管理事業	五城目町にある環境と文化のむらでの定期自然観察会の開催 同施設での小中学生の体験学習の受入	6,661
			自然ふれあい施設管理事業	北秋田市にある奥森吉青少年野外活動基地での小中学生の受入 環境省森吉山野生鳥獣センターでの定期自然観察会の開催	7,297
			白神山地世界遺産センター（藤里館）活動協議会支援	世界遺産センターでの小中学生の体験学習の受入 白神山地周辺での自然観察会の開催	2,000
		森林整備課	森林環境学習活動支援事業	次代を担う児童・生徒に対し、森林のもつ様々な公益的機能や森林環境に関する正しい知識の提供と理解の促進を図るため、57の事業主体で森林環境学習や森林作業体験等を行う。	13,000
義務教育課	学校関係緑化コンクール	学校関係緑化コンクールの募集・審査を行い、全日本学校関係緑化コンクールに推薦する。	26		

〈義務教育期〉施策2 小・中学校の連携の推進

柱番号及び施策を構成する柱		担当課	事業名	事業内容	H26予算額 (千円)
①	基本的な生活習慣や学習習慣の定着	義務教育課	(学校教育の指針)	学校教育の指針に「秋田わか杉っ子 学びの十か条」を掲載するなど、基本的な生活習慣や学習習慣定着のための取組について、充実を呼びかける。	0
②	生徒指導の充実	義務教育課	不登校・いじめ問題等対策事業	75中学校へのスクールカウンセラーの配置、22中学校への心の相談員の配置、フリーダイヤルによる相談電話の設置、3教育事務所・総合教育センターへのスクールソーシャルワーカーの配置等により相談体制の充実を図る。	75,310
③	学習指導の充実	義務教育課	学力向上推進事業	学習状況調査や学校訪問指導、学力向上支援Webの活用、観察・実験指導力向上講座や理数探究体験セミナー、学力向上フォーラムの開催、「学校改善支援プラン」の作成、キャリア教育の推進等の事業により、児童生徒の学習指導の充実を図る。	6,558
			小・中連携実践研究モデル事業	小規模小学校を有する中学校区に臨時講師を1名配置することで、中1ギャップ（学習意欲の低下、集団生活の不応等）の解消を図る学習指導体制を組織し、小/中学校の円滑な接続を目指す。	14,001

〈義務教育期〉施策2 小・中学校の連携の推進

柱番号及び施策を構成する柱	担当課	事業名	事業内容	H26予算額 (千円)
④ 特別な支援を要する子どもへの対応の充実	特別支援教育課	みんなで創る特別支援教育推進事業	幼稚園・保育所等、小・中学校、高等学校に在籍する障害のある幼児児童生徒に対して、適切な支援を行うことができるよう、全ての校種における校内支援体制の整備と教職員研修の充実を図る。	2,368
		特別支援教育体制整備推進事業	障害のある幼児児童生徒の支援のため、コーディネーター養成による園内・校内支援体制の整備、専門家・支援チーム、高等学校特別支援隊による支援、教職員研修の充実により、特別支援教育の体制整備を推進する。	3,395
⑤ 体系的なキャリア教育、情報モラル教育の推進	義務教育課	キャリア教育推進事業	キャリア教育によって、秋田県の子どもたち一人一人を「高い志を持ち、自らの未来をたくましく切り開いていくとともに、秋田の将来を担う人材」として育てていくために、キャリア教育実践研究協議会及びキャリア教育推進協議会を開催し、各学校への啓発活動や提言等を行う。	302
	産業政策課	未来のものづくり人材創出応援事業業務	県庁第二庁舎一階のものづくり展示ホールにおいて、展示物の管理及び解説等を行う。また、定期的に企画展の開催や展示ホールパンフレットの作成等、県内高校生による県内企業見学を行い県内企業への理解を深めるとともに秋田の将来を支える産業人材の育成に資するとともに県産品の利用促進を図る。	8,391

〈義務教育期〉施策3 学校・家庭・地域社会の連携の推進

柱番号及び施策を構成する柱	担当課	事業名	事業内容	H26予算額 (千円)
① 学校を核とした地域全体の教育力の向上	義務教育課	学力向上推進事業 (あきたの教育力発信事業)	学力向上フォーラムを開催し、家庭や地域の教育力を生かした学校づくりの推進について啓発を図る。	959
	生涯学習課	学校支援地域本部事業	【県の取組】県運営協議会の開催、地域コーディネーター等人材育成・研修、全県交流会の開催、特別支援学校の事業実施 【市町村の取組】学校支援地域本部の運営、放課後子ども教室の運営、わくわく土曜教室の運営	47,327 (学校・家庭・地域連携総合推進事業分)
② 子どもたちの安全・安心な居場所づくりの推進	生涯学習課	放課後子ども教室推進事業	【県の取組】県運営協議会の開催、地域コーディネーター等人材育成・研修、全県交流会の開催、特別支援学校の事業実施 【市町村の取組】学校支援地域本部の運営、放課後子ども教室の運営、わくわく土曜教室の運営	47,327 (学校・家庭・地域連携総合推進事業分)
	生涯学習課	わくわく土曜教室推進事業	【県の取組】県運営協議会の開催、地域コーディネーター等人材育成・研修、全県交流会の開催、特別支援学校の事業実施 【市町村の取組】学校支援地域本部の運営、放課後子ども教室の運営、わくわく土曜教室の運営	47,327 (学校・家庭・地域連携総合推進事業分)
③ 子どもたちの安全を守る取組の推進	県民生活課	安全・安心まちづくり事業	安全・安心まちづくりフォーラムやシャル・ウィ・ロックキャンペーン、出前講座(3回)で、県民の防犯意識高揚に努める他、自主防犯活動推進のため、「いかのおすし通信」を年2回発行・配付するとともに、1箇所「活動力アップセミナー」を開催する。	1,652
④ 子どもたちの規範意識の醸成	義務教育課	不登校・いじめ問題等対策事業	75中学校へのスクールカウンセラーの配置、21中学校への心の相談員の配置、フリーダイヤルによる相談電話の設置、3教育事務所・総合教育センターへのスクールソーシャルワーカーの配置等により相談体制の充実を図る。	75,310

〈義務教育期〉施策4 いじめ防止と不登校の子ども支援

柱番号及び施策を構成する柱	担当課	事業名	事業内容	H26予算額 (千円)
① いじめ防止対策の推進	義務教育課	不登校・いじめ問題等対策事業	75中学校へのスクールカウンセラーの配置、21中学校への心の相談員の配置、フリーダイヤルによる相談電話の設置、3教育事務所・総合教育センターへのスクールソーシャルワーカーの配置等により相談体制の充実を図る。	75,310
② 不登校対策の推進	義務教育課	不登校・いじめ問題等対策事業	75中学校へのスクールカウンセラーの配置、21中学校への心の相談員の配置、フリーダイヤルによる相談電話の設置、3教育事務所・総合教育センターへのスクールソーシャルワーカーの配置等により相談体制の充実を図る。	75,310
	生涯学習課	あきたリフレッシュ学園事業	様々なストレスを抱え、休養を必要としている小・中学生を対象に、大自然の中で、自らが選択した学習や自然体験、農業体験、読書等の活動を通して、ゆっくりと心身のリフレッシュを図る場と機会を提供する。	7,285
③ 教育相談環境の整備	義務教育課	不登校・いじめ問題等対策事業	75中学校へのスクールカウンセラーの配置、21中学校への心の相談員の配置、フリーダイヤルによる相談電話の設置、3教育事務所・総合教育センターへのスクールソーシャルワーカーの配置等により相談体制の充実を図る。	75,310

〈思春期〉施策1 心身の健康づくりの推進

柱番号及び施策を構成する柱		担当課	事業名	事業内容	H26予算額 (千円)
①	体力づくり・スポーツ活動の推進	スポーツ振興課	地域スポーツクラブ育成支援事業	スポーツ人口の拡大へ向け、総合型地域スポーツクラブの設立・育成を推進するとともに、その有効性について周知を図るために、広域スポーツセンターの機能を強化する。	5,999
		保健体育課	小・中・高等学校学校体育担当者連絡協議会	学習指導要領に基づき指導の改善・充実に関する研修を実施し、児童生徒の「運動に親しむ資質や能力の育成」、「体力の向上」及び「健康の保持増進」を図る。	16
			運動部活動テクニカルサポート事業	小・中・高等学校の運動部活動へ地域の指導者等を派遣し、児童生徒のスポーツの楽しさや達成感等を体験する機会を豊かにするとともに顧問の資質向上を図り、運動部活動の活性化を図る。	6,968
②	心の健康づくり・自殺予防の推進	保健体育課	精神保健相談事業	多様化する児童生徒の健康問題について、適切な相談活動や保健指導ができるよう精神科相談医を配置するとともに、事例検討会を実施し教員の資質向上を図る。	1,608
③	性教育・薬物乱用防止教育の推進	健康推進課	思春期からの健康づくり支援事業	・性に関する指導拡充事業（教育庁保健体育課所管） ・ピアカウンセリング等による相談、健康教育の開催	1,672
		医務薬事課	薬物乱用防止対策事業	中学生・高校生から作品を募集する「薬物乱用防止啓発ポスターコンテスト」や、高校生が参加する街頭キャンペーン、中学校・高校への啓発資材の配布等を継続して実施する。	2,069
		保健体育課	性に関する指導拡充事業	性に関する科学的な知識と正しい判断力を身につけ、的確な自己決定ができる児童生徒を育成するため、産婦人科相談医による相談活動や学校における性に関する講座を中・高・特別支援学校68校で実施する。	1,093
			薬物乱用防止教育推進事業	喫煙・飲酒・薬物乱用などの行為は健康を損なうとともに、対人関係等にも深刻な悪影響を与えることを学校・家庭・地域の連携を図りながら教育活動全体で取り組む。	0

〈思春期〉施策2 個性と創造力を育む教育の推進

柱番号及び施策を構成する柱		担当課	事業名	事業内容	H26予算額 (千円)
①	学校教育の充実	義務教育課	少人数学習推進事業	少人数学級及び少人数授業の実施のため、県内の公立の小学校44校、中学校51校に対して、臨時講師50名、非常勤講師153名を配置する。	628,582
			学習状況調査事業	ペーパーテストにより、教科と学習意欲に関する質問紙調査を小4～中2に悉皆で実施（小4：国算理、小5、6：国社算理、中1、2：国社数理英）。児童生徒の学習状況の把握と学習指導や教育施策の検証改善に生かす。	2,006
		高校教育課	地域医療を支えるドクター育成事業	県政の課題である医師不足に対応し、地域医療を支える人材を育成するため、医師を志す生徒を対象として、県内外の医療機関の視察、地域医療体験学習などのプログラムを実施する。	2,194
			確かな学力育成推進事業	思考力養成セミナーや進学コース別ハイレベル講座等により高校生の学力向上を図るとともに、各種研修プログラムへの教員派遣により教員の指導力向上の支援を強力に推進する。また、近隣の学校が連携して学力向上対策に取り組むことで、進学者全体の進学希望達成を目指す。	53,704
②	多様な体験活動の推進	高校教育課	キャリア教育等推進事業	インターンシップやボランティア体験活動等を通して、社会の一員であることの自覚を深め、社会の中で共に生きる豊かな人間性を養うとともに、自分を見つめ直し自己実現に向かって人生を切り開いていく力を育むための支援を行う。	15,072
③	環境・自然保護活動の推進	環境管理課	こども環境教育支援事業	こどもエコクラブや学校への支援を充実し、環境教育・環境学習を活性化させる。	2,656
			環境あきたリーダー育成事業	地域での環境保全活動を実践するリーダーを育成するとともに、その活動を支援する。また、環境に関する講師を派遣したり、環境に関する情報を提供するなど、県民の環境保全に関する理解を高め、自主的な行動を促進する。	5,183

(思春期)施策2 個性と創造力を育む教育の推進

柱番号及び施策を構成する柱	担当課	事業名	事業内容	H26予算額(千円)
③ 環境・自然保護活動の推進	温暖化対策課	あきたエコ&リサイクルフェスティバル	9月6・7日、秋田駅前アゴラ広場等にて、第14回あきたエコ&リサイクルフェスティバルを開催する。	3,000
		地域環境保全支援事業	省エネや新エネ、3R等の環境保全活動を推進する人材の育成やネットワーク化のための、研修会の開催などの取組を実施する。	5,436
	自然保護課	環境と文化のむら管理事業	五城目町にある環境と文化のむらでの定期自然観察会の開催 同施設での中・高校生の体験学習の受入	6,661
		自然ふれあい施設管理事業	北秋田市にある奥森吉青少年野外活動基地での中・高校生の受入 環境省森吉山野生鳥獣センターでの定期自然観察会の開催	7,297
		白神山地世界遺産センター(藤里館)活動協議会支援	世界遺産センターでの中・高校生の体験学習の受入 白神山地周辺での自然観察会の開催	2,000
	森林整備課	森林環境学習活動支援事業	次代を担う児童・生徒に対し、森林のもつ様々な公益的機能や森林環境に関する正しい知識の提供と理解の促進を図るため、57の事業主体で森林環境学習や森林作業体験等を行う。	13,000
	義務教育課	学校関係緑化コンクール	学校関係緑化コンクールの募集・審査を行い、全日本学校関係緑化コンクールに推薦する。	26
④ 開かれた学校づくり	生涯学習課	学校支援地域本部事業	【県の取組】 県運営協議会の開催、地域コーディネーター等人材育成・研修、全県交流会の開催、特別支援学校の事業実施 【市町村の取組】 学校支援地域本部の運営 (※義務教育期施策3①の再掲)	47,327 (学校・家庭・地域連携総合推進事業分)
⑤ 多様な選択を可能にする教育の充実	男女共同参画課	みんなイキイキ子どもの未来教育推進事業	県内各小中高校に備え付けの副読本について、授業等での活用を働きかける。	0

(思春期)施策3 ふるさどを知り、国際的視野を養う力を養成

柱番号及び施策を構成する柱	担当課	事業名	事業内容	H26予算額(千円)
① ふるさどを知る取組促進	義務教育課	あきた「わか杉」県議会	人口減少が進む本県において、県民として秋田県の将来を支える子どもたちが県政の課題を把握し、自ら解決しようとする意識を醸成する。	41
	自然保護課	環境と文化のむら管理事業	五城目町にある環境と文化のむらでの定期自然観察会の開催 同施設での中・高校生の体験学習の受入	6,661
		自然ふれあい施設管理事業	北秋田市にある奥森吉青少年野外活動基地での中・高校生の受入 環境省森吉山野生鳥獣センターでの定期自然観察会の開催	7,297
		白神山地世界遺産センター(藤里館)活動協議会支援	世界遺産センターでの中・高校生の体験学習の受入 白神山地周辺での自然観察会の開催	2,000
② 国際理解の促進	国際課	国際理解講座	国際交流員(アメリカ、中国、韓国、ロシア国籍)を中学・高校等に派遣し、各国の文化等を紹介する異文化理解講座を実施する。	0
③ 国際交流や国際協力活動の参加促進	高校教育課	小学校外国語活動教員研修事業	小学校外国語活動におけるリーダー的教員を育成するため、夏季休業中の5日間、国際教養大学において40名の受講者を対象に、指導方法の習得と英語運用能力の育成を目指して実施する。受講後、研修内容を自校で伝達する。	0

(思春期)施策4 社会参加・参加機会の拡大

柱番号及び施策を構成する柱	担当課	事業名	事業内容	H26予算額(千円)
①	ボランティア活動の促進	地域活力創造課 ジュニア・サマースクール in 遊学舎	遊学舎で活動しているNPOやサークル団体を講師として、子どもたちがものづくり体験を通しながら社会問題について考える講座を開催する。	遊学舎指定管理委託料を含む(23)
②	文化活動の推進	文化振興課 あきた県民芸術祭2014	青少年音楽コンクールでは、24年度から全部門を単年度で開催する方式に内容を充実。また、あきたの文芸では、今年もグリーン賞の枠を設け、25歳以下の参加者を広く募る。	17,630
③	子ども・若者の「声」の反映	男女共同参画課 青少年の健全育成運動推進事業	平成26年9月25日に秋田市立桜中学校を会場として「わたしの主張2014秋田県大会」を開催し、各地区予選大会を経た13人の中学生が、日頃考えていることなどを発表し、優秀者を表彰する。(青少年育成秋田県民会議と共同開催)	0

(思春期)施策5 社会への旅立ちを支援

柱番号及び施策を構成する柱	担当課	事業名	事業内容	H26予算額(千円)
① 職業意識の形成支援	雇用労働政策課	地元企業魅力発見事業	高校1年生を対象とした、職場見学を行い、地元企業に対する理解を深め、高校生の職業意識を高め、職業意識の醸成を図る。	2,871
	産業政策課	未来のものづくり人材創出応援事業業務	県庁第二庁舎一階のものづくり展示ホールにおいて、展示物の管理及び解説等を行う。また、定期的に企画展の開催や展示ホールパンフレットの作成等、県内高校生による県内企業見学を行い県内企業への理解を深めるとともに秋田の将来を支える産業人材の育成に資するとともに県産品の利用促進を図る。	8,391
	義務教育課	キャリア教育推進事業	キャリア教育によって、秋田県の子どもたち一人一人を「高い志をもち、自らの未来をたくましく切り開いていくとともに、秋田の将来を担う人材」として育てていくために、キャリア教育実践研究協議会及びキャリア教育推進協議会を開催し、各学校への啓発活動や提言等を行う。	302
	高校教育課	ふるさとのづくり企業紹介事業	全県の高校生に、地域に根ざし元気なものづくりに取り組んでいる企業を紹介することにより、地域産業への理解を深め、ふるさとに対する誇りを喚起するとともに、ふるさとでのキャリア形成への展望を開くことができるよう支援を行う。	0
② 職場体験・インターンシップの充実	農林政策課	新規就農総合対策事業(啓発・準備研修)	新規参入希望者等を対象に、座学と農業体験を組み合わせた研修を実施する。また、農業高校生を対象に、10日間程度の農家滞在体験を実施する。	414
	高校教育課	キャリア教育等推進事業	高校在学中に各事業所等での就業体験を行うことにより、働くことの意義や職業についての理解を深めるとともに、自己の将来の在り方生き方について考え、主体的に職業選択ができる能力の育成を図る。	15,072
③ 進路指導・職業相談・就職支援の充実	雇用労働政策課	雇用労働アドバイザーの配置運営事業	県内各地域振興局と本庁に雇用労働アドバイザーを配置し、事業所訪問や求人開拓を行う。	11,851
		高校生等就職面接会開催事業	県内各地域において、新規高卒者を対象とした県内事業所との合同就職面接会を開催する。	1,092
		新規高卒者広域的県内就職促進事業	県内企業に対して圏域外からの採用にあたっての課題についてのヒアリング調査や、就職支援員等の圏域外企業の見学等を行う。	393
	産業政策課	小規模事業者若年雇用推進事業	若年者の人材確保が困難となっている小規模事業者への支援を行い、若年雇用の推進を図るため、商工会議所・商工会に「若年雇用推進員」を配置し、小規模事業者の若年雇用に関する情報収集や相談等を行う。	60,912
	高校教育課	キャリアアドバイザー配置事業	生徒の人生設計に的確な支援を行うことにより、高等教育機関で学ぶことや働くことの意義を認識させ、自らの高校生活を充実したものとす意欲・態度を養い、職業人となるための基礎的資質・能力の向上を図るため、19名のキャリアアドバイザーを配置する。	45,393
		就職支援員配置事業	生徒の進路志望を達成するとともに就職決定率の向上を図るとともに、県内就職を希望する生徒の雇用を確保し、情報提供や進路相談等の就職支援を行うため、30名の就職支援員を配置する。	71,673

〈思春期〉施策6 ひきこもり・障害のある若者の支援

柱番号及び施策を構成する柱		担当課	事業名	事業内容	H26予算額 (千円)
①	ひきこもり対策の推進	男女共同参画課	支援体制充実強化事業	若者自立サポーターを、若者やその家族に対して派遣し、自立に向けた支援等を行う。(H26よりサポステ事業に一元化)	150
		障害福祉課	ひきこもり対策推進事業	ひきこもりの専門相談機関として、ひきこもり相談支援センターを設置し、相談支援体制及び関係機関の連携の強化を図り、ひきこもり状態にある人やその家族を支援する。	7,443
②	障害のある若者の支援	障害福祉課	障害児等療育支援事業	県内8カ所の療育支援体制を持つ施設と委託契約を締結し、身近な地域で療育指導が受けられる体制の充実を図る。また、身近な地域で療育サービスを受けることができるよう県内4カ所の地域療育医療拠点施設に対し運営経費を助成する。	46,720
		障害福祉課	相談支援事業	障害者や障害児、その保護者・介護を行う方からの相談に応じ、必要な情報の提供や権利擁護のための支援を行い、自立した日常生活を営むための支援を行う。 ○相談支援の機能強化のため、14市町に補助金を支出予定	19,950
		特別支援教育課	特別支援学校における職業教育・就業促進事業	交通事故や脳血管障害等の後遺症などで脳損傷を受け、日常生活や社会生活への適応が困難となった高次脳機能障害者に対する相談支援を秋田県立リハビリテーション・精神医療センターが行う。	2,388
		特別支援教育課	特別支援学校における職業教育・就業促進事業	特別支援学校に職業教育コーディネーターを配置し、職業教育の質を向上させるとともに、一般事業所の理解促進と新たな雇用及び実習先の開拓を行い、もって生徒の就業促進を図る。	9,906
③	発達障害のある若者の支援	障害福祉課	発達障害者支援センター運営事業	県内の発達障害児(者)に対する支援を総合的に行う拠点として、発達障害者支援センターが発達障害のある子どもの適切な相談・支援事業を行う。(予算は療育機構支援事業分を含む。)	10,902
		特別支援教育課	特別支援教育体制整備推進事業	障害のある幼児児童生徒の支援のため、コーディネーター養成による園内・校内支援体制の整備、専門家・支援チーム、高等学校特別支援隊による支援、教職員研修の充実により、特別支援教育の体制整備を推進する。	3,395

〈思春期〉施策7 若者を非行・事件から守る取組

柱番号及び施策を構成する柱		担当課	事業名	事業内容	H26予算額 (千円)
①	健全育成運動の推進	男女共同参画課	あきた家族ふれあいサンデー推進事業	各市町村において、小中学校等の登校時に声かけをし、見守りやあいさつ運動を展開する。また、JR駅前周辺等でJRを利用する高校生にも声かけをし、防犯意識の向上などを図る。	0
②	非行防止活動の促進	男女共同参画課	青少年環境浄化対策事業	青少年健全育成審議会(環境浄化部会)を4回開催し、謔問図書の有害指定、優良図書の推奨を行う。また、書店などへの立ち入りを行い、区分陳列等について調査・指導を行う。	6,176
		県警少年課	総合的な少年非行の防止事業	○情報モラル向上等のための有害サイト被害防止教室等の開催 ○フィルタリング100%普及を目指した活動の推進 ○関係機関団体と連携した有害環境の除去活動 ○各警察署とチャイルド・セーフティ・センター等連携による非行・犯罪被害防止教室の開催	580
			「なまはげ」少年サポート事業	○情報モラル向上等のための有害サイト被害防止教室等の開催 ○フィルタリング100%普及を目指した活動の推進 ○関係機関団体と連携した有害環境の除去活動 ○各警察署とチャイルド・セーフティ・センター等連携による非行・犯罪被害防止教室の開催	10,870
			チャイルド・セーフティ・センター「子どもSOS」事業	○情報モラル向上等のための有害サイト被害防止教室等の開催 ○フィルタリング100%普及を目指した活動の推進 ○関係機関団体と連携した有害環境の除去活動 ○各警察署と連携による非行・犯罪被害防止教室の開催 ○巡回活動、情報発信活動の推進	39,080
③	児童買春・児童ポルノ等の犯罪対策の推進	県民生活課	安全・安心まちづくり事業	安全・安心まちづくりフォーラムやシャル・ウィ・ロックキャンペーン、出前講座(3回)で、県民の防犯意識高揚に努める他、自主防犯活動推進のため、「いかのおすし通信」を年2回発行・配付するとともに、1箇所「活動力アップセミナー」を開催する。	1,652
		県警少年課	総合的な少年非行の防止事業	○子供が児童買春や児童ポルノ等の被害者となることを防ぐため、保護者及び子供対象の有害サイト被害防止教室の開催 ○フィルタリング100%普及を目指した活動の推進 ○警察署、やまびこ電話、チャイルド・セーフティ・センター等による相談受理	580
			「なまはげ」少年サポート事業	○子供が児童買春や児童ポルノ等の被害者となることを防ぐため、保護者及び子供対象の有害サイト被害防止教室の開催 ○フィルタリング100%普及を目指した活動の推進	10,870
			チャイルド・セーフティ・センター「子どもSOS」事業	○子供が児童買春や児童ポルノ等の被害者となることを防ぐため、保護者及び子供対象の有害サイト被害防止教室の開催 ○フィルタリング100%普及を目指した活動の推進 ○携帯電話に関連した相談受理	39,080

(思春期)施策7 若者を非行・事件から守る取組

柱番号及び施策を構成する柱	担当課	事業名	事業内容	H26予算額(千円)
④ 立ち直りへの支援	県警少年課	総合的な少年非行の防止事業	○非行少年が再非行を犯さないようにする「少年に手を差し伸べる立ち直り支援活動」の推進 ○「大学生少年サポーター」による勉強支援活動の推進 ○「健全育成少年サポートチーム」等による農作業等を通じた居場所作り活動の推進	580
		「なまはげ」少年サポート事業	○「健全育成少年サポートチーム」等と連携して農作業等を通じた居場所作り活動の推進	10,870
		チャイルド・セーフティ・センター「子どもSOS」事業	○「健全育成少年サポートチーム」等と連携して農作業等を通じた居場所作り活動の推進	39,080

(青年期)施策1 職業能力開発・就労等の支援

柱番号及び施策を構成する柱	担当課	事業名	事業内容	H26予算額(千円)
① 就業のための能力開発支援	雇用労働政策課	普通訓練事業	新規学卒者等(1年146人、2年139人)を対象として、職業訓練に必要な技能及びこれに関する知識を習得させるための職業訓練を行う。(3技術専門学校 10科(自動車整備科、メカトロニクス科、建築科等) 訓練機期間2年)	23,382
		若年者委託訓練	概ね40歳未満の求職者を対象として、民間教育訓練機関での座学(3ヶ月)と企業等での実習(1ヶ月)を組み合わせた職業訓練(委託訓練活用型デュアルシステム)を実施する。(3コース(医療事務実務科、パソコン・ビジネス実務科) 定員45人)	12,561
	農林政策課	新規就農総合対策事業(未来を担う人づくり対策)	農業を志す若者等が円滑に就農できるよう、県内各試験研究機関等や市町村実験農場等で、就農に必要な農業技術や経営管理能力の向上を図るための実践的な研修を実施する。	39,963
	水産漁港課	漁業就業者確保総合対策事業	漁業の担い手を安定的に確保することにより、地域の活性化に重要な本県漁業の持続を目指すため、就業から自立に向けたきめ細かな支援を行う。	9,702
② 県内定住に向けた支援	雇用労働政策課	学卒者県内就職促進事業	大卒者等を対象にマッチング機会を提供するため、合同就職面接会等を行う。	402
		秋田で就職応援団(Aターン)事業	Aターンブラザ秋田にAターン促進専門員を配置し、Aターン登録者と企業とのマッチングを強化し、Aターン就職の促進を図る。	16,348
		キャリア応援事業	フレッシュワークAKITAにおいて、求職者に対し個別カウンセリング等を実施し、就職決定、就職後のフォロー等を含めたワンストップサービスを提供するとともに、中高年や離職者向けに求職者セミナーや短期講座を実施する。	43,519
③ 起業活動への支援	商業貿易課	起業支援事業	県内各地で優れた事業の創出を促進するため、起業時の経済的負担を軽減する。 ・起業支援補助金(通常枠 4件、離職者緊急支援枠 10件) ・起業支援補助金採択・フォローアップ事業活動費	15,855
		起業家育成事業	将来の起業を目指す学生等の若年層を対象に起業家意識を醸成する特別講演を開催するとともに、起業に必要な基礎知識等の習得を図るセミナーを開催する。 ・県内大学特別講演(県内大学1大学×1回) ・起業スキル習得塾(9カ所、計12回)	4,113

(青年期)施策2 多様な学びの場の確保

柱番号及び施策を構成する柱	担当課	事業名	事業内容	H26予算額(千円)
① 社会人の学習機会の拡充	生涯学習課	あきたアクティブカレッジ事業	・あきたふるさと学講座 ・センターキャンパス ・連携講座 ・地域キャンパス ・地域マイスター養成講座	2,312
② 新しいスタイルによる「学びの場」の推進	文化振興課	あきたアートプロジェクト事業	秋田市中心市街地におけるアートプロジェクト及びKAMIKOANIプロジェクトの2つの企画を中心に、アート作品の展覧だけでなく、来場者が気軽に参加し、一緒にイベントの一部を作り上げる各種ワークショップを開催することで、地域の魅力の再発見を意識した新しい学びの場とする。	24,440

〈青年期〉施策3 地域の活力を担う若者の支援

柱番号及び施策を構成する柱	担当課	事業名	事業内容	H26予算額 (千円)
① ボランティア・NPO活動等への参加促進	地域活力創造課	あきた協働開催事業フェスタ	協働の取組を分かりやすく紹介し、県民のNPO活動への理解向上や参加の促進等を図るため、社会貢献活動に取り組む企業・大学やNPO等が集うイベントを開催する。	950
② 若者文化への支援	文化振興課	あきたアートプロジェクト事業	昨年度に引き続き、県内を拠点に創作活動を行う若者を中心としたアーティストのネットワーク形成を図ることにより、平成26年度の国民文化祭の本県開催に向けた取り組みとして進める。また、アトリオン地下イベント広場については、利用者から好評を得ていることから、事業を継続する。	24,470
③ 地域で主体的に行動する若者の育成・支援	男女共同参画課	地域の若者活動応援事業	地域による若者会議の活動をさらに活性化させるため、全県ネットワークを活かした活動を展開するとともに、先進的な取組事例を「モデル事業」として紹介しながら、地域での活用を市町村等に働きかける。	7,240
	生涯学習課	青少年交流センター(ユースパル)主催事業	・ユースボランティア交流会 ・青少年国際交流 ・ユースフェスティバル ・地域青年リーダー養成 ・対人関係能力向上セミナー ・高校生リーダー養成「ニューリーダーセミナー」 ※指定管理者が実施	0

〈青年期〉施策4 出会いと結婚・子育て等への支援

柱番号及び施策を構成する柱	担当課	事業名	事業内容	H26予算額 (千円)
① 出会いと結婚への支援	少子化対策局	出会い・結婚支援事業	会員登録制のマッチング(お見合い)の実施、出会いイベントの開催支援、結婚サポーターの養成・支援、専門アドバイザーの委嘱によるセンター機能強化に加え、地域における出会い・結婚支援活動を活性化させるため県、市町村、結婚サポーターによる情報交換を開催し出会い・結婚支援の連携強化を図る。	47,753
② 企業による「仕事と育児・家庭の両立支援」の促進	少子化対策局	子育てしやすい職場づくり推進事業	企業の従業員の仕事と家庭の両立を推進するため、企業へ両立支援推進員を派遣し、一般事業主行動計画の策定を促進するとともに、意欲的な企業に対し専門アドバイザーを派遣し、一般事業主行動計画の策定支援や目標達成のための助言を行う。 また、子育てしやすい職場環境づくりを進めるため、県内企業に対して、従業員の子どもを招く「子ども職場参観日」の実施を働きかけるとともに、積極的な企業の実践例を広く周知する。	12,959
③ ワーク・ライフ・バランスへの取組拡大	男女共同参画課	男女共同参画推進事業(ワーク・ライフ・バランス推進事業)	・男女が共に家庭や地域社会における責任を果たしながら働き続けることができるよう、「働き方の見直し」について、経営者等を対象にワークショップ等を行いながら実践活動に向かうよう企業の取組を促進する。 ・男女が共に働きやすい職場づくりに取り組む男女イキイキ宣言事業所と協定を締結し、情報誌等で取組を紹介する。	1,983

〈青年期〉施策5 社会的自立に困難を有する若者への支援

柱番号及び施策を構成する柱	担当課	事業名	事業内容	H26予算額 (千円)
① 若者の自立に向けたサポート	障害福祉課	精神保健業務費	各保健所において、相談業務の一環として思春期やひきこもりに関する相談支援を実施する。	1,389
		特定相談事業	精神保健福祉センターにおいて、本人や家族等を支援する者を主な対象とした思春期問題研修会を開催する。	342
	男女共同参画課	秋田県地域若者サポートステーション設置運営事業	ひきこもりやニートなど、様々な課題を抱えながら就職できずにいる若者の自立のため、就業支援をする場を設置し、相談支援事業、職業意識啓発事業及び若者自立サポーターの派遣事業を実施するほかネットワーク業務を行う。	4,681
		若者の自立サポート事業費	若者の自立支援に係る連携強化を図るため、支援団体等からなる「若者自立支援ネットワーク会議」を開催する。	58
		若者の社会的自立促進事業費	「子ども・若者育成支援推進法」に基づく「子ども・若者支援地域協議会」の設置を各市町村へ働きかけるとともに、社会貢献活動への参加を通じた取組を行うなど、若者の社会的自立をさらに促進させるための支援を行う。	1,004
	生涯学習課	若者の交流促進事業	市町村と連携した「交流の場づくり」を行うとともに、「コミュニケーション能力向上セミナー」を実施する。	4,635
青少年社会参加促進特別対策事業(なまはげキャンプ・ゆうスペースAKITA) ※指定管理者が実施			0	
② 障害のある若者の支援	障害福祉課	高次脳機能障害支援普及事業	交通事故や脳血管障害等の後遺症などで脳損傷を受け、日常生活や社会生活への適応が困難となった高次脳機能障害者に対する相談支援を秋田県立リハビリテーション・精神医療センターが行う。	2,388
		発達障害者支援センター運営事業	県内の発達障害児(者)に対する支援を総合的に行う拠点として、発達障害者支援センターが発達障害のある子どもの適切な相談・支援事業を行う。 (予算は療育機構支援事業分を含む)	10,902

4 「あきた子ども・若者プラン」における主な数値目標

1 乳幼児期

指標	単位	実績値(H19~25)							目標値(H27)		達成率	所管課
		H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H27	備考		
3歳児健康診査受診率	%	95.3	96.3	95.7	96.1	96.7	96.7	97.2	97.3	※H26	99.9%	健康推進課
「不妊とこころの相談センター」における相談者数	人	198	187	174	210	200	191	210			91.0%	健康推進課
周産期死亡率	%	4.0	5.4	4.7	6.5	4.0	4.1	3.1	3.7		300.0%	医務薬事課
合計特殊出生率	%	1.31	1.32	1.29	1.31	1.35	1.37	1.35	1.38	※H26	97.8%	子育て支援課
特別保育の実施率(累計)	%	98.8	99.6	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0		100.0%	幼保推進課
認定こども園等の幼保一体的運営施設数	箇所	16	17	20	26	30	34	38	47		80.9%	幼保推進課
「地域子育て支援センター」・「つどいの広場」設置市町村数(旧市町村・累計)	市町村	57	56	58	59	59	64	※H26	92.2%	子育て支援課		
子育て家庭優待サービス協賛店舗数(累計)	店	1,093	1,232	1,511	1,655	1,813	2,050	※H26	88.4%	子育て支援課		
子育てサポーター養成人数(累計)	人	964	1,005	1,117	1,243	1,330	1,354	1,300	※H26	104.2%	子育て支援課	
児童虐待防止に係る研修会等への参加者数(年間)	人	250	310	1,036	765	2,125	1,708	480			355.8%	子育て支援課
母子家庭の母の就業率	%	84.5	84.4	83.1	82.1	84.6	84.8	84.9	85.0	※H26	99.9%	子育て支援課

2 学童期

指標	単位	実績値(H19~25)							目標値(H27)		達成率	所管課
		H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H27	備考		
小6体力合計点(男女平均)	点	63.6	63.8	64.2	64.5	64.2	63.7	63.2	64.8		97.5%	保健体育課
業前業間運動の実施率	%	78.2	83.1	80.6	82.0	80.0	77.1	78.5	84.0		93.5%	保健体育課
朝食の摂取率(毎日食べる)(小学5・6年生)	%	90.5	87.7	90.7	92.6	92.3	93.1	92.0	95.0		96.8%	保健体育課
食育ボランティア数	人	2,976	3,090	3,219	3,226	3,375	3,397	3,384	3,270		103.5%	健康推進課
地場農産物の学校給食利用率(年間)	%	26.5	28.2	32.2	27.9	38.5	42.6	37.2	35.0		106.3%	保健体育課
「我が社は家庭教育応援団」登録企業数(累計)	事業所	32	40	70	82	853	1,234	100	※H26	1234.0%	生涯学習課	
放課後児童クラブの設置率(累計)	%	69.8	66.0	69.2	71.6	75.7	80.0	※H26	94.6%	子育て支援課		
交通事故死者数	人	61	61	64	60	57	42	48	40		61.9%	県民生活課
自主防犯活動実施団体数	団体	350	350	350	350	329	373	348	350		99.4%	県民生活課
消費生活講座出席者数	人	9,236	10,084	10,352	6,168	6,629	10,721	11,291	11,400		99.0%	県民生活課

3 義務教育期

指標	単位	現状値(H19~25)							目標値(H27)		達成率	所管課
		H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H27	備考		
ネットトラブル被害児童(%) (公立小・中学校)	%	4.1	3.9	3.8	3.2	3.8	3.6	3.0			45.5%	義務教育課
千人当たりの不登校者数(公立小・中学校)	人	8.8	8.8	8.6	9.2	8.5	7.7	8.8	8.0		0.0%	義務教育課
千人当たりのいじめ認知件数(公立小・中学校)	人	9.6	6.3	5.9	4.3	3.6	12.4	11.5	5.0		-41.3%	義務教育課
基礎学力向上のための指数(設定通過率を超えた設問数の割合)	pt	72.0	76.7	74.4	78.7	75.6	72.8	74.5	75.0		99.3%	義務教育課

4 思春期

指標	単位	現状値(H19~25)							目標値(H27)		達成率	所管課
		H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H27	備考		
中3体力合計点(男女平均)	点	51.7	52.4	53.1	53.8	52.8	53.1	52.7	54.5		96.7%	保健体育課
高3体力合計点(男女平均)	点	54.3	54.3	55.1	55.5	55.2	55.5	54.9	56.0		98.0%	保健体育課
男女共同参画副読本活用率(中学生用)	%	93.0	86.7	67.9	71.9	72.1	88.5	71.5	85.0	小中高平均	84.1%	男女共同参画課
男女共同参画副読本活用率(高校生用)	%	86.7	70.4	52.5	53.1	34.5	72.7	50.0	85.0	小中高平均	58.8%	男女共同参画課
高校生のインターンシップ参加率(年間)	%	45.5	50.1	52.4	52.6	50.4	59.8	58.4	63.0	※H26	92.7%	高校教育課
高卒就職後3年以内の離職率	%	50.5	47.5	47.0	40.8	38.4	37.3	48.3	44.0	※H25	33.8%	雇用労働政策課
高卒就職決定者の県内就職率	%	59.5	53.2	55.8	62.6	63.6	65.8	63.3	70.0	※H25	90.4%	雇用労働政策課
若者自立サポーターの育成数(累計)	人	51	78	103	103	127	100				127.0%	男女共同参画課
特別支援学校高等部卒業生の社会的自立割合(就職決定率)	%	66.0	70.0	80	91	90.6	100.0	80.0	※H25	125.0%	特別支援教育課	
「あったか声かけ運動」推進者数(累計)	人	1,481	4,069	5,300	7,956	8,021	10,073	9,785	9,400	※H26	104.1%	男女共同参画課
DV予防ハイスクールセミナー実施校	校	6	9	14	21	32	27	32	32		100.0%	男女共同参画課
非行少年数	人	588	517	561	713	464	390	298	500		329.5%	少年課

5 青年期

指標	単位	現状値(H19~25)							目標値(H27)		達成率	所管課
		H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H27	備考		
Aターン就職者数	人	1,050	1,020	935	1,028	1,145	1,121	1,186	1,200	※H25	98.8%	雇用労働政策課
若者文化支援事業申請数	件	8	13	13	12	10	23	14	15		93.3%	文化振興課
「あきた結婚支援センター」が関わる出会いイベントや啓発事業の開催数(年間)	回	164	229	251	278	100	※H25	278.0%	少子化対策局			
従業員100人以下の事業所等における一般事業主行動計画策定企業数	事業所	179	216	284	382	487	570	285			200.0%	少子化対策局
男女イキイキ職場宣言事業所	事業所	102	121	144	167	177	185	206	210		98.1%	男女共同参画課

## 第2部 子ども・若者を取り巻く状況

### 第1章 子ども・若者人口

#### 1 秋田県子ども・若者人口（0～39歳）の現状と推移

平成22年10月1日現在の秋田県総人口は1,085,997人(男509,926人、女576,071人)で、このうち子ども・若者人口は(0～39歳まで)379,645人であり、県総人口の35.0%を占めている。

子ども・若者人口は昭和45年(国勢調査で0～39歳の人口がわかる最古の年)794,350人だったが、それと比較すると414,705人(52.2%)減少しており、当時の半分以下であり大幅な減少となっている。

また、10年前の平成12年(482,950人)と比較すると、子ども・若者人口は103,305人(21.4%)減となっており、減少が続いている。

#### 秋田県の総人口と子ども・若者人口の推移

(資料:昭和5年～平成22年:総務省 国勢調査、  
平成27年～平成47年:国立社会保障・人口問題研究所  
日本の都道府県別将来推計人口(平成25年3月推計))

	西暦	総人口	男	女	世帯数	子ども・若者人口 (0～39歳)	子ども・若者人口の割合(%)
昭和5年	1930	987,706	495,009	492,697	167,101	768,001	77.8
昭和10年	1935	1,037,744	519,249	518,495	174,026	804,954	77.6
昭和15年	1940	1,052,275	524,018	528,257	178,256	811,252	77.1
昭和22年	1947	1,257,398	616,269	641,129	218,505		
昭和25年	1950	1,309,031	646,445	662,586	225,462	1,015,349	77.6
昭和30年	1955	1,348,871	660,066	688,805	236,998	1,026,598	76.1
昭和35年	1960	1,335,580	644,671	690,909	267,460	981,509	73.5
昭和40年	1965	1,279,835	614,429	665,406	279,468	888,513	69.4
昭和45年	1970	1,241,376	593,232	648,144	307,739	794,350	64.0
昭和50年	1975	1,232,481	590,492	641,989	326,259	726,558	59.0
昭和55年	1980	1,256,745	603,403	653,342	343,418	703,208	56.0
昭和60年	1985	1,254,032	599,591	654,441	350,976	664,598	53.0
平成2年	1990	1,227,478	584,678	642,800	358,562	589,172	48.0
平成7年	1995	1,213,667	577,535	636,132	374,821	531,512	43.8
平成12年	2000	1,189,279	564,556	624,723	389,190	482,950	40.6
平成17年	2005	1,145,501	540,539	604,962	393,038	431,157	37.6
平成22年	2010	1,085,997	509,926	576,071	390,136	379,645	35.0
平成27年	2015	1,023,051	478,956	544,095	-	331,151	32.4
平成32年	2020	959,272	448,329	510,943	-	290,504	30.3
平成37年	2025	893,224	417,141	476,083	-	259,193	29.0
平成42年	2030	827,462	386,205	441,257	-	236,103	28.5
平成47年	2035	763,356	355,801	407,555	-	212,298	27.8



## 2 秋田県の市町村別 5 歳階級別人口 (0~39 歳)

平成 22 年の子ども・若者人口を市町村別に見ると、秋田市が一番多く 129,807 人(県全体の 34.2%)、次いで横手市 32,750 人(同 8.6%)、由利本荘市 30,379 人(同 8.0%)となっている。

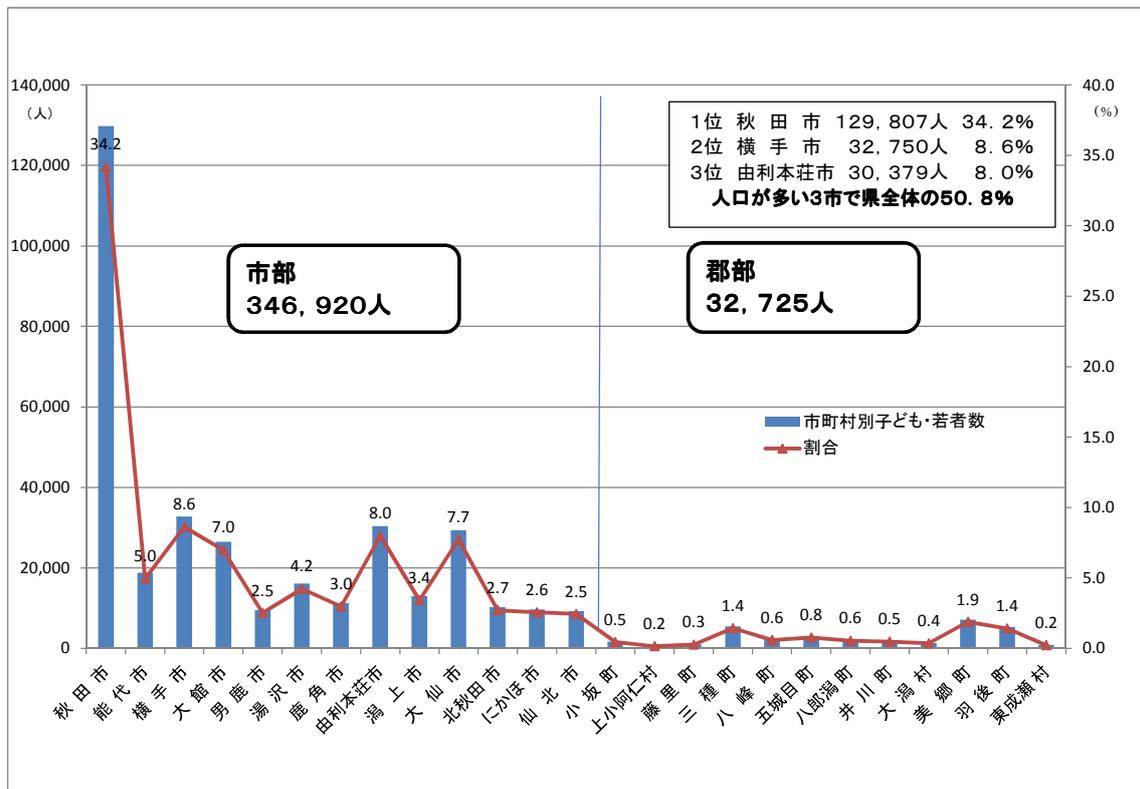
さらに市部・郡部に分けると、市部では 346,920 人、郡部では 32,725 人となり、市部で県全体の 91.4%を占めており、市部に子ども・若者が集中していることがわかる。

市町村別年齢5歳階級別人口

(資料:総務省 平成22年国勢調査)

市町村	0～4歳	5～9歳	10～14歳	15～19歳	20～24歳	25～29歳	30～34歳	35～39歳	合計	県全体に対する割合(%)
秋田市	11,887	13,039	14,648	15,946	15,220	16,348	20,053	22,666	129,807	34.2
能代市	1,869	2,158	2,503	2,256	1,467	2,265	2,979	3,361	18,858	5.0
横手市	3,332	3,736	4,303	3,808	2,736	4,352	5,117	5,366	32,750	8.6
大館市	2,619	2,958	3,449	3,280	2,327	3,246	4,095	4,527	26,501	7.0
男鹿市	762	906	1,105	1,266	1,109	1,405	1,496	1,519	9,568	2.5
湯沢市	1,466	1,882	2,343	2,101	1,236	1,928	2,423	2,702	16,081	4.2
鹿角市	1,183	1,288	1,525	1,448	876	1,376	1,756	1,830	11,282	3.0
由利本荘市	3,002	3,179	3,777	3,772	3,439	3,902	4,524	4,784	30,379	8.0
潟上市	1,130	1,470	1,647	1,718	1,263	1,538	2,036	2,219	13,021	3.4
大仙市	2,862	3,190	3,691	3,633	2,711	3,819	4,716	4,746	29,368	7.7
北秋田市	966	1,154	1,461	1,372	835	1,166	1,627	1,696	10,277	2.7
にかほ市	907	1,136	1,304	1,157	894	1,332	1,474	1,511	9,715	2.6
仙北市	933	1,060	1,186	1,071	807	1,180	1,451	1,625	9,313	2.5
小坂町	147	225	238	240	109	216	250	296	1,721	0.5
上小阿仁村	47	64	102	80	34	70	90	102	589	0.2
藤里町	92	118	134	126	99	128	147	177	1,021	0.3
三種町	469	573	769	781	537	680	767	895	5,471	1.4
八峰町	191	274	347	301	171	234	344	414	2,276	0.6
五城目町	219	304	389	393	295	402	469	467	2,938	0.8
八郎潟町	188	242	252	266	218	293	307	338	2,104	0.6
井川町	152	212	246	259	154	190	289	305	1,807	0.5
大潟村	148	165	193	202	199	112	141	210	1,370	0.4
美郷町	663	812	894	887	755	929	1,136	1,083	7,159	1.9
羽後町	488	570	788	708	533	720	772	794	5,373	1.4
東成瀬村	86	113	131	83	86	129	141	127	896	0.2

※ 市町村合計 379,645



## 第2章 子ども・若者の教育

※数値はすべて平成26年度学校基本統計調査（文部科学省）

### 1 学校教育について（平成25年度との比較）

#### 【小学校】

昨年度と比較したところ、学校数、学級数、児童数、教員数（本務者）ともに減少しており、教員1人当たりの児童数は0.1ポイント減少して13.1人となっている。

小学校	学校数	学級数	児童数	教員数 (本務者)	職員数 (職員数)	教員1人当 たり児童数
平成25年度	228	2,332	48,249	3,657	1,093	13.2
平成26年度	224	2,281	46,982	3,581	1,040	13.1
対前年度増減数	△ 4	△ 51	△ 1,267	△ 76	△ 53	△ 0.1
対前年度増減率	△ 1.8	△ 2.2	△ 2.6	△ 2.1	△ 4.8	△ 0.8

#### 【中学校】

昨年度と比較したところ、学校数は123と同数であり、生徒数は減少しており、教員1人当たりの生徒数は0.3ポイント減少して11.4人となっている。

中学校	学校数	学級数	生徒数	教員数 (本務者)	職員数 (職員数)	教員1人当 たり生徒数
平成25年度	123	1,092	27,154	2,323	579	11.7
平成26年度	123	1,130	26,437	2,329	570	11.4
対前年度増減数	0	38	△ 717	6	△ 9	△ 0.3
対前年度増減率	0.0	3.5	△ 2.6	0.3	△ 1.6	△ 2.6

#### 【高等学校】

昨年度と比較したところ、学校数、生徒数、教員数（本務者）ともに減少している。教員1人当たりの生徒数は昨年と同数の11.8人となっている。

高等学校	学校数	学級数	生徒数	教員数 (本務者)	職員数 (職員数)	教員1人当 たり生徒数
平成25年度	58	726	27,662	2,345	481	11.8
平成26年度	57	709	26,926	2,281	474	11.8
対前年度増減数	△ 1	△ 17	△ 736	△ 64	△ 7	0.0
対前年度増減率	△ 1.7	△ 2.3	△ 2.7	△ 2.7	△ 1.5	0.0

### 【特別支援学校】

昨年度と比較したところ、学校数は14校と同数であり、学級数、在学者数、教職員（本務者）ともに増加している。教員1人当たりの在学者数は昨年度同数の1.4人となっている。

特別支援学校	学校数	学級数	在学者数	教員数 (本務者)	職員数 (職員数)	教員1人当 たり在学者数
平成25年度	14	370	1,297	908	203	1.4
平成26年度	14	371	1,317	920	204	1.4
対前年度増減数	0	1	20	12	1	0.0
対前年度増減率	0.0	0.3	1.5	1.3	0.5	0.0

## 2 児童・生徒数の推移

10年前の数値と比較すると、小学校で15,261人、中学校で7,389人、高等学校で8,587人減少している。特別支援学校においては、272人増加している。

児童・生徒数の推移	H16年度	H17年度	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度
小学校	62,243	60,699	59,420	57,244	55,738	54,090	52,503	51,129	49,468	48,249	46,982
中学校	33,826	33,002	32,295	32,128	31,299	30,610	29,411	28,739	28,084	27,154	26,437
高等学校	35,513	34,390	32,984	31,713	30,830	30,213	30,048	29,264	28,724	27,662	26,926
特別支援学校	1,045	1,073	1,076	1,113	1,118	1,173	1,206	1,254	1,272	1,297	1,317

(資料:平成26年度学校基本調査結果報告書)

【参考】学校数・在学者数・教員数（平成26年学校教育基本調査）

1 総括表 単位：校、学級、人

学校種類	学校数			学級数	在学者数			教員数(本務者)			職員数 (本務者)	
	計	本校	分校		計	男	女	計	男	女		
小学校												
平成25年度	228	227	1	2,332	48,249	24,541	23,708	3,657	1,422	2,235	1,093	
平成26年度	224	223	1	2,281	46,982	23,941	23,041	3,581	1,394	2,187	1,040	
国立	1	1	-	18	565	275	290	37	15	22	10	
公立	223	222	1	2,263	46,417	23,666	22,751	3,544	1,379	2,165	1,030	
中学校												
平成25年度	123	122	1	1,092	27,154	13,808	13,346	2,323	1,374	949	579	
平成26年度	123	122	1	1,130	26,437	13,455	12,982	2,329	1,381	948	570	
国立	1	1	-	12	438	217	221	25	15	10	3	
公立	121	120	1	1,115	25,990	13,238	12,752	2,301	1,366	935	565	
私立	1	1	-	3	9	-	9	3	-	3	2	
高等学校												
平成25年度	58	56	2	726	27,662	13,961	13,701	2,345	1,587	758	481	
平成26年度	57	55	2	709	26,926	13,480	13,446	2,281	1,545	736	474	
公立	52	50	2	709	24,294	12,499	11,795	2,095	1,420	675	430	
私立	5	5	-	...	2,632	981	1,651	186	125	61	44	
全日制	51	49	2	658	26,207	13,077	13,130	2,175	1,475	700	463	
定時制	1	1	-	51	719	403	316	106	70	36	11	
併置	5	5	-	...	...	...	...	...	...	...	...	
特別支援学校												
平成25年度	14	12	2	370	1,297	853	444	908	317	591	203	
平成26年度	14	12	2	371	1,317	856	461	920	320	600	204	
国立	1	1	-	9	64	40	24	30	16	14	4	
公立	13	11	2	362	1,253	816	437	890	304	586	200	
幼稚園												
平成25年度	93	93	-	440	7,375	3,773	3,602	681	57	624	214	
平成26年度	90	90	-	433	7,153	3,654	3,499	663	60	603	218	
国立	1	1	-	5	140	60	80	10	2	8	2	
公立	16	16	-	69	761	373	388	76	4	72	17	
私立	73	73	-	359	6,252	3,221	3,031	577	54	523	199	
専修学校												
平成25年度	25	25	-	...	1,700	471	1,229	162	44	118	50	
平成26年度	25	25	-	...	1,685	472	1,213	162	43	119	48	
公立	2	2	-	...	221	18	203	28	8	20	9	
私立	23	23	-	...	1,464	454	1,010	134	35	99	39	
各種学校												
平成25年度	5	5	-	...	195	70	125	13	3	10	4	
平成26年度	4	4	-	...	174	65	109	11	2	9	4	
私立	4	4	-	...	174	65	109	11	2	9	4	
高等学校通信制												
平成25年度	(2)	(2)	-	...	609	279	330	24	11	13	-	
平成26年度	(2)	(2)	-	...	582	267	315	23	10	13	1	
公立	(1)	(1)	-	...	545	247	298	23	10	13	1	
私立	(1)	(1)	-	...	37	20	17	-	-	-	-	

### 3 中学校・高等学校卒業後の進路状況

#### 【中学校】

平成26年3月に卒業した9,303人のうち、高等学校に進学した者は9,211人(99.0%)であり、前年度(98.9%)より0.1ポイント増加した。

また、専修学校等に進学した者32人となり、前年度(59人、構成比:0.6%)より27人(構成比:0.3%)減少した。

就職者は14人となり、前年度(8人)より6人増加し、0.1ポイント増加した。

	H21.3卒		H22.3卒		H23.3卒		H24.3卒		H25.3卒		H26.3卒	
	人数	構成比										
高校等進学者	10,313	98.8	10,692	98.4	9,915	98.9	9,649	98.7	9,474	98.9	9,211	99.0
専修学校等	50	0.5	79	0.7	49	0.5	71	0.7	59	0.6	32	0.3
就職者	10	0.1	7	0.1	9	0.1	10	0.1	8	0.1	14	0.2
上記以外の者等	64	0.6	88	0.8	48	0.5	52	0.5	42	0.4	46	0.5
計(卒業生)	10,437	100.0	10,866	100.0	10,021	100.0	9,782	100.0	9,583	100.0	9,303	100.0
(他県への進学者)	143		160		168		124		131		124	

#### 【高等学校】

平成26年3月に卒業した9,089人のうち、大学等進学者は4,040人(44.4%)であり、前年度より1.4ポイント増加した。

また、専修各種学校に進学した者は2,004人(対前年比0.1ポイント減少)、就職者は2,729人(対前年比0.5ポイント減少)となった。(なお専修学校進学者中2,004人のうち3人は就業している。)

	H21.3卒		H22.3卒		H23.3卒		H24.3卒		H25.3卒		H26.3卒	
	人数	構成比										
大学等進学者	4,401	43.8	4,538	45.9	4,365	44.5	4,251	45.0	4,200	43.0	4,040	44.4
専修各種学校	2,240	22.3	2,288	23.1	2,212	22.6	2,103	22.3	2,165	22.1	2,004	22.0
就職者	3,061	30.5	2,635	26.7	2,749	28.0	2,776	29.4	2,888	29.5	2,729	30.0
上記以外の者等 (不詳・死亡を含む)	335	3.3	426	4.3	477	4.9	311	3.3	523	5.3	316	3.5
計(卒業生)	10,037	100.0	9,887	100.0	9,803	100.0	9,441	100.0	9,776	100.0	9,089	100.0

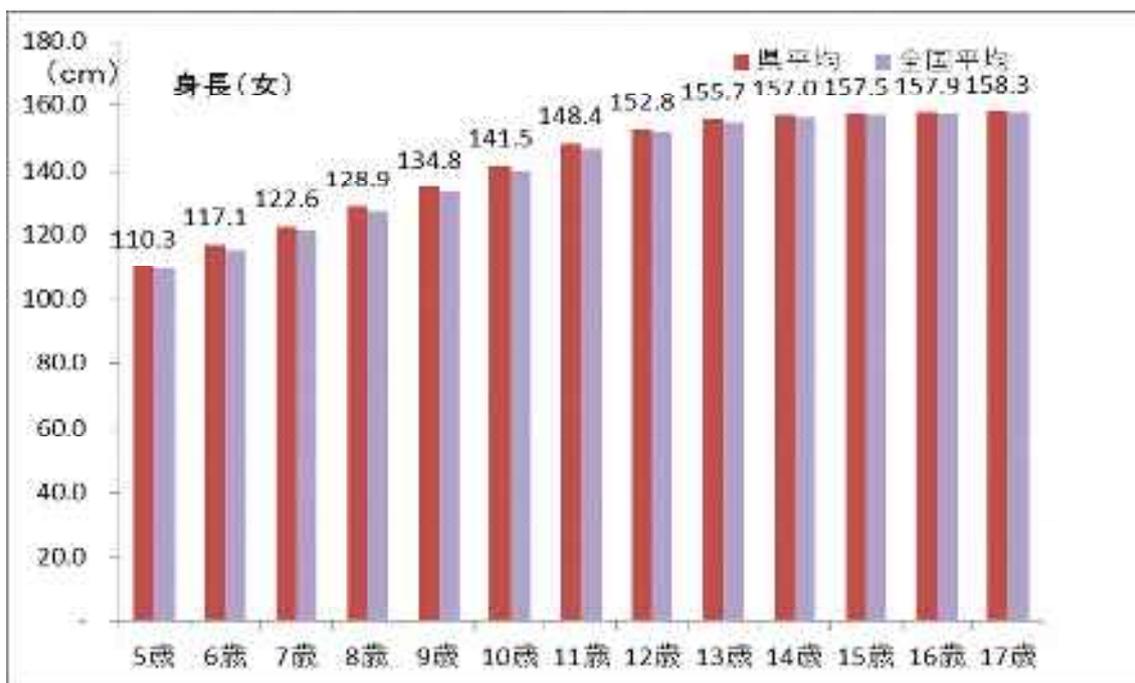
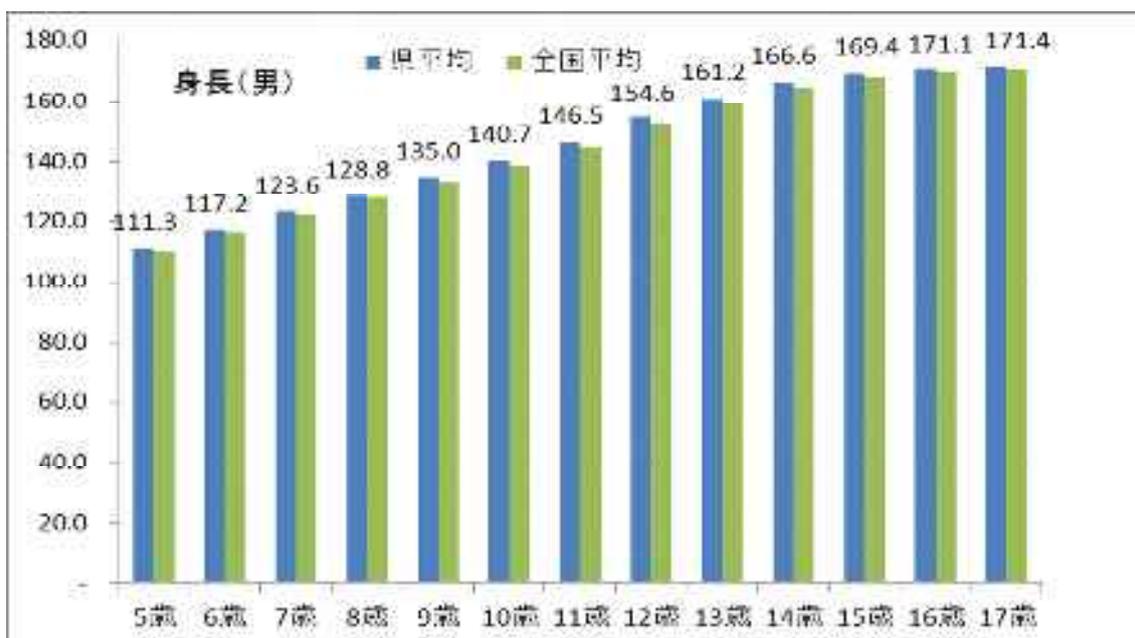
### 第3章 子ども・若者の健康と安全

#### 1 発育状態について

##### (1) 身長

身長について全国平均と比較すると、男女とも全国平均を上回っており、全国順位についてもほとんどの年齢で上位となっている。

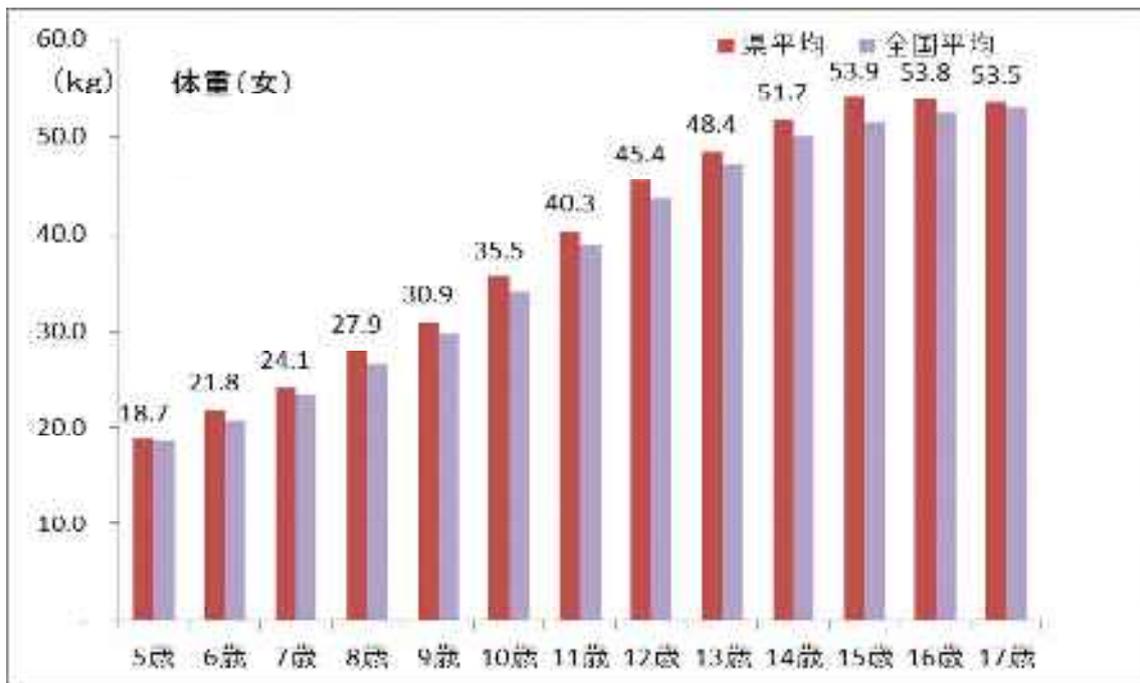
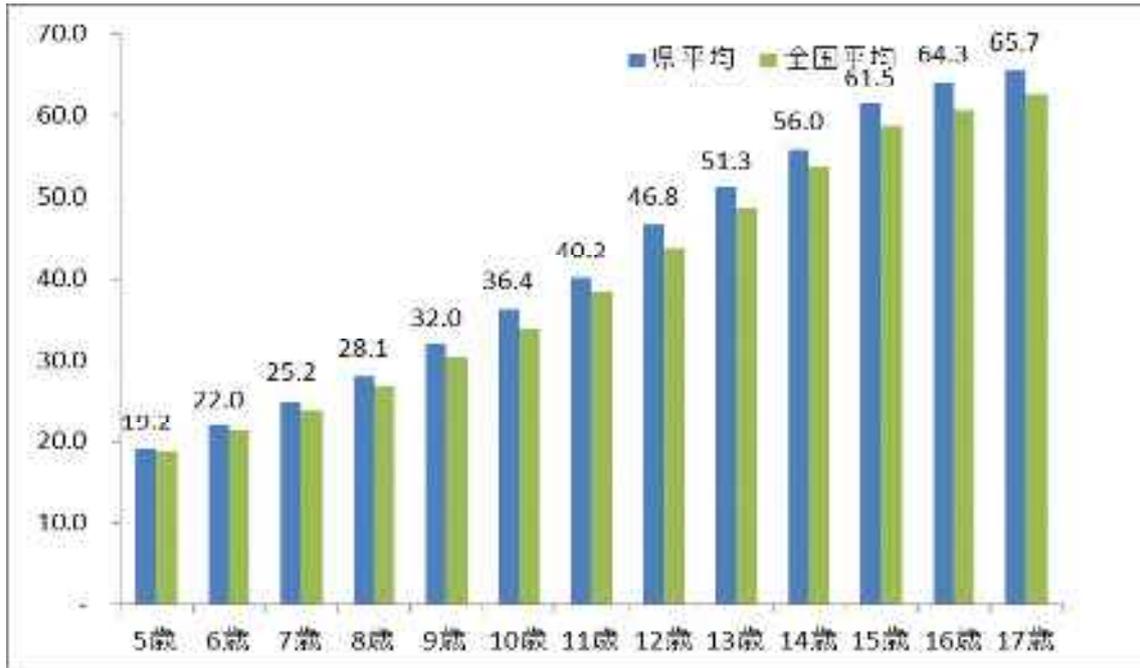
各年齢間の身長差が最も大きいのは、男子が11歳と12歳の間で8.1cm、女子が10歳と11歳の間で6.9cmとなっている。



## (2) 体重

体重について全国平均と比較すると、男女とも全国平均を上回っており、全国順位についてもほとんどの年齢で上位となっている。

各年齢間の体重差が最も大きいのは、男子が11歳と12歳の間で6.6kg、女子が11歳と12歳の間で5.1kgとなっている。

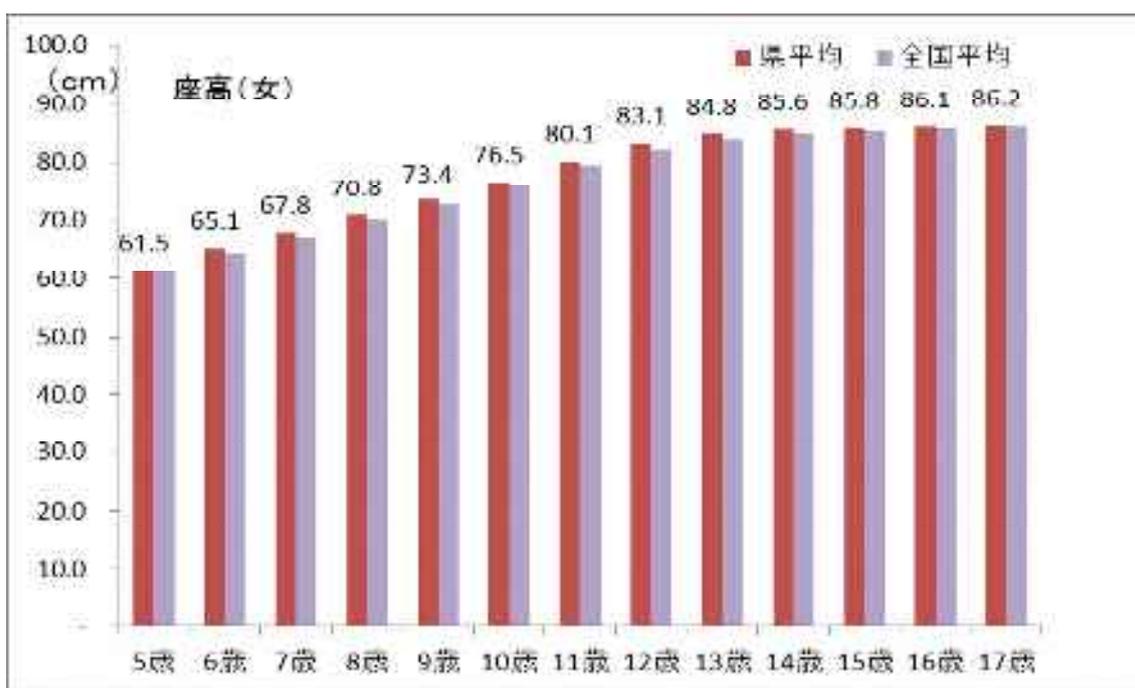


(資料：平成26年度学校保健統計調査)

### (3) 座高

座高について全国平均と比較すると、男女とも全国平均を上回っており、全国順位についてもほとんどの年齢で上位となっている。

各年齢間の体重差が最も大きいのは、男子が11歳と12歳の間で4.4cm、女子が5歳と6歳及び10歳と11歳の間で3.6cmとなっている。



## 2 交通事故、自殺について

### (1) 子ども・若者の交通事故

#### ア 交通事故の概要

平成25年中の本県の交通事故は、発生件数2,518件（前年比312件、11.0%減少）、死者数48人（前年比6人、14.3%増加）、傷者数3,146人（前年比387人、11.0%減少）であった。

#### イ 若年運転者による事故

若年運転者（16歳～24歳）の起こした事故は、発生件数317件（前年比57件、15.2%減少）で、全発生件数の12.6%を占めている。死者数6人（前年比1人増加）で、全死者数の12.5%を占め、傷者数419人（前年比56人、11.8%減少）で、全傷者数の13.3%を占めている。

#### 全事故に占める若年運転者の割合

	平成24年			平成25年			増減		
	件数	死者	傷者	件数	死者	傷者	件数	死者	傷者
若年運転者事故	374	5	475	317	6	419	-57	1	-56
全事故	2,830	42	3,533	2,518	48	3,146	-312	6	-387
構成率	13.2%	11.9%	13.4%	12.6%	12.5%	13.3%	-0.6P	0.6P	-0.1P

（資料：県警察本部調べ）

#### 死亡事故の原因

区 分 原 因	若年運転者(人)			全体(人)		
	24年	25年	増減	24年	25年	増減
前方不注視	2	2	0	17	17	0
スピード違反	1		-1	2	0	-2
安全速度違反	1	1	0	3	4	1
酒酔い運転	0	0	0	1	0	-1
右側通行	0	0	0	4	5	1
その他	1	3	2	15	22	7
合計	5	6	1	42	48	6

（資料：県警察本部調べ）

(2) 子ども・若者の運転免許人口

平成25年12月末現在の本県の運転免許人口は691,168人で、前年比547人(0.08%)減少しており、また、未成年者(16歳～20歳未満)の運転免許人口は7,671人で、前年比54人(0.7%)増加している。全運転免許人口に占める未成年者の運転免許人口は1.11%である。

未成年者の運転免許人口は年々減少傾向にあるが、過去5年では、微減増減を繰り返している。

運転免許所有者に占める未成年者の割合

	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年
運転免許人口総数	695,161	692,843	692,032	691,715	691,168
うち未成年者数	7,944	7,763	7,869	7,617	7,671
総数に占める割合(%)	1.14	1.12	1.14	1.1	1.11

(資料: 県警察本部調べ)

(3) 未成年者の自殺

平成25年中の県内における自殺者は、297人(前年比18人、5.7%減少)であり、そのうち未成年者(20歳未満)は2人で、全自殺者の0.7%を占めている。

全自殺者数に占める未成年者の割合

	性別	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年
総数		438	368	343	315	297
	男	303	251	224	202	200
	女	135	117	119	113	97
うち未成年者		5	2	6	6	2
	男	4	2	3	2	2
	女	1	0	3	4	0
未成年者の割合(%)		1.1	0.5	1.7	1.9	0.7

(資料: 県警察本部調べ)

### 3 非行少年等の概要

#### (1) 非行少年等数について

平成 25 年中の非行少年は 298 人で、前年に比べ 92 人 (23.6%) 減少した。このうち刑法犯の犯罪・触法少年は 268 人で、89.9% を占めた。

区分	年別	平成24年	平成25年	増 減		
				数(人)	率(%)	
非行少年総数		390	298	-92	-23.6	
	うち女子	82	51	-31	-37.8	
ぐ犯少年		5	2	-3	-60.0	
	うち女子	2	2			
刑法犯・特別法犯		385	296	-89	-23.1	
	うち女子	80	49	-31	-38.8	
刑法犯	小 計	355	268	-87	-24.5	
	うち女子	76	43	-33	-43.4	
	犯罪少年	263	210	-53	-20.2	
	うち女子	63	40	-23	-36.5	
	触法少年	92	58	-34	-37.0	
	うち女子	13	3	-10	-76.9	
	特別法犯	小 計	30	28	-2	-6.7
		うち女子	4	6	2	50.0
犯罪少年		25	25			
うち女子		4	4			
触法少年		5	3	-2	-40.0	
	うち女子		2	2		

(資料：県警察本部調べ)

犯罪少年：罪を犯した 14 歳以上の少年

触法少年：刑罰法令に触れる行為をした 14 歳未満の少年

ぐ犯少年：保護者の正当な監護に服さない性癖があるなど、一定の理由があってその生活環境に照らして、将来罪を犯し又は刑罰法令に触れるおそれのある少年

特別法犯：刑法及び道路交通法例を除く、例えば、銃刀法、軽犯罪法、廃棄物処理法、児童買春・児童ポルノ法、条例違反など

(2) 罪種別非行少年等数について

罪種別では窃盗犯が161人と最も多く、全体の60.1%を占めた。

区分		年別		増 減	
		平成24年	平成25年	数(人)	率(%)
総 数		355	268	-87	-24.5
凶悪犯	小 計	2	5	3	150.0
	殺 人				—
	強 盗	1	5	4	400.0
	放 火	1		-1	-100.0
	強 姦				—
粗暴犯	小 計	42	31	-11	-26.2
	暴 行	5	2	-3	-60.0
	傷 害	35	22	-13	-37.1
	脅 迫		1	1	—
	恐 喝	2	6	4	200.0
	そ の 他				—
窃盗犯		239	161	-78	-32.6
	万 引 き	175	109	-66	-37.7
知能犯	小 計	11	5	-6	-54.5
	詐 欺	11	5	-6	-54.5
	横 領				—
	偽 造				—
	そ の 他				—
風俗犯	小 計	1	6	5	500.0
	賭 博				—
	わいせつ	1	6	5	500.0
その他		60	60		

(資料：県警察本部調べ)

(3) 学識別刑法犯犯罪（触法）について

刑法犯の犯罪（触法）少年（268人）を学職別にみると、高校生（95人）、中学生（75人）の順に多く、中・高で全体の63.4%を占めた。

区分		年別	平成24年	平成25年	増 減	
					数(人)	率(%)
総 数			355	268	-87	-24.5
学 生 ・ 生 徒	小 計		293	213	-80	-27.3
	小学生		47	29	-18	-38.3
	中学生		107	75	-32	-29.9
	触 法		45	29	-16	-35.6
	犯 罪		62	46	-16	-25.8
	高校生		124	95	-29	-23.4
	大学生		12	8	-4	-33.3
	その他		3	6	3	100.0
有職少年			32	30	-2	-6.3
無職少年			30	25	-5	-16.7

(資料：県警察本部調べ)

(4) 初発型非行数について

刑法犯の犯罪(触法)少年のうち、166人が初発型非行であり、前年に比べ74人(30.8%)減少した。

このうち万引きが109人と最も多く、初発型非行総数の65.7%を占めている。

区分		年別	平成24年	平成25年	増 減	
					数(人)	率(%)
初発型非行			240	166	-74	-30.8
窃 盗	万引き		175	109	-66	-37.7
	オートバイ盗		2	1	-1	-50.0
	自転車盗		29	26	-3	-10.3
	占有離脱物横領		34	30	-4	-11.8
刑法犯少年総数			355	268	-87	-24.5
刑法犯少年に占める割合			67.6%	61.9%	-5.7pt	

(資料：県警察本部調べ)

(5) 学識別初発型非行数について

初発型非行の学職別では、高校生が69人(前年比-20人)最も多く、次いで中学生が47人(同-27人)となった。

区分 学職別	平成25年					平成 24年 総数	増 減	
	総数	万引き	オート バイ盗	自転車 盗	占有 離脱物 横領		数 (人)	率 (%)
総 数	166	109	1	26	30	240	-74	-30.8
うち女子	37	29		4	4	58	-21	-36.2
小学生	21	19			2	40	-19	-47.5
うち女子	2	2				9	-7	-77.8
中学生	47	36	1	4	6	74	-27	-36.5
うち女子	11	9		2		12	-1	-8.3
高校生	69	33		20	16	89	-20	-22.5
うち女子	16	10		2	4	27	-11	-40.7
大学生	5	1			4	8	-3	-37.5
うち女子	1	1				1		
各種学校生	5	5				2	3	150.0
うち女子	4	4					4	
有職少年	12	10		1	1	15	-3	-20.0
うち女子	1	1				4	-3	-75.0
無職少年	7	5		1	1	12	-5	-41.7
うち女子	2	2				5	-3	-60.0

(資料：県警察本部調べ)

(6) 不良行為少年数について

不良行為で補導された少年(不良行為少年)は2,089人で、前年に比べて811人(28.0%)減少した。

行為別にみると、「深夜徘徊」が1,373人と最も多く、次いで「喫煙」が298人であった。

区分	年別	平成24年	平成25年	増 減	
				数(人)	率(%)
総 数		2,900	2,089	-811	-28.0
飲 酒		143	104	-39	-27.3
喫 煙		524	298	-226	-43.1
薬 物 乱 用		1		-1	-100.0
粗 暴 行 為		105	107	2	1.9
刃 物 等 所 持			1	1	—
金 品 不 正 要 求		4	4		
金 品 持 ち 出 し		6	14	8	133.3
性 的 い た ず ら			3	3	—
暴 走 行 為		9	7	-2	-22.2
家 出		78	90	12	15.4
無 断 外 泊		42	25	-17	-40.5
深 夜 徘 徊		1,914	1,373	-541	-28.3
怠 学		32	31	-1	-3.1
不 健 全 性 的 行 為		21	13	-8	-38.1
不 良 交 友		20	14	-6	-30.0
不 健 全 娯 楽		1	5	4	400.0
そ の 他					—

(資料：県警察本部調べ)

(7) 学識別不良行為少年数について

不良行為少年を学識別にみると、高校生が961人と最も多く、全体の46.0%を占めた。

区分	年別	平成24年	平成25年	増 減	
				数(人)	率(%)
総 数		2,900	2,089	-811	-28.0
未 就 学					—
小 学 生		31	27	-4	-12.9
中 学 生		283	177	-106	-37.5
高 校 生		1,192	961	-231	-19.4
大 学 生		177	58	-119	-67.2
各 種 学 校 生		123	37	-86	-69.9
有 職 少 年		611	431	-180	-29.5
無 職 少 年		483	398	-85	-17.6

(資料：県警察本部調べ)

(8) 福祉犯被害少年数について

福祉犯被害少年は 41 人（前年比 15 人減少）で、高校生（22 人）が全体の 53.7% を占めた

区分 法令別	中学生以下		高校生		大学生等		有職少年		無職少年		総数	
	H24	H25	H24	H25	H24	H25	H24	H25	H24	H25	H24	H25
総数	10	5	36	22			4	6	6	8	56	41
青少年健全育成条例	6	1	25	13			1	3	3	7	35	24
みだらな行為	1		6	5						1	7	6
深夜連れだし	4	1	10	7				3		6	14	17
風営適正化法								1	1		1	1
未成年者飲酒禁止法			3				3				6	
児童福祉法		1	1	1							1	2
覚せい剤取締法			1								1	
児童売春・ポルノ法	4	2	1	3						1	5	6
児童買春	2	1									2	1
労働基準法												
未成年者喫煙禁止法		1	3	5				2	2		5	8
売春防止法			2								2	

（資料：県警察本部調べ）

(9) 被害防止対策

少年の被害を防止するため、教育庁や警察、健全育成機関・団体などにおいて「青少年の非行・被害防止全国強調月間」や「子ども・若者育成支援全国強調月間」のほか、各種会合を通じ、連携を図りながら、広報啓発等の諸活動を実施した。

#### 4 環境浄化の取組について

##### (1) 秋田県青少年環境浄化審議会

審議会は、「秋田県青少年の健全育成と環境浄化に関する条例」(以下「条例」という。)の適切な運用を図るため知事の諮問機関として設置され、青少年育成関係者、学識経験者等11名の委員で構成され、青少年に優良な図書等の推奨、有害な図書・ビデオテープ・興行等を指定するための審議をし、知事に答申している。

平成24年度は4回開催され、青少年に優良な図書1冊を推奨すべきものとの答申がなされた。また、有害図書類として図書26冊を審議し、それぞれが「青少年に有害な図書類として指定を要する。」との答申がなされた。

平成25年度も4回開催され、青少年に優良な図書3冊を推奨すべきものとの答申がなされた。また、有害図書類として図書22冊を審議し、それぞれが「青少年に有害な図書類として指定を要する。」との答申がなされた。

##### 平成24年度の有害図書の指定状況

種 別\指定月	24年6月	24年9月	24年12月	25年3月	計
成人グラビア	4	3	1	3	11
コミック		2	2	2	6
風俗情報誌		1			1
パソコン雑誌					0
そ の 他	3	1	2	2	8
合 計	7	7	5	7	26

##### 平成25年度の有害図書の指定状況

種 別\指定月	25年6月	25年9月	25年12月	26年3月	計
成人グラビア	2	1	1	1	5
コミック	1	2	2		5
風俗情報誌	2		2	3	7
パソコン雑誌		1			1
そ の 他	2	1		1	4
合 計	7	5	5	5	22

## (2) 立入調査

### ア 立入調査員の配置状況

条例に基づき、県民生活課、警察本部少年課、各警察署の少年補導職員が、知事から立入調査員に任命されており、平成25年4月現在、県内に39名が配置されている。

### イ 立入調査の実施状況

立入調査は、条例対象施設（書店、図書类等自動販売機等、図書スタンド販売店、ビデオ取扱店、映画館、がん具類店）に対し、毎月定期的を実施し、有害指定図書类等の調査と自主規制の指導等を行っている。

### ウ 過去5年間の条例対象施設の推移

(平成25年12月末現在)

区分	図書类等自動販売機等	書店	図書スタンド店	ビデオテープ取扱店	映画館	がん具店	計
21	155	136	568	99	20	63	1,041
22	146	126	546	97	24	61	1,000
23	140	121	542	93	24	64	984
24	129	121	565	91	22	66	994
25	104	121	598	87	21	61	992

### エ 環境浄化調査員の配置状況

環境浄化調査員は、条例の適正な運用を図るため、県民生活課に4名が配置され、条例対象施設に対する立入調査、調査の結果の整理、担当区域内の情報収集等、条例の適正な運用に関する業務を行っている。

(表) 地域振興局管内別条例対象施設数

(平成 25 年 12 月 31 日現在)

地域振興局		自動販売機 数	書店	ビデオ店	スタンド・ コンビニ	特定玩具店	映画館	計
鹿角	H 2 4	11	3	3	25	3	1	46
	H 2 5	11	3	3	23	3	0	43
	増減	0	0	0	-2	0	-1	-3
北秋田	H 2 4	26	11	8	59	6	0	110
	H 2 5	26	12	8	59	5	0	110
	増減	0	1	0	0	-1	0	0
山本	H 2 4	13	7	6	44	4	1	75
	H 2 5	13	7	6	42	4	1	73
	増減	0	0	0	-2	0	0	-2
秋田	H 2 4	25	54	43	208	31	15	376
	H 2 5	23	53	42	237	30	15	400
	増減	-2	-1	-1	29	-1	0	24
由利	H 2 4	20	15	9	50	3	0	97
	H 2 5	9	15	8	53	3	0	88
	増減	-11	0	-1	3	0	0	-9
仙北	H 2 4	20	13	12	86	11	5	147
	H 2 5	20	13	11	90	9	5	148
	増減	0	0	-1	4	-2	0	1
平鹿	H 2 4	6	11	6	64	7	0	94
	H 2 5	0	12	5	66	6	0	89
	増減	-6	1	-1	2	-1	0	-5
雄勝	H 2 4	8	7	4	29	1	0	49
	H 2 5	2	6	4	28	1	0	41
	増減	-6	-1	0	-1	0	0	-8
計	H 2 4	129	121	91	565	66	22	994
	H 2 5	104	121	87	598	61	21	992
	増減	-25	0	-4	33	-5	-1	-2

## 第4章 子ども・若者の労働

### 1 子ども・若者の就業状況

#### (1) 新規高等学校卒業者の就職率、産業別・就職者数

平成26年3月の新規高等学校卒業者の就業状況は、卒業者9,089人のうち、就職者が2,732人となっており、就職率は30.1%となっている。産業別では、製造業が683人、建設業が340人、卸売業・小売業が297人となっている。

	H21.3月卒業	H22.3月卒業	H23.3月卒業	H24.3月卒業	H25.3月卒業	H26.3月卒業
A 卒業者数(人)	10,035	9,887	9,803	9,441	9,776	9,089
B 就職者数(人)	3,071	2,645	2,749	2,777	2,888	2,732
C 就職率(%)	30.6%	26.8%	28.1%	29.4%	29.5%	30.1%
Bの内大学等進学者(人)	10	1	0	1		
産業別(人)						
農業・林業	18	40	39	43	49	30
漁業	2	6	4	6	2	4
鉱業・採石業、砂利採取業	16	30	5	14	17	10
建設業	178	274	234	265	316	340
製造業	1,173	675	906	872	751	683
電気・ガス・熱供給・水道業	85	83	108	111	87	70
情報通信業	48	47	31	36	36	32
運輸業・郵便業	115	100	101	124	105	134
卸売業・小売業	329	221	267	325	381	297
金融業・保険業	41	39	35	19	25	21
不動産業・物品賃貸業	4	9	6	13	12	24
学術研究・専門・技術サービス業	23	23	13	10	14	26
宿泊業・飲食サービス業	241	281	247	210	223	225
生活関連サービス業、娯楽業	112	135	127	89	151	127
教育・学習支援業	2	10	8	5	2	2
医療・福祉	177	215	240	233	213	207
複合サービス事業	46	33	50	71	48	57
サービス業	196	160	117	85	128	124
公務(他に分類されないもの)	255	251	201	239	312	296
上記以外	10	13	14	7	16	23

(資料：平成26年学校基本調査結果報告書)

(2) 新規高等学校卒業者の就職先別就職者数

平成26年3月の新規高等学校卒業者の就職先は、就職者2,732人のうち、県内が1,680人、県外が1,052人となっている。

	H21.3月卒業	H22.3月卒業	H23.3月卒業	H24.3月卒業	H25.3月卒業	H26.3月卒業
総数	3,071	2,645	2,753	2,777	2,888	2,732
県内	1,637	1,523	1,729	1,762	1,903	1,680
県外	1,434	1,122	1,024	1,015	985	1,052
摘要(単位:人、県外上位3位)	東京 639 埼玉 156 神奈川 141	東京 535 埼玉 131 神奈川 119	東京 456 埼玉 128 神奈川 126	東京 444 神奈川 129 埼玉 100	東京 445 神奈川 120 宮城 120	東京 493 宮城 120 埼玉 116

(資料：平成26年学校基本調査結果報告書)

2 若年層の給与額

若年層の給与額については、企業規模により以下のような相違が見られる。

							(単位：千円)
企業規模	10から99人		100から999人		1000人以上		
	きまって支給する現金給与額		きまって支給する現金給与額		きまって支給する現金給与額		
		所定内給与額		所定内給与額		所定内給与額	
男女計	220.5	204.9	240.8	226.4	323.6	296.4	
～19歳	149.8	137.8	165.9	153.4	165.6	155.8	
20～24歳	158.9	148.3	184.5	167.9	214.8	190.8	
25～29歳	186.1	169.8	198	183.9	244.3	217.9	
30～34歳	210.2	192.4	210.8	195.7	281.2	251.7	
35～39歳	225	207.7	257	236.7	305.2	272.4	
40～44歳	236.9	217.2	230.9	215	328.3	298.4	
45～49歳	237.7	222.6	267.7	249.5	398.3	363.7	
50～54歳	239.9	222.3	286.7	273.1	409.1	384.7	
55～59歳	241.2	227.2	276	265.3	392.8	371.3	
60～64歳	212.7	202.9	190.9	187.3	282.7	275.6	
65～69歳	197.9	188.7	200.5	196.9	209.5	200.7	
70歳～	361.1	351.7	243	239.5	156.1	127.3	
							(平成25年賃金構造基本調査)

### 3 新規学卒者の初任給

平成26年3月の新規学卒者の初任給は、産業別で、大卒者及び高専・短大卒では情報通信業、高卒者では建設業が高い状況となっている。

新規学卒者の初任給（産業別、性別、学歴別）

（単位：千円）

		全 国			秋田県（初任給月額） 計
		男女計	男	女	
大 卒	建設業	201.5	203.5	194.3	184
	製造業	198.9	199.9	196.3	180
	情報通信業	209.0	210.0	207.2	209
	運輸・郵便	192.9	194.1	190.9	174
	卸売・小売業	202.2	203.3	200.3	183
	金融・保険業	196.1	203.0	190.5	185
	飲食店・宿泊業	191.1	198.6	185.8	157
	生活関連・娯楽	200.9	205.5	196.1	195
	医療・福祉業	195.8	193.7	196.7	194
	サービス業	171.9	172.2	171.3	169
高専・短大卒	建設業	181.0	183.6	176.5	155
	製造業	173.5	176.2	168.9	154
	情報通信業	182.9	182.2	185.6	169
	運輸・郵便	174.3	175.7	171.7	149
	卸売・小売業	171.0	169.2	174.9	156
	金融・保険業	164.6	178.6	163.0	139
	飲食店・宿泊業	166.2	168.1	164.9	157
	生活関連・娯楽	159.5	162.5	158.7	142
	医療・福祉業	176.5	181.8	175.3	153
	サービス業	151.1	152.4	149.9	147
高 卒	建設業	164.9	165.3	157.6	150
	製造業	158.9	161.2	152.9	146
	情報通信業	164.7	174.2	160.1	143
	運輸・郵便	158.2	159.4	151.7	152
	卸売・小売業	161.6	164.2	159.2	146
	金融・保険業	145.9	147.2	145.7	139
	飲食店・宿泊業	155.0	157.7	153.3	145
	生活関連・娯楽	163.5	165.3	162.8	141
	医療・福祉業	152.3	153.7	151.7	139
	サービス業	144.2	143.3	144.8	144

資料（全 国：厚生労働省「平成26年賃金構造基本統計調査」企業規模10人以上）  
（秋田県：秋田労働局「平成26年3月新規学卒者の初任給情報」）

（注）1 初任給月額は、常用労働者として採用された新規学卒者の初任給の平均値です。

（基本給・定期的に支払われる手当を含み、賞与・時間外手当等を含みません。）

「子ども・若者ビジョン」～子ども・若者の成長を応援し、一人ひとりを包摂する社会を目指して～概要

平成22年7月23日  
子ども・若者育成支援推進本部決定

位置づけ

- 子ども・若者育成支援推進法に基づく「大綱」として、子ども・若者ビジョンを作成
- 子ども・若者育成支援施策に関する基本的な方針等について定めるもの

状況認識

- グローバル化の進展多様な価値観をもつ人々との共生が必要
- 情報化の更なる進展視野等を広げる一方、被害等の負の影響の懸念
- 雇用環境の大きな変化非正規雇用の増大、フリーター・ニートの数の高止まり
- 経済的格差の拡大と世代をまたがる固定化「子ども」の貧困問題としてクローズアップ
- 家庭や地域の養育力の低下、児童虐待被害

策定の考え方

- 社会を構成する重要な「主体」として尊重
- 子ども・若者を中心に据え、地域ネットワークの中の成長を支援
- 「すべて」の子ども・若者と、「困難を抱えている」子ども・若者の両方を支援
- 「今」を生きている子ども・若者を支えるとともに、「将来」をよりよく生きるための成長も支援
- 大人がその役割の重要性を認識し、積極的によりよい社会づくりを推進

基本的な方針

- (1) 憲法及び児童の権利条約に基づき子ども・若者の最善の利益を尊重
- (2) 子ども・若者は、大人と共に生きるパートナー
- (3) 自己を確立し社会の能動的形形成者となるための支援
- (4) 一人一人の状況に応じた総合的な支援を、社会全体で重層的に実施
- (5) 大人社会の在り方の見直し

理念

重点課題

- (1) すべての子ども・若者が生き生きと、幸せに生きていく力を身につけるための取組
- (2) 困難を有する子ども・若者やその家族を支援するための取組
- (3) 地域における多様な担い手の育成

子ども・若者等に対する施策の基本的方向

(1) 困難な状況ごとの取組

- ①二一ト、ひきこもり、不登校の子ども、若者への支援等  
子ども・若者支援地域協議会の設置促進(ネットワークの形成) / 支援に携わる人材養成 / 地域若者サポートステーション事業の実施等
- ②障害のある子ども、若者の支援  
教育・就労支援等 / 発達障害のある者の支援
- ③非行・犯罪に陥った子ども、若者の支援等  
非行防止活動、相談活動の推進 / 薬物乱用防止(再乱用防止等) / 少年院における矯正教育等の充実 / しくよき罪指導等処遇の充実等
- ④子どもの貧困問題への対応  
子ども手当、高校の実質無償化、奨学金の充実 / ひどい親家庭への支援 / 貧困の連鎖の防止 / 状況把握等
- ⑤困難を有する子ども、若者の居場所づくり  
要保護児童の居場所づくり / グループホーム等の居場所づくり
- ⑥外国人等特に配慮が必要な子ども、若者の支援  
外国人の子どもの教育充実 / 定住外国人の若者の就職促進 / 性同一性障害者等 / 十代の親への支援 / 嫡出でない子ども、若者の被害防止・保護  
児童虐待防止対策 / 里親の拡充など社会的養護の充実 / 児童買春、児童ポルノ等の犯罪対策 / 犯罪被害にあった者等への対応 / いじめ被害、自殺対策 / 被害防止教育(メディアリテラシー)の習得、情報モラルの涵養等)等

困難を有する子ども・若者やその家族を支援

- (1) 自己形成支援  
・日常生活能力の習得 - 生活習慣の形成、規範意識等の育成等  
・多様な活動機会の提供 - 自然体験、芸術・伝統文化体験等  
・学力の向上 - 基礎学力の保障等 / 高校教育の質の保証等  
・大学教育等の充実 - 質の高い教育の展開支援等  
・経済的支援の充実 - 子ども手当、高校の実質無償化等  
・社会形成・社会参加支援  
・社会形成への参画支援 - 社会形成・社会参加に関する教育(シティズンシップ教育)の推進 / 子ども・若者の意見表明機会の確保
- (2) 社会参加の促進 - ボランティア活動、国際交流活動等  
・社会参加の促進 - ボランティア活動、国際交流活動等  
・健康と安心の確保  
・健康の確保・増進 - 思春期特有の課題(喫煙、性感感染症等)への対応 / 健康教育の推進等
- (3) 相談体制の充実 - スクールソーシャルワーカー等の活用等  
・若者の職業的自立、就労等支援  
・就業能力・意欲の習得 - キャリア教育、職業教育の体系的な充実 / ジョブ・カード制度の推進等
- (4) 若者の職業的自立、就労等支援  
・就業能力・意欲の習得 - キャリア教育、職業教育の体系的な充実 / ジョブ・カード制度の推進等  
・就労等支援の充実 - 高校生、大学生等に対する就職支援等

すべての子ども・若者の健やかな成長を支援

社会全体で支えるための環境整備

- (1) 環境整備  
①家庭、学校及び地域の相互の関係の再構築  
・保護者等への支援を行う「家庭を開く取組」 - 家庭教育に関する人材養成、相談体制の充実等  
・外部の力も活用した「開かれた学校」づくり - 学校支援地域本部やコミュニティ・スクールの活用等 / スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの推進等  
・放課後の居場所やさまざまな活動の場づくり - 放課後子どもプランの推進等  
・犯罪等の被害に遭いにくいまちづくり  
②多様な主体による取組の推進  
・相談体制の充実 - 子ども・若者総合相談センターの体制確保支援 / オープン・バーソン等子どもの相談体制の普及  
・民間団体等の取組の推進 - 国民運動等の取組の推進 / 「新しい公共」による活動等の支援  
・関係機関の機能強化、地域における多様な担い手の育成  
・専門職の養成・確保  
・地域における多様な担い手の育成 - 青少年リーダー等の育成 / ピア・カウンセリングの普及等  
④子ども・若者を取り巻く有言環境等への対応  
・デジタル化の性能向上・利用普及 / インターネット上の違法情報の取締り / ゲームや携帯電話をめぐる問題への取組等
- (2) 大人社会の在り方の見直し - 雇用・労働の在り方の見直し等

**今後の施策の推進体制等**

- ・子ども・若者に関する実態等の把握等
- ・広報啓発等
- ・国際的な連携・協力
- ・国の関係機関等の連携・協働の促進
- ・関係施策の実施状況の点検・評価
- ・子ども・若者の意見聴取等
- ・ビジョンの見直し(5年を目途)等

\* 「子ども・若者ビジョン」は、主として学童期以降の施策に重点、「子ども・若者ビジョン」は、乳幼児期を中心とした子どもや子育て家庭に関する施策に重点

## 2 秋田県青少年の健全育成と環境浄化に関する条例

### (1) 条例制定の経緯・特色

#### ア 条例制定の経過

昭和50年代に入り、社会情勢の変化に伴って、青少年をめぐる社会環境の悪化とともに、少年非行が増え、特に集団による性非行で補導される少年が増加した。

このような状況から県内各層に条例制定を望む声が高まり、昭和53年2月県議会に多数の陳情請願が出された。

議会はこれを採決するとともに、県に対し条例制定を望む決議をした。

県では、この問題について、児童福祉審議会、青少年問題協議会に諮り、青少年問題協議会には専門委員会を設けて意見を求めたほか、県内各界各層から広く意見を聞き、9月県議会に条例案を提出した。

議会で10月2日議決し、10月5日公布され、昭和54年1月1日から施行された。

#### イ 条例のねらい

青少年が心身ともに健やかに成長することは、すべての県民の願いであり、大人に課せられた責任でもある。青少年が心身ともに健全に成長していくためには、家庭、学校および地域全体が適切なよい環境であることが必要であるため、青少年の健全な育成を阻害する行為を規制し、青少年の健全育成を図ろうとするものである。

この条例は、青少年の行動を制限したり、罰したりするものではなく、あくまでも青少年をすべての大人が守り、育てようというものである。

したがって業界の自主規制と県民運動がそれぞれ有機的な関連のもとに展開されることによって、初めてその実効が期待される。

#### ウ 条例の特色

前文を設け青少年健全育成の理念を明らかにしたほか、濫用を戒めている。

特に自主規制の章を設け、自主規制に最大の期待をしている。

青少年の健全育成を阻害する行為の規制項目は、最小限度必要なものだけを規定しており、図書類の自動販売機については、届出制を設けた。

#### エ 条例の内容

##### (ア) 優良図書類等の推奨

知事は、書籍、映画、演劇その他これらに類するものでその内容が特に優れているもののうち、青少年の健全な育成を図る上で有益であると認めるものを推奨することができる。

##### (イ) 青少年健全育成重点地区の設置

学校、図書館、児童福祉施設等の敷地の周囲200メートル以内の区域を青少年の健全な育成を図るため重点的に施策を推進すべき地区とし、重点地区では有害な図書類と疑わしいものを収納する自動販売機等を設置しない運動や自動販売機等一斉点検などの浄化運動を行う。

(ウ) 業界の自主規制

図書類の販売、貸付け、自動販売機及び自動貸出機による図書類の販売、興行の主催、広告物の表示、特定玩具類の販売等をする営業者は、青少年に対して有害と認められるものを販売したり、貸付けたり、見せたり、聞かせたりしないように努めなければならない。

(エ) 有害図書類の販売等の制限

青少年の健全育成のために有害と認められるものは、青少年に売ったり、貸したり、頒布することはできない。

性表現が一定の基準（ページ、描写場面等）に該当するものを有害な図書類として包括し、知事が有害図書類として指定したものとみなす。

図書類とは、書籍、雑誌、絵画、写真、映画フィルム、録音テープ、録音盤、ビデオディスク、シーディー・ロムその他これらに類するものをいう。

(オ) 図書類の区分陳列・表示の規定

図書類の販売又は貸付けをする営業者は、有害図書類と一般図書類を区分陳列するとともに、青少年が読んだり、買ったりしないよう青少年が分かるところに表示しなければならない。

(カ) 有害興行を観覧させることの制限

有害とされた映画や演劇などは、青少年に観覧させることはできない。

興行とは、映画、演劇、演芸、見せ物をいう。

興行であっても、風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律第2条第4項第2号（ストリップショー、ヌードショウ等）の営業は、法律の規制を受ける。

(キ) 有害広告物の規制

青少年を刺激するようなポスターや看板は掲示しないようにしなければならない。

広告物とは、看板、立て看板、広告塔、はり紙、広告板等をいう。

(ク) 有害特定玩具類の販売等の制限

有害と指定された特定玩具類を青少年に売ったり、貸したり、頒布することはできない。

特定玩具類とは、性的感情を刺激する玩具類及び人の生命、身体又は財産に対し危害を及ぼすおそれのある刃物、その他の玩具類をいう。

(ケ) 自動販売機・自動貸出機による図書類の販売等の制限

図書類の自動販売機及び自動貸出機を設けるときは、知事に届け出なければならない。

また有害と指定された図書は、自動販売機等に収納して販売することはできない。

(コ) 自動販売機等管理者の設置

図書類等の営業者は、自動販売機等を設置する場合は、有害図書類等を自動販売機等から撤去する権限を有する者を設置場所と同一市町村に置かなければならない。

(サ) 質受け・古物買受け等の制限

質屋や古物商の営業者は、保護者の承諾があるなど正当な理由がある場合を除き、青少年から物品を質受けしたり、買受けしたりなどすることはできない。

(シ) みだらな性行為等の禁止

青少年に対し、みだらな性行為やわいせつ行為をしたり、させたり、またそれらの行為を教えたり見せたりしてはならない。

(ス) 有害行為に使用するための場所の提供等の禁止

みだらな性行為、わいせつ行為、麻薬、覚醒剤、シンナー等の使用、暴力行為、飲酒、喫煙、とばく等が行われていることを知りながら、青少年に場所を提供したり周旋することはできない。

(セ) 深夜連れ出し等の制限

保護者は夜学、夜勤または突発的な用事などの他、深夜（午後11時～翌日の日の出まで）青少年を外出させないようにしなければならない。

また、大人は青少年を深夜に連れ出してはいけない。

(ソ) 有害図書類、興業、広告物の指定等

知事が優良図書等の推奨、有害図書類、興行、特定玩具類の指定及び取り消し並びに有害広告物に対する措置命令を行うときは、学識経験者で構成する秋田県青少年健全育成審議会の意見を聴くこととしている。

(タ) その他

① この条例は、業界の自主規制と県民運動及び行政指導により、その効果を期待するところであるが、条項に違反した場合は、罰則が適用されることがある。

② この条例でいう青少年とは、6歳以上18歳未満の者である。

③ この条例は昭和54年1月1日から施行されている。

④ この条例は平成15年10月6日に一部改正され、それぞれ平成16年4月1日から施行されている。なお、一部改正の主な項目は、次のとおりである。

- ・優良図書等の推奨を規定
- ・青少年健全育成重点地区の設置
- ・図書類の定義にビデオディスク、シーディー・ロムを明記
- ・有害図書類等の指定方式に包括指定方式を導入
- ・有害図書類の区分陳列と表示義務を明記
- ・自動販売機等管理者の設置を規定
- ・質受け、古物買受けの制限を規定

⑤ この条例は平成18年9月29日に一部改正され、平成19年4月1日から施行されている。

なお、一部改正の主な項目は、次のとおりである。

- ・有害図書類等の指定要件に「犯罪および自殺を誘発するもの」を追加
- ・図書类等審査団体の認定
- ・インターネット上の有害情報視聴防止に関する努力義務を規定

⑥ この条例は平成19年3月13日に一部改正され、平成19年6月1日から施行されている。

なお、一部改正の主な項目は、次のとおりである。

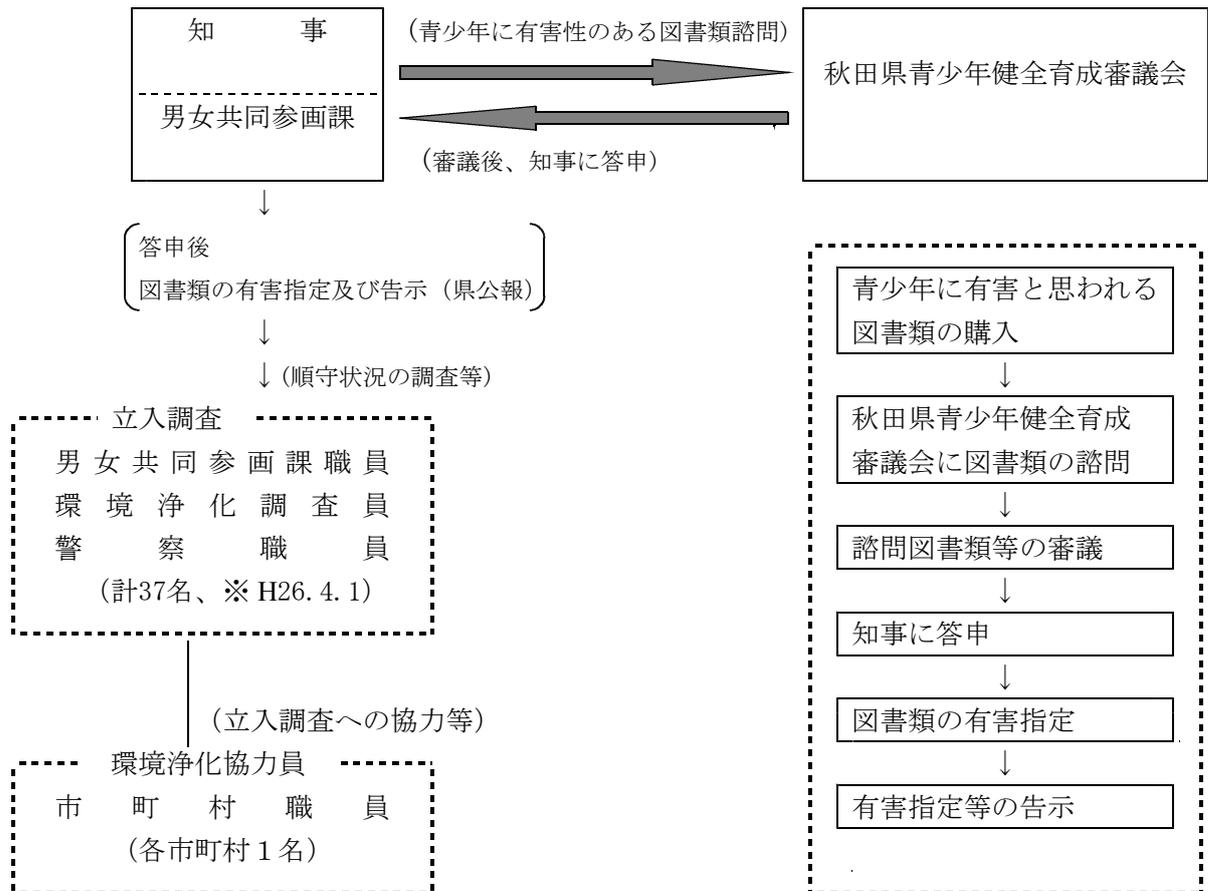
- ・表紙に有害な写真や絵が掲載されている図書類等の取扱方法を規定
- ・有害図書類等の区分陳列方法の基準を設定

⑦ この条例は、平成26年3月28日に一部改正され、平成26年4月1日から施行されている。

- ・「秋田県環境浄化審議会」を「秋田県青少年健全育成審議会」と名称を変更し、審議会の所掌事務として「知事の諮問に応じ青少年の健全な育成及び青少年を取り巻く社会環境の浄化に関する重要事項を調査審議するとともに、その事項に関して知事に意見を述べることを」を加えた。
- ・秋田県青少年問題協議会条例（昭和28年秋田県条例第67号）を廃止した。

【参考】

秋田県青少年健全育成審議会系統図



## 秋田県青少年の健全育成と環境浄化に関する条例

(昭和53年10月5日秋田県条例第33号)

改正	昭和59年12月21日	条例第41号
改正	平成4年3月31日	条例第16号
改正	平成11年3月19日	条例第20号
改正	平成12年3月29日	条例第48号
改正	平成15年10月6日	条例第59号
改正	平成18年9月29日	条例第74号
改正	平成19年3月13日	条例第17号
改正	平成21年5月29日	条例第39号
改正	平成26年3月28日	条例第50号

秋田県青少年の健全育成と環境浄化に関する条例をここに公布する。

### 秋田県青少年の健全育成と環境浄化に関する条例

#### 目次

##### 前文

第1章 総則（第1条－第4条）

第2章 青少年の健全育成の推進（第5条－第5条の3）

第3章 青少年の健全育成のための自主規制等（第6条－第8条の2）

第4章 青少年の健全育成を阻害する行為の規制（第9条－第19条）

第5章 秋田県青少年健全育成審議会（第20条－第24条）

第6章 雑則（第25条・第26条）

第7章 罰則（第27条－第29条）

##### 附則

青少年が心身ともに健やかに成長することは、県民すべての願いである。

この願いは、青少年が、次代を担う者としての責任と誇りを自覚し、自らを律するとともに、県民すべてが、青少年に対し深い愛情と理解を持ち、豊かな心とたくましい意

欲のある社会人としての人間形成ができるよう、よりよい環境づくりに努め、健全な育成を図ることにより、実現されるものである。

ここに、新たな自覚と決意の下に、この条例を制定するものである。

この条例は、青少年の健全な育成を図るためにのみ適用するものであつて、その運用に当たっては、いやしくもこれを濫用し、県民の権利及び自由を不当に侵害するようなことがあってはならない。

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 この条例は、青少年の健全育成に関する施策を推進するとともに、青少年を取り巻く社会環境を浄化し、もつて青少年の健全な育成を図ることを目的とする。

### (県の責務)

第2条 県は、青少年の健全な育成を図るため総合的な施策を講ずるものとする。

### (市町村の責務)

第3条 市町村は、県の行う青少年の健全な育成に関する施策と相まつて、地域の実情に即した施策を推進するように努めるものとする。

### (県民の責務)

第4条 県民は、青少年の健全な育成を図ることがその責務であることを深く認識し、健全な家庭及び良好な社会環境をつくるように努めるものとする。

## 第2章 青少年の健全育成の推進

### (健全育成の推進)

第5条 県は、青少年の健全な育成を図るため、次の各号に掲げる事項を内容とする施策を推進するものとする。

- (1) 青少年の自主的活動の助長に関すること。
- (2) 青少年育成団体及び青少年団体の育成に関すること。
- (3) 青少年を取り巻く社会環境の整備に関すること。
- (4) 青少年健全育成施設の整備に関すること。

(優良図書等の推奨)

第5条の2 知事は、書籍、映画、演劇その他これらに類するものでその内容が特に優れているもののうち、青少年の健全な育成を図る上において有益であると認めるものを推奨することができる。

2 前項の規定による推奨は、告示してしなければならない。

(青少年健全育成重点地区)

第5条の3 次に掲げる施設の敷地の周囲 200メートル以内の区域は、青少年の健全な育成を図るため重点的に施策を推進すべき地区とする。

(1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校（大学を除く。）

(2) 図書館法（昭和25年法律第118号）第2条第1項に規定する図書館

(3) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条第1項に規定する児童福祉施設

(4) 前3号に掲げるもののほか、多数の青少年の利用に供される施設で規則で定めるもの

2 知事は、前項の地区において青少年の健全な育成を図るために講ずべき施策に関し、計画を定めるものとする。

3 知事は、前項の計画を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するものとする。

### 第3章 青少年の健全育成のための自主規制等

(定義)

第6条 この章以下（第5章を除く）において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 青少年 6歳以上18歳未満の者をいう。

(2) 保護者 親権を行う者、未成年後見人その他の者であつて、青少年を現に監督保護するものをいう。

(3) 図書類 書籍、雑誌その他の出版物、絵画、写真、映画フィルム、スライドフィルム、録画テープ、録音テープ、録音盤、ビデオディスク、シー・ディー・ロムその他これらに類するものをいう。

(4) 興行 映画、演劇、演芸及び見せ物をいう。ただし、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第6項第3号の営業に係るものを除く。

(5) 広告物 屋内又は屋外で公衆に表示され、又は頒布されるものであつて、看板、立て看板、貼紙、貼札及びちらし並びに広告塔、広告板、建物その他の工作物等に掲出され、又は表示されたもの並びにこれらに類するものをいう。

(6) 特定玩具類 性的感情を刺激する玩具その他の物品（図書類を除く。）及び人の生命、身体又は財産に対し危害を及ぼすおそれのある刃物（銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第2条第2項に規定する刀剣類を除く。）、玩具その他の物品をいう。

（図書類の販売等の自主規制）

第7条 図書類の販売又は貸付けを業とする者は、図書類の内容の全部又は一部が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該図書類を青少年に販売し、頒布し、貸し付け、読ませ、見せ、又は聴かせないように努めなければならない。

(1) 青少年の性的感情を刺激し、その健全な育成を阻害するおそれのあるもの

(2) 青少年の粗暴性又は残虐性を誘発し、又は助長し、その健全な育成を阻害するおそれのあるもの

(3) 青少年の犯罪又は自殺を誘発し、その健全な育成を阻害するおそれのあるもの

2 図書類の販売又は貸付けを業とする者は、図書類であつて、当該書籍等の表紙、当該図書類の容器等の直接人の目に触れる部分に前項各号のいずれかに該当すると認められる写真又は絵を掲載するものを陳列するとき、当該図書類を他の図書類と区分して容易に監視できる場所に置き、かつ、容易に青少年の目に触れない措置として規則で定める措置をとるよう努めなければならない。

3 興行を主催する者は、興行の内容の全部又は一部が第一項各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該興行を青少年に観覧させないように努めなければならない。

4 広告物の広告主又は管理者は、広告物の内容の全部又は一部が第1項各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該広告物を表示し、又は頒布しないよう努めなければならない。

5 特定玩具類の販売を業とする者は、特定玩具類の形状、構造又は機能が第1項第1号に該当すると認めるとき又は人の生命、身体若しくは財産に対し危害を及ぼし、青少年の健全な育成を阻害するおそれがあると認めるときは、当該特定玩具類を青少年に販売し、頒布し、貸し付け、又は見せないように努めなければならない。

(自動販売機等への図書類等の収納の自主規制)

第8条 自動販売機又は自動貸出機(以下「自動販売機等」という。)による図書類の販売又は貸付けを業とする者は、図書類の内容の全部又は一部が前条第1項各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該図書類を自動販売機等に収納しないように努めなければならない。

2 自動販売機による特定玩具類の販売を業とする者は、特定玩具類の形状、構造又は機能が前条第1項第1号に該当すると認めるとき又は人の生命、身体若しくは財産に対し危害を及ぼし、青少年の健全な育成を阻害するおそれがあると認めるときは、当該特定玩具類を自動販売機に収納しないように努めなければならない。

(インターネットの利用による有害情報の視聴の防止)

第8条の2 何人も、青少年がインターネットを利用するに当たっては、特定の条件を選択することにより当該条件に合致する情報を受けることができないようにする機能(次項において「情報制限機能」という。)を有するソフトウェアの活用その他の適切な方法により、第7条第1項各号のいずれかに該当すると認められる情報(次項において「有害情報」という。)を青少年に見せ、又は聴かせないように努めなければならない。

2 電子公告規則(平成18年法務省令第14号)第2条第9号に規定するプロバイダ及びインターネットを利用することができる通信端末機器(入出力装置を含む。)の販売又は貸付けを業とする者は、青少年がインターネットを利用して有害情報を容易に見、又は聴くことができないようにするため、情報制限機能に係る情報その他の必要な情報を提供するように努めなければならない。

#### 第4章 青少年の健全育成を阻害する行為の規制

(有害図書類の指定及び販売等の制限)

第9条 知事は、図書類の内容の全部又は一部が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該図書類を青少年に有害な図書類として指定することができる。

- (1) 著しく青少年の性的感情を刺激し、その健全な育成を阻害するおそれのあるもの
- (2) 著しく青少年の粗暴性又は残虐性を誘発し、又は助長し、その健全な育成を阻害するおそれのあるもの
- (3) 著しく青少年の犯罪又は自殺を誘発し、その健全な育成を阻害するおそれのあるもの

2 次の各号のいずれかに該当する図書類は、前項の規定により指定された図書類とみなす。

- (1) 書籍又は雑誌であつて、全裸、半裸若しくはこれらに近い状態での性的感情を刺激する姿態又は性交若しくはこれに類する性行為（次号において「性的感情を刺激する姿態等」という。）を被写体とした写真又は描写した絵で規則で定めるものを掲載するページ（表紙を含む。以下同じ。）の数が20以上であるもの又は当該書籍若しくは雑誌のページ（表紙を含む。）の総数の五分の一以上であるもの
- (2) 録画テープ、ビデオディスク、シー・ディー・ロムその他これらに類するものであつて、性的感情を刺激する姿態等を描写した場面で規則で定めるものの時間が合わせて3分を超えるもの又は当該場面の数が20以上であるもの
- (3) 図書類の内容を審査する団体で知事が適当と認めるものがその内容の全部又は一部が前項各号のいずれかに該当するとして青少年に販売し、頒布し、貸し付け、見せ、又は聴かせることが適当でないと認めたもの

3 知事は、前項第3号の規定による団体の認定をしたときは、その名称及び当該団体が定めた青少年に販売し、頒布し、貸し付け、見せ、又は聴かせることが適当でないとして認められた図書類に関する表示の方法を告示しなければならない。当該団体の認定を取り消したときも、同様とする。

4 図書類の販売又は貸付けを業とする者は、第1項の規定により指定された図書類及び第2項各号のいずれかに該当する図書類（以下「有害図書類」と総称する。）を青少年に販売し、頒布し、貸し付け、読ませ、見せ、又は聴かせてはならない。

- 5 図書類の販売又は貸付けを業とする者は、有害図書類を陳列するときは、当該有害図書類を他の図書類と区分して容易に監視できる場所に置き、かつ、容易に青少年の目に触れない措置として規則で定める措置をとらなければならない。
- 6 図書類の販売又は貸付けを業とする者は、有害図書類を陳列する場所に、当該有害図書類を青少年が購入し、譲り受け、借り受け、読み、見、又は聴いてはならない旨の表示をしなければならない。
- 7 知事は、前2項の規定に違反していると認められる者に対し、相当の猶予期限を付けて、有害図書類の陳列の方法若しくは場所の変更又は前項の表示の実施若しくは方法の変更を命ずることができる。

(有害興行の指定及び観覧の制限)

第10条 知事は、興行の内容の全部又は一部が前条第1項各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該興行を青少年に有害な興行として指定することができる。

- 2 興行を主催する者は、第1項の規定により指定された興行を青少年に観覧させてはならない。
- 3 興行を主催する者は、第1項の規定により指定された興行を行うときは、規則で定めるところにより、入場しようとする者の見やすい箇所に当該指定のあつた旨及び青少年の入場を禁ずる旨の掲示をしなければならない。

(有害広告物の規制)

第11条 知事は、広告物の内容の全部又は一部が第9条第1項各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該広告物の広告主又は管理者に対し当該広告物の内容の変更、設置場所の変更、撤去その他必要な措置を命ずることができる。

(有害特定玩具類の指定及び販売等の制限)

第12条 知事は、特定玩具類の形状、構造又は機能が第9条第1項第1号に該当すると認めるとき又は著しく人の生命、身体若しくは財産に対し危害を及ぼし、青少年の健全な育成を阻害するおそれがあると認めるときは、当該特定玩具類を青少年に有害な特定玩具類として指定することができる。

- 2 次の各号のいずれかに該当する特定玩具類は、前項の規定により指定された特定玩具類とみなす。

- (1) 下着の形状をした玩具
- (2) 使用済みの下着であるとして、又はこれと誤認される表現若しくは形態を用いて、  
包装箱その他のものに収納されている物品
- (3) 専ら性交又はこれに類する性行為の用に供する玩具であつて、規則で定める形状、  
構造又は機能を有するもの

3 特定玩具類の販売を業とする者は、第1項の規定により指定された特定玩具類及び前項各号のいずれかに該当する特定玩具類（以下これらを「有害特定玩具類」という。）を青少年に販売し、頒布し、又は貸し付けてはならない。

（自動販売機等への有害図書類等の収納の制限等）

第13条 自動販売機等による図書類の販売若しくは貸付け又は自動販売機による特定玩具類の販売を業とする者（以下「自動販売機等取扱業者」という。）は、有害図書類又は有害特定玩具類（以下「有害図書類等」という。）を自動販売機等に収納してはならない。

2 自動販売機等取扱業者は、自動販売機等に現に収納されている図書類又は特定玩具類（以下「図書類等」という。）について第9条第1項又は前条第1項の規定による指定があつたときは、当該図書類等を直ちに撤去しなければならない。

3 知事は、有害図書類等が自動販売機等に収納されているときは、自動販売機等取扱業者に対し当該有害図書類等の撤去を命ずることができる。

4 図書類等を収納する自動販売機等を設置しようとする者は、設置しようとする日の10日前までに、規則で定めるところにより、自動販売機等を設置しようとする場所、次条第1項に規定する自動販売機等管理者の住所及び氏名その他規則で定める事項を知事に届け出なければならない。

5 前項の規定による届出をした者は、その届出に係る事項を変更しようとするときは変更しようとする日の10日前までに、その届出に係る自動販売機等の使用を廃止したときは廃止した日から起算して10日以内に、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。

6 自動販売機等取扱業者は、規則で定めるところにより、当該自動販売機等の表面の見やすい箇所に氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）その他規則で定める

事項を表示しなければならない。

7 前各項の規定は、法令により青少年の立入りが禁止されている場所に設置し、又は設置しようとしている自動販売機等については適用しない。

(自動販売機等管理者の設置)

第13条の2 自動販売機等取扱業者は、自動販売機等ごとに、自動販売機等に収納する図書類等を管理する者（以下「自動販売機等管理者」という。）を置かなければならない。

2 自動販売機等管理者は、次の各号に掲げる要件を備えていなければならない。

(1) 有害図書類等を当該自動販売機等から撤去する権限を有すること。

(2) 当該自動販売機等が設置されている市町村の区域その他有害図書類等の撤去に支障がないと知事が認める範囲内の区域に居住していること。

(3) 未成年者、成年被後見人又は被保佐人でないこと。

(質受け及び古物買受け等の制限)

第13条の3 質屋営業法（昭和25年法律第158号）第1条第2項に規定する質屋は、その営業に関し青少年から物品（有価証券を含む。）を質に取つて金銭を貸し付けてはならない。

2 古物営業法（昭和24年法律第108号）第2条第3項に規定する古物商は、その営業に関し青少年から古物を買受け、若しくは古物の販売の委託を受け、又は青少年と古物を交換してはならない。

3 前2項の規定は、当該青少年が保護者の委託を受け、又はその承諾を得たと認められる場合その他正当な理由があると認められる場合は、適用しない。

(みだらな性行為及びわいせつな行為の禁止)

第14条 何人も、青少年に対しみだらな性行為又はわいせつな行為をしてはならない。

2 何人も、青少年にわいせつな行為をさせてはならない。

3 何人も、青少年に対し第1項に規定する行為を教え、又は見せてはならない。

(有害行為に使用するための場所の提供等の禁止)

第15条 何人も、次の各号に掲げる行為が青少年に対して行われ、又は青少年がこれらの行為を知つて、その場所を提供し、又はその周旋をしてはならない。

- (1) みだらな性行為若しくはわいせつな行為又はこれらの行為を教え、若しくは見せる行為
  - (2) 麻薬、大麻又は覚せい剤を使用する行為
  - (3) トルエン又は酢酸エチル、トルエン若しくはメタノールを含有するシンナー、接着剤若しくは塗料をみだりに摂取し、又は吸入する行為
  - (4) 暴力行為
  - (5) 飲酒又は喫煙
  - (6) とばく
- (深夜連れ出し等の制限)

第16条 保護者は、特別の事情がある場合のほか、青少年を深夜（午後11時から翌日の日の出時までの時間をいう。次項において同じ。）に外出させないように努めなければならない。

- 2 何人も、正当な理由がある場合のほか、保護者の委託を受けず、又はその承諾を得ないで深夜に青少年を連れ出し、同伴し、又はとどめてはならない。

#### 第17条 削除

(有害図書類等の指定の取消し)

第18条 知事は、第9条第1項、第10条第1項又は第12条第1項の規定による指定をした場合において、当該指定をした理由がなくなつたと認めるときは、当該指定を取り消すものとする。

(有害図書類の指定等の告示)

第19条 第9条第1項、第10条第1項及び第12条第1項の規定による指定並びに前条の規定による指定の取消しは、告示してしなければならない。

### 第5章 秋田県青少年健全育成審議会

(設置及び所掌事務)

第20条 知事の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議するため、秋田県青少年健全育成審議会（以下「審議会」という。）を置く。

- (1) 第5条の2第1項の規定による推奨

- (2) 第9条第1項、第10条第1項又は第12条第1項の規定による指定
- (3) 第9条第2項第3号の規定による団体の認定及び当該団体の認定の取消し
- (4) 第11条の規定による措置命令
- (5) 第18条の規定による指定の取消し

2 知事は、前項各号に掲げる推奨、指定、団体の認定若しくは当該団体の認定の取消し、措置命令又は指定の取消しをしようとするときは、あらかじめ、審議会の意見を聴かなければならない。ただし、緊急を要すると認めるときは、この限りでない。

3 知事は、前項ただし書の規定により審議会の意見を聴かないで指定、団体の認定若しくは当該団体の認定の取消し、措置命令又は指定の取消しをしたときは、次に招集される審議会の会議においてその旨を報告しなければならない。

4 審議会は、第1項の規定による調査審議をするほか、知事の諮問に応じ青少年の健全な育成及び青少年を取り巻く社会環境の浄化に関する重要事項を調査審議するとともに、その事項に関して知事に意見を述べることができる。

(組織及び委員の任期)

第21条 審議会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、青少年の健全育成に関し学識経験のある者のうちから、知事が任命する。

3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第22条 審議会に会長を置く。

2 会長は、委員の互選によつて定める。

3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

4 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指定する委員が、会長の職務を代理する。

(会議)

第23条 審議会の会議は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

(部会)

第23条の2 審議会に、部会を置く。

2 部会に属すべき委員は、会長が指名する。

3 部会に、部会長を置く。

4 第22条（第1項を除く。）及び前条の規定は、部会長及び部会の会議について準用する。この場合において、第22条第2項及び4項並びに前条第2項中「委員」とあるのは、「部会に属する委員」と読み替えるものとする。

5 審議会は、その定めるところにより、部会の議決をもつて審議会の議決とすることができる。

（委任規定）

第24条 この章に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

## 第6章 雑則

（立入調査）

第25条 知事は、この条例の施行のため必要があると認めるときは、その職員に、図書類を販売し、若しくは貸し付ける場所、興行を行う場所、広告物を表示し、若しくは頒布する場所、特定玩具類を販売する場所又は自動販売機等を設置する場所に立ち入り、調査させ、又は関係者に質問させ、若しくは資料を提出させることができる。

2 前項の規定による立入調査は、必要かつ最小限度において行うべきであつて、関係者の正常な業務を妨げるようなことがあつてはならない。

3 第1項の規定により立入調査をする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

4 第1項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（規則への委任）

第26条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

## 第7章 罰則

第27条 第14条第1項又は第2項の規定に違反した者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

2 第14条第3項又は第15条の規定に違反した者は、30万円以下の罰金に処する。

3 次の各号のいずれかに該当する者は、20万円以下の罰金に処する。

(1) 第9条第4項、第10条第2項、第12条第3項又は第13条第1項若しくは第2項の規定に違反した者

(2) 第11条の規定による措置命令に従わなかった者

4 次の各号のいずれかに該当する者は、10万円以下の罰金に処する。

(1) 第9条第7項又は第13条第3項の規定による命令に従わなかった者

(2) 第10条第3項、第13条の3第1項若しくは第2項又は第16条第2項の規定に違反した者

(3) 第13条第4項又は第5項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

(4) 第25条第1項の規定による立入り若しくは調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、資料の提出を拒み、若しくは忌避し、又は虚偽の資料を提出した者

5 第14条又は第15条の規定に違反した者は、当該青少年の年齢を知らないことを理由として第1項又は第2項の規定による処罰を免れることができない。ただし、過失がないときは、この限りでない。

第28条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても前条の罰金刑を科する。

第29条 この条例の罰則は、青少年に対しては適用しない。

## 附 則

(施行期日)

1 この条例は、昭和54年1月1日から施行する。ただし、附則第4項の規定は、昭和53年12月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に図書類を収納する自動販売機を設置している者は、規則で

定めるところにより、昭和54年1月20日までに、自動販売機の設置場所その他規則で定める事項を知事に届け出なければならない。

- 3 前項の規定による届出をした者は、第13条第4項の規定による届出をしたものとみなす。
- 4 第13条第4項の規定による届出は、同項の規定の施行前においても行うことができる。
- 5 第9条第2項第3号の規定による団体の認定があつた際現に当該団体により青少年に販売し、頒布し、貸し付け、見せ、又は聴かせることが適当でないと認められている図書類は、当該認定の日において、同条第1項の規定により指定された図書類とみなす。

[次のよう] 略

附 則（昭和59年条例第41号）

- 1 この条例は、昭和60年2月13日から施行する。
- 2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成4年条例第16号）

この条例は、平成4年5月1日から施行する。

附 則（平成11年条例第20号）

この条例は、平成11年4月1日から施行する。

附 則（平成12年条例第48号）

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成15年条例第59号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成16年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現にこの条例による改正後の秋田県青少年の健全育成と環境浄化に関する条例（以下「新条例」という。）第13条第4項に規定する自動販売機等（以下「自動販売機等」という。）を設置している者は、平成16年4月30日までに、同項の規定により知事に届け出なければならないものとされる事項を知事に届け出なければならない。
- 3 前項の規定は、自動販売機等が法令により青少年の立入りが禁止されている場所に設置されている場合は、適用しない。
- 4 附則第2項の規定による届出をした者は、新条例第13条第4項の規定による届出をしたものとみなす。
- 5 この条例の施行の日から平成16年4月10日までの間に自動販売機等を設置しようとする場合における新条例第13条第4項の規定の適用については、同項中「設置しようとする日の10日前まで」とあるのは、「平成16年4月1日」とする。
- 6 附則第2項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、10万円以下の罰金に処する。
- 7 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して前項の違法行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても同項の罰金刑を科する。

附 則（平成18年条例第74号）

- 1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は公布の日から、第5条の3第1項の改正規定は平成18年10月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の秋田県青少年の健全育成と環境浄化に関する条例第9条第2項第3号の規定による団体の認定については、知事は、この条例の施行前においても秋田県青少年環境浄化審議会の意見を聴くことができる。

附 則（平成19年条例第17号）

この条例は、平成19年6月1日から施行する。

附 則（平成21年条例第39号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成26年条例第50号）

（施行期日）

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

（秋田県青少年問題協議会条例の廃止）

2 秋田県青少年問題協議会条例（昭和28年秋田県条例第67号）は、廃止する。

（経過措置）

3 この条例の施行の日の前日においてこの条例による改正前の秋田県青少年の健全育成と環境浄化に関する条例第20条第1項の秋田県青少年環境浄化審議会の委員である者の任期は、この条例による改正後の秋田県青少年の健全育成と環境浄化に関する条例第21条第3項の規定にかかわらず、同日に満了する。

（特別職の職員で非常勤のものものの報酬および費用弁償に関する条例の一部改正）

4 特別職の職員で非常勤のものものの報酬および費用弁償に関する条例（昭和31年秋田県条例第35号）の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

## 秋田県青少年の健全育成と環境浄化に関する条例施行規則

(昭和53年11月28日秋田県規則第64号)

改正 昭和60年1月25日秋田県規則第1号

改正 平成8年3月26日秋田県規則第15号

改正 平成16年3月16日秋田県規則第4号

改正 平成19年3月30日秋田県規則第15号

改正 平成19年12月26日秋田県規則第75号

改正 平成26年3月28日秋田県規則第21号

秋田県青少年の健全育成と環境浄化に関する条例施行規則をここに公布する。

### 秋田県青少年の健全育成と環境浄化に関する条例施行規則

(趣 旨)

第1条 この規則は、秋田県青少年の健全育成と環境浄化に関する条例（昭和53年秋田県条例第33号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(多数の青少年の利用に供される施設)

第2条 条例第5条の3第1項第4号の規則で定める施設は、次に掲げるものとする。

(1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第124条に規定する専修学校（同法第125条第2項に規定する高等課程を有するものに限る。）

(2) 主として青少年の研修又は宿泊の用に供する施設で知事が告示で定めるもの

(自主規制に係わる図書類が容易に青少年の目に触れない措置)

第3条 条例第7条第2項の規則で定める措置は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) カーテン、ついたてその他の物により図書類を陳列する場所の一部を仕切ることによって外部から容易に見通すことができない場所を設け、当該場所に当該図書類を陳列すること。

(2) 当該図書類を、当該書籍等の背表紙のみが見えるようにして陳列すること、当該図書類の名称のみが見えるようにして陳列することその他の当該図書類の直接人の目に触れる部分のうち条例第7条第1項各号のいずれかに該当すると認められる写真又は絵を掲載する部分以外の部分のみが見えるようにして陳列すること。

(有害図書類の内容)

第4条 条例第9条第2項第1号の規則で定める写真又は絵は、次の各号のい

ずれかに該当するものを被写体とした写真又は描写した絵（陰部を覆い、ぼかし、又は塗りつぶしたものを含む。）とする。

(1) 全裸、半裸又はこれらに近い状態での卑わいな姿態で次のいずれかに該当するもの

- ① 大たい部を開いた姿態
- ② 陰部、でん部又は乳房を誇示した姿態
- ③ 自慰の姿態
- ④ 排せつの姿態
- ⑤ 愛ぶの姿態
- ⑥ 緊縛の姿態

(2) 性交又はこれに類する性行為で次のいずれかに該当するもの

- ① 性交又はこれを連想させる行為
- ② ごうかんその他の陵辱行為
- ③ 同性間の行為
- ④ 変態性に基づく性的な行為

2 条例第9条第2項第2号の規則で定める場面は、前項各号のいずれかに該当するものを描写した場面（陰部を覆い、ぼかし、又は塗りつぶしたものを含む。）とする。

（有害興行の指定に関する掲示）

第5条 条例第10条第3項の規定による掲示は、様式第1号による標示によってしなければならない。

（有害図書類が容易に青少年の目に触れない措置）

第6条 条例第9条第5項の規則で定める措置は、青少年が当該有害図書類を見ることを容易に制止することができ、かつ、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) カーテン、ついたてその他のものにより図書類を陳列する場所の一部を仕切ることによって外部から容易に見通すことができない場所を設け、当該場所に当該有害図書類を陳列すること。

(2) 当該有害図書類を、当該書籍等の背表紙のみが見えるようにして陳列すること、当該有害図書類の名称のみが見えるようにして陳列することその他の当該有害図書類の直接人の目に触れる部分のうち条例第9条第1項各号のいずれかに該当すると認められる写真又は絵を掲載する部分以外の部分のみが見えるようにして陳列すること。

(3) 当該有害図書類をひも等で縛り、若しくはプラスチックフィルム等で包装すること又は当該有害図書類にシール等で封をすることによって当該有

害図書類に掲載されている条例第9条第1項各号のいずれかに該当する写真又は絵を容易に見ることができないようにすること。

(有害特定玩具類の形状等)

第7条 条例第12条第2項第3号の規則で定める形状、構造又は機能を有する特定玩具類は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 性器の形状又は性器に著しく類似する形状を有するもの
- (2) 性器を包み込み、又は性器に挿入する構造を有し、かつ、電動式振動機を内蔵し、又は装着することができる構造を有するもの
- (3) 全裸又は半裸の人形（気体又は液体で膨張させ、人形となるものを含む。）

(自動販売機等の設置に関する届出事項等)

第8条 条例第13条第4項の規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 自動販売機等の所有者の住所、氏名、生年月日及び電話番号（法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称、代表者の氏名及び電話番号）
- (2) 自動販売機等取扱業者の住所、氏名、生年月日及び電話番号（法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称、代表者の氏名及び電話番号）
- (3) 自動販売機等の設置場所の提供者の住所、氏名、生年月日及び電話番号（法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称、代表者の氏名及び電話番号）
- (4) 自動販売機等管理者の電話番号
- (5) 自動販売機等の設置予定年月日
- (6) 自動販売機等により販売し、又は貸し付ける図書類等の種類

2 条例第13条第4項の規定による届出は、別に定める様式による届出書によってしなければならない。

3 前項の届出書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 自動販売機等管理者の承諾書及び住民票の写し
- (2) 自動販売機等の設置場所の提供者が当該自動販売機等の設置を承諾したことを証する書面の写し

4 知事は、条例第13条第4項の規定による届出があったときは、直ちに様式第2号による表示札を当該届出に係る自動販売機等取扱業者に対して交付するものとする。

5 条例第13条第5項の規定による届出は、別に定める様式による届出書によってしなければならない。

6 第3項の規定は、条例第13条第5項の規定による変更の届出（自動販売機等管理者又は自動販売機等の設置場所の提供者に係るものに限る。）をする

場合について準用する。

7 条例第13条第6項の規則で定める事項は、自動販売機等取扱業者の住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）及び電話番号並びに自動販売機等管理者の氏名、住所及び電話番号とする。

8 条例第13条第6項の規定による表示は、第4項の規定により知事が交付する表示札によってしなければならない。

（立入調査員証）

第9条 条例第25条第3項に規定する証明書の様式は、様式第3号によるものとする。

#### 附 則

1 この規則は、昭和54年1月1日から施行する。ただし、第3条第1項及び第2項の規定は、昭和53年12月1日から施行する。

2 第3条第1項及び第2項の規定は、条例附則第2項による届出について準用する。

附 則（昭和60年規則第1号）

この規則は、昭和60年2月13日から施行する。

附 則（平成8年規則第15号）

この規則は、平成8年4月1日から施行する。

附 則（平成16年規則第4号）

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成19年規則第15号）

この規則は、平成19年4月1日から施行する。ただし、第2条の次に1条を加える改正規定及び第5条の次に1条を加える改正規定は、同年6月1日から施行する。

附 則（平成19年規則第75号）

この規則は、平成19年12月26日から施行する。

附 則（平成26年規則第21号）

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

(2) 秋田県青少年の健全育成と環境浄化に関する条例に基づく推奨図書等一覧

ア 書籍

	申出者	書名	発行所	推奨理由
1	秋田県書店商業組合	がんばれ「ガクちゃん」先生 脳性まひの現役中学校教師の奮戦記	小学館	秋田の中学校に勤務する三戸学さんは、脳性まひの教員である。ハンディを持つ教員という見方だけでなく、「納得のいくまで挑戦する」ということの大切さを考えるきっかけとなると思われ、青少年の健全な育成に有益であると認められる。
	告示日	平成16年05月21日		
2	同上	Say “No” やめて!” といおう — 悪い人から自分を守る本 —	岩崎書店	子どもが身を守る方法を、親と一緒に話し合うテキストとなる本であり、青少年の健全な育成に有益であると認められる。
	告示日	平成16年05月21日		
3	同上	「車いすの犬チャンプ」 ～ぼくのうしろ足はタイヤだよ～	ハート出版	交通事故で下半身不随となった犬の「チャンプ」。飼い主は「安楽死」ではなく、チャンプとともに生きることを選び、チャンプもそれに応えて懸命に生きていく。ひとつの「いのち」の力強さを教えてくれます。
	告示日	平成16年09月24日		
4	同上	さとうきび畑の唄	汐文社	イラク戦争が起きているいま、現代の子どもたちが「テレビの中のこと」「遠い国のこと」と考えるのではなく、かつて自分達の国も戦争をしていた事、その中で必死に生き抜こうとした家族のお話を通して、戦争と平和についてクラスや家族で話し合えるきっかけとなる本です。
	告示日	平成16年09月24日		
5	同上	ふるさとお話の旅秋田 「秋田のとっぴん語り」	星の環会	郷土の伝説、昔話を郷土の言葉で、親が子へ、祖父母が孫へ語ることのきっかけとなり、郷土愛を育む本です。
	告示日	平成17年09月22日		
6	秋田県書店商業組合	みんな本を読んで大きくなった	メディアパル	この本では青少年が知性と感性を磨くうえで読書の大切さを訴えており、青少年の健全な育成を図るうえにおいて有益であると認められる。
	告示日	平成17年11月22日		
7	同上	ほんのすこしの勇気から	求龍堂	この本では難民問題を通じて思いやりの大切さや国際援助への理解を訴えており、青少年の健全な育成を図るうえにおいて有益であると認められる。
	告示日	平成18年01月20日		

	申出者	書名	発行所	推奨理由
8	同上	この子はこの子でいいんだ 私は私でいいんだ	一万年堂出版	今の子どもたちの様々な問題の解決を「母親のサポート、子育て支援」という、これまでにない視点から捉え直した本で、青少年の健全な育成を図るうえにおいて有益であると認められる。
	告示日	平成18年03月17日		
9	同上	ハッピーバー ステイ	金の星社	心理的虐待を犯してきた両親やいじめにあった子どもたちが、人と人との関わりを通じ、いくつもの殻を破りながら前向きに生きていこうと変わっていく様を描いており、青少年の健全な育成を図るうえにおいて有益であると認められる。
	告示日	平成18年05月23日		
10	秋田県よい本を すすめる会	逆転の翼ペン シルロケット 物語	新日本出版 社	秋田の青少年に、日本の宇宙開発の初期に秋田県がいかに貢献していたかを知ってもらおうと同時に、宇宙開発に携わった科学者達の探求心を学ぶことができる本であり、青少年の健全な育成を図るうえにおいて有益であると認められる。
	告示日	平成18年07月21日		
11	秋田県よい本を すすめる会	いのちの作文 難病の少女か らのメッセー ジ	ハート出版	大腿骨骨肉腫で13歳で命を閉じた瞳さんは、病床でも好きな絵を描き続け、入院中の幼い子どもたちに贈り励ましていた。難病に立ち向かいながら懸命に生きた彼女から「いま生きていることの喜びと命の大切さ」のメッセージが込められた本であり、青少年の健全な育成を図るうえにおいて有益であると認められる。
	告示日	平成18年09月26日		
12	同上	仲間と。がんと向きあう子どもたち	岩崎書店	小児ガンを経験した若者たちが自分たちの経験をふりかえり、今思うこと考えることを綴っている。理不尽な病気と向きあって精一杯闘い、仲間とともにその体験を昇華、前向きの力に変えつつある彼れらの物語から多くのものを汲み取ることができる本であり、青少年の健全な育成を図るうえにおいて有益であると認められる。
	告示日	平成18年11月21日		
13	秋田県書店商業 組合	キャッチャー ・イン・ザ フライ	白水社	この本では、十代の若者が誰しも味わう思春期の孤独感や疎外感等の本質を捉えているため若い世代の共感を呼ぶとともに、親子で同じ本を読み感想を話し合うきっかけにもなるため、青少年の健全な育成を図るうえにおいて有益であると認められる。
	告示日	平成19年01月19日		

	申出者	書名	発行所	推奨理由
14	秋田県よい本をすすめる会	だれか、ふつうを教えてください！	理論社	ほぼ全盲である著者が実体験を通じて感じた障害者と健常者との意識の違いや、他者を尊重し認め合い共生していこうと訴えている本であり、青少年の健全な育成を図るうえにおいて有益であると認められる。
	告示日	平成19年03月16日		
15	秋田県書店商業組合	散るぞ悲しき	新潮社	第二次世界大戦の最も過酷な戦況の中で、なお、家族や部下への思いやりを示した硫黄島総指揮官の人格にふれることは、青少年の人格形成に有益である。
	告示日	平成19年07月20日		
16	秋田県よい本をすすめる会	娘よ、ここが長崎です	くもん出版	青少年に戦争の怖ろしさ、悲惨さ、愚かさを訴え、人間の幸せや命の尊さについて自覚させる書である。1985年の初版以来、22年間ロングセラーを続けてきたノンフィクションで、著者永井隆博士の平和への願いを語り伝える内容となっている。
	告示日	平成19年11月16日		
17	同上	遺伝子が語る「命の物語」	くもん出版	日本を代表する世界的な生命科学者、村上和雄氏から青少年へのメッセージとも思われる「命の大切さ」「生きることのすばらしさ」を問う内容となっている。青少年への優しいメッセージ性に富み、人生への示唆と勇気を与えるものと考えます。
	告示日	平成21年01月23日		
18	えがおの会（代表）	北の牧場こまるワニ	パレード	秋田の四季を模したされる風景を背景とし、動物の親子の情愛・生命力が鮮やかに描かれている。また、周囲とは違う存在であっても成長後に社会で大きな活躍ができることを示唆し、青少年の健全な心身の育成に資すると認められる。
	告示日	平成21年11月20日		
19	環境浄化審議会委員	村守る、命かけても	秋田魁新報社 梁瀬 均	天保の大飢饉で、秋田県の地元村民を飢餓から救うために私財を投げ打って貢献した聖農高橋正作の実話が紹介され、青少年に生きる力や奉仕の精神を呼び起こさせる内容となっている。
	告示日	平成22年09月17日		
20	同上	走りたいよう天国の草原を	同上 池田まき子	義足を着けたキリンがひたむきに生きる姿を紹介しながら、青少年に相手を思いやる心や命の尊さ、勇気を呼び起こさせる内容となっている。
	告示日	平成22年09月17日		

	申出者	書名	発行所	推奨理由
21	環境浄化審議会 委員	どうしても描 きたかった60 年前のえにつ き	小学館  おくやまひ さし	終戦直後の秋田の人々の暮らしぶりや自然 の素晴らしさを平易な文章とイラストにより 描いたものであり、青少年の郷土愛を育む内 容となっている。
	告示日	平成22年09月17日		
22	同上	ウミガメと少 年	スタジオジ ブリ  絵： 男鹿和雄	戦争により海岸に砲撃を受けて逃げまどう 少年と、その海岸で淡々と産卵するウミガメ とのそれぞれの生き様を物語にし、背景画を 用いて、青少年に平和と生命の尊さと呼ばけ る内容となっている。
	告示日	平成22年09月17日		
23	同上	まぼろしの大 陸へ 白瀬中尉南極 探検物語	岩崎書店  池田まき子	未知の世界に挑んだ不屈の精神、何事にも 勇気をもって挑戦する姿を次代の担い手であ る子どもたちに生き生きと伝えている。年齢 を問わず、人間としての魅力に引き込まれて しまう郷土の偉人伝である。
	告示日	平成22年12月14日		
24	同上	伊藤永之介童 話作品集	無明舎出版  伊藤永之介	山村で暮らす人々が貧しいながらも助け合 う様子が描かれており、当時の言葉遣いによ り秋田県人らしい優しさや温かみを感じるな ど、青少年の郷土愛を育む内容となっている。
	告示日	平成23年03月18日		
25	同上	金子みすゞ詩 集百選 「こだまでし ょうか、いい え、誰でも」	ミヤオビパ ブリッシン グ	自分が育った地域の情景を題材として、自 分の感性そのままに素直に詩っている。自然 や、そこに生きる万物の生命を尊重しており、 読む者を純粹で優しい気持ちにしてくれる詩 集である。
	告示日	平成23年12月09日		
26	読書ボランティア グループ森の 実	「満月をまっ て」	あすなる書 房	人種への偏見の中で崩れていく少年。その 少年が、高い技術と職人の心を持つ父親や周 囲の大人、自然に見守られて成長していく過 程が描かれており、青少年が心身ともに成長 するための示唆に富んだ物語である。大人に も読んでほしい本である。
	告示日	平成24年09月11日		
27	秋田県子ども読 書支援センター 員	としょかんラ イオン	岩崎書店	きまりを重んじる図書館で、そのきまりを 守ると約束して楽しみに通っていたライオン が、ある日友人を助けるために約束を破って しまう。 「きまり」の本当の意味や、人とのかわり の中で大切なものは何かをじっくり考えさ せられる本である。
	告示日	平成25年06月11日		

	申出者	書名	発行所	推奨理由
28	同上	ありがとう、 フォルカー先生	岩崎書店	LD（学習障害）に苦しみ、またそのためにいじめられていた主人公が、フォルカー先生と出会うことによって自分に自信を取り戻し、障害を克服していく。あるがままを受け止めてくれる深い愛、苦手なものに立ち向かう強い心、個々の違いを受け止め認める気持ちなど、大切なことを教えてくれる本である。
	告示日	平成25年09月10日		
29	同上	羽州ものがたり	角川書店	平安時代、過剰な税の取立てと飢饉に苦しみ羽州の人々が起こした「元慶の乱」を題材とした歴史小説である。主人公の若い娘を通して人々の絆や力強い生き方が描かれており、舞台となる秋田への郷土愛を育むことができる作品である
	告示日	平成25年12月10日		
30	同上	一さつのおくりもの	株式会社講談社	童話の主人公は、とても大切にしていた絵本を、大雨で困っている見知らぬ友達のため、迷いながらも自分で決めて手放すことにした。相手を思いやる気持ち、人のために何かをすることが、自分の喜びにつながることを優しく教えてくれる絵本である。
	告示日	平成26年6月10日		
31	秋田県子ども読書支援センター員	きみの町で	株式会社朝日出版社	自分が正しいと思っていることでも、それは他人から見るとその限りではない。電車の中で、教室で、友達関係で、迷うことや不自由なことがたくさんある。しかし、そこで悩むことも、悪いことではないのかもしれない。たくさん考えて、自分なりの答えを探してほしい短編集である。
	告示日	平成26年9月9日		
32	秋田県子ども読書支援センター員	約束しよう、 キリンのリンリン	株式会社フレール館	キリンをもう死なせたくないという思いから、ハズバンダリー・トレーニングを学び実践した秋田市大森山動物園の飼育員たちの奮闘記である。 生きる力、喜び、生命を尊重する心を育み、青少年の健全育成に資する図書である。
	告示日	平成26年12月9日		

## イ 映画

	申出者	題名	発行所	推奨理由
1	長編アニメーション映画「ハードル」秋田県内上映を成功させる県民の会 事務局長 吉田 幸雄	長編アニメーション映画「ハードル」	長編アニメーション映画「ハードル」製作委員会	子どもたちに起きている問題の真実に迫り、子どもたちや大人に問題を乗り越えていく勇気を与える作品であり、青少年の健全な育成に有益であると認められる。
	告示日	平成16年05月21日		

	申出者	題名	発行所	推奨理由
2	(有)秋田県映画センター 代表取締役 小玉 正憲	長編アニメーション映画 「あした元気にな～れ!～ 半分のさつまいも～」	長編アニメーション映画 「あした元気にな～れ!～ 半分のさつまいも～」製作 委員会	日本の21世紀を担っていく子ども達や若者が過去を理解し、事実を見つめることはこれからの未来を隣人と共に生きていくためにはとても大切なことです。この映画を鑑賞した後で考え、話し合っていたことが青少年の健全育成に有益であると認められる。
	告示日	平成17年05月20日		
3	同上	長編アニメーション映画 「ガラスのうさぎ」	(有)ゴーゴビジュアル企画ほか	12歳の少女が東京大空襲の体験を通して戦争の悲惨さを知り、その後の混乱と厳しい生活を生き抜きながら平和への願いを渴望する作品であり、これを観て話し合い考えてもらうことにより、青少年が情操を高め、豊かな知識と教養を深めることに寄与するものであると認められる。
	告示日	平成17年09月22日		
4	同上	ドキュメンタリー 「プライドinブルー」	制作者バイオタイド 監督 中村和彦	2006年ドイツで開催された知的障害者国際サッカー大会出場の日本選手を追ったドキュメンタリー映画。代表選手の生い立ちや家族の思い、日本選手としてのプライドなどが感動的に描かれており、選手と同年代の青少年に勇気と夢を持つことの大切さを訴えることができる。
	告示日	平成19年07月20日		
5	(有)秋田県映画センター 事務局長 吉田 幸雄	映画 「ブタがいた教室」	日活	人間としての愛情を豊かに育て、生命を尊重する内容となっているなど、青少年の健全な心身の成長に役立つものと認められる。
	告示日	平成21年07月17日		
6	(有)秋田県映画センター 代表取締役 小玉 正憲	映画 「アンダンテ～ 稲の旋律」	(株)レジエント・ピクチャー	心の病が原因で社会に適用できずにひきこもっていた主人公が農業を通じて時をかけながら自立して行く姿が描かれ、自然を愛しながら豊かな心を育て、生きる力を呼び起こす内容となっているなど、青少年の健全な心身の成長に役立つものと認められる。
	告示日	平成22年03月23日		

ウ 有害がん具指定状況一覧

指定番号	指定年月日	種 別	品 名	制作（販売）会社
1	昭和55年09月02日	がん具空気銃	サンダーボルト	(株) マスダヤ
2	昭和62年07月21日	がん具空気銃	INTERDYNAMIC KG9SP-7010	MARUZEN CO. LMD
3	同上	がん具空気銃	HECKLER&KOCH MP5-A3 22201	(株) 東京マルイ
4	同上	がん具空気銃	Smith&Wesson 44MAGNUM No. 6010	MARUZEN CO. LMD
5	昭和63年06月14日	がん具空気銃	CHARTER ARMS44 BULLDOG	(有) カナマル商 事
6	同上	がん具空気銃	MGC AIR SOFT GUN CZ75	(株) エム・ジ ー・シー
7	同上	がん具空気銃	MGC M-93R-AP	(株) エム・ジ ー・シー
8	同上	がん具空気銃	COLT'S GOVERNMENT CUSTUM MODEL	国際産業 (株)
9	平成10年05月22日	刃物 (ナイフ)	バタフライナイフ (通称)	形状を規制
10	平成20年07月18日	刃物 (ナイフ)	ダガーナイフ	形状を規制

(注) 有害がん具に指定されているものを青少年 (18歳未満) に販売することは禁じられています。

### 3 相談機関一覧

項目	内容	主な相談機関	所在地	電話番号
教育相談	家庭教育、しつけ、子育て全般	○秋田県生涯学習センター 「スギの子e-mail相談」	秋田市山王中島町1-1	e-mailアドレス suginoko@mail2. pref.akita.jp 018(865)1171
	不登校、いじめ、問題行動等、生徒指導関係、障害等に関わる就学や進路に関する相談	○秋田県総合教育センター 「すこやか電話」 月～金 9:00～17:00 来所相談（予約制） 月～金 9:00～16:00	潟上市天王字追分西29-76	電話相談専用ダイヤル 018(873)7206 相談専用フリーダイヤル 0120(377)804
	教育全般	○各教育事務所 「すこやか電話」 月～金 8:30～17:00 ・北教育事務所 ・北教育事務所鹿角出張所 ・北教育事務所山本出張所 ・中央教育事務所 ・中央教育事務所由利出張所 ・南教育事務所 ・南教育事務所仙北出張所 ・南教育事務所雄勝出張所	北秋田市鷹巣字東中岱76-1 鹿角市花輪字六月田1 能代市御指南町1-10 秋田市山王4-1-2 由利本荘市水林366  横手市四日町3-23 大仙市大曲上栄町13-62 湯沢市千石町2-1-10	0120(377)914 0120(377)915 0120(377)917 0120(377)904 0120(377)908  0120(377)943 0120(377)945 0120(377)949
	不登校に関すること全般	○北秋田さわやか教室 火～金 9:00～15:00 ○大館おとり教室 月～金 9:00～15:00 ○能代市はまなす広場 火～金 9:00～15:00 ○中央さわやか教室 火～金 9:00～15:00 ○すくうる・みらい 月～金 9:00～17:00 ○由利本荘市ふれあい教室 月、水～金 9:00～15:45 ○フレッシュ広場 火～金 9:00～15:00 ○仙北市さくら教室 火～金 9:00～15:00	北秋田市材木町2-2 (北秋田市交流センター内) 大館市字三の丸60 (大館市勤労青少年ホーム内) 能代市萩の台1-28 (サンウッド能代施設内) 潟上市天王字長沼132-21 (潟上市勤労青少年ホーム内) 秋田市八橋運動公園1-10 (秋田市営八橋陸上競技場内) 由利本荘市東町1-5 (由利本荘市文化交流会館カダーレ内) 大仙市大曲日の出町2-7-53 (大仙市大曲交流センター内) 仙北市角館町東勝楽丁19 (北浦教育文化研究所内)	0186(62)4860 0186(42)4888 0185(52)8282 018(873)7666 018(823)3082 0184(22)7750 0187(63)8317 0187(43)3387

項目	内容	主な相談機関	所在地	電話番号
教育相談	不登校に関すること全般	○南かがやき教室 火～金 9:00～15:00	横手市平鹿町醍醐字四ッ屋76 (醍醐公民館内)	0182(25)3080
		○そよ風教室 火～金 10:00～15:00	湯沢市佐竹町4-25	0183(78)0720
児童福祉相談	子育て、非行、心身障害、性格上の問題、情緒不安定、いじめ、虐待など	○秋田県中央児童相談所 電話相談 ・子ども家庭相談電話「電話相談よい子に」 24時間・365日 来所相談（予約したほうが良い） 月～金 8:30～17:15 家庭訪問による相談 月～金 8:30～17:15 メール相談	秋田市新屋下川原町1-1	専用フリーダイヤル 0120(42)4152 予約・問い合わせ 018(862)7311 予約・問い合わせ 018(862)7311 メールアドレス soudan@mail2.pref.akita.jp
		○秋田県北児童相談所 ・来所、電話相談共 (来所相談は予約したほうが良い) 月～金 8:30～17:15	大館市十二所字平内新田237-1 (北秋田地域振興局大館福祉環境部庁舎内)	0186(52)3956
		○秋田県南児童相談所 ・来所、電話相談共 (来所相談は予約したほうが良い) 月～金 8:30～17:15	横手市旭川1-3-46 (平鹿地域振興局福祉環境部庁舎内)	0182(32)0500
		○県内各福祉事務所の家庭児童の相談窓口 来所、電話相談共 (来所相談は予約したほうが良い) ・北秋田地域振興局大館福祉環境部 (北福祉事務所) 月～金 8:30～17:15 ・山本地域振興局福祉環境部 (山本福祉事務所) 月～金 8:30～17:15 ・秋田地域振興局福祉環境部 (中央福祉事務所) 月～金 8:30～17:15	大館市十二所字平内新田237-1 能代市御指南町1-10 潟上市昭和乱橋字古開172-1	0186(52)3951 0185(52)5105 018(855)5171

項目	内容	主な相談機関	所在地	電話番号
児童福祉 相談	子育て、非行、心身障害、性格上の問題、情緒不安定、いじめ、虐待など	・平鹿地域振興局福祉環境部 (南福祉事務所) 月～金 8:30～17:15	横手市旭川1-3-41	0182(32)3294
		・鹿角市福祉事務所 月～金 8:30～17:15	鹿角市花輪字下花輪50 (鹿角市福祉保健センター内)	0186(30)0235
		・北秋田市福祉事務所 月～金 8:30～17:15	北秋田市花園町19-1	0186(62)6638
		・大館市福祉事務所 月～金 8:30～17:15	大館市字三ノ丸103-4 (子ども課児童相談係)	0186(43)7054
		・能代市福祉事務所 月～金 8:30～16:45	能代市上町1-3 (能代市役所内)	0185(89)2955
		・男鹿市福祉事務所 月～金 8:30～16:45	男鹿市船川港船川字泉台 66-1(男鹿市役所内)	0185(24)9117
		・潟上市福祉事務所 月～金 8:30～17:15	潟上市昭和久保字堤の上 1-3 (潟上市役所昭和庁舎内)	018(855)5112
		27.5.7以降→	潟上市天王字棒沼台226-1 (潟上市役所内)	018(853)5314
		・秋田市子ども未来センター 「家庭教育相談ぐりーん・えこー」 月～土 9:00～18:00	秋田市東通仲町4-1 (秋田拠点センターアルヴェ5階)	018(887)5337
		・由利本荘市福祉事務所 月～金 8:30～17:15	由利本荘市尾崎17 (由利本荘市役所内)	0184(24)6319
		・にかほ市子育て長寿支援課 月～金 8:30～17:15	にかほ市平沢字鳥ノ子 21	0184(32)3040
		・大仙市福祉事務所 月～金 8:30～17:15	大仙市大曲花園町1-1 (大仙市役所内)	0187(63)1111(代)
		・仙北市福祉事務所 月～金 8:30～17:15	仙北市西木村上荒井字古堀 田47	0187(43)2280
		・横手市福祉事務所 月～金 8:30～17:15	横手市中央町8-2 (横手市役所本庁舎内)	0182(35)2133
・湯沢市福祉事務所 月～金 8:30～17:15	湯沢市佐竹町1-1	0183(78)0166		
少年相談	非行、交友関係、異性問題、いじめ、家庭問題など	○秋田県警察本部少年課少年サポートセンター 「やまびこ電話」 月～金 8:30～17:15 ○県内各警察署の少年係 (来所の場合事前電話必要) 月～金 8:30～17:15	秋田市山王4-1-5	相談専用電話 018(824)1212 *サポートセンター、各警察署ともに電話は時間外でも当直員が対応します

項目	内容	主な相談機関	所在地	電話番号
少年相談	非行、交友関係、異性問題、いじめ、家庭問題など	<ul style="list-style-type: none"> <li>・鹿角警察署 少年サポートセンター</li> <li>・大館警察署 少年サポートセンター</li> <li>・北秋田警察署 少年サポートセンター</li> <li>・能代警察署 少年サポートセンター</li> <li>・五城目警察署 少年サポートセンター</li> <li>・男鹿警察署 少年サポートセンター</li> <li>・秋田臨港警察署 少年サポートセンター</li> <li>・秋田中央警察署 少年サポートセンター</li> <li>・秋田東警察署 少年サポートセンター</li> <li>・由利本荘警察署 少年サポートセンター</li> <li>・にかほ警察署 少年サポートセンター</li> <li>・大仙警察署 少年サポートセンター</li> <li>・仙北警察署 少年サポートセンター</li> <li>・横手警察署 少年サポートセンター</li> <li>・湯沢警察署 少年サポートセンター</li> </ul>	鹿角市花輪字向畑100  大館市根下戸新町1-70  北秋田市鷹巣字下家下1  能代市日吉町1-24  南秋田郡五城目町字七倉178-4  男鹿市船川港船川字新浜町1-4  秋田市土崎港西3-1-8  秋田市千秋明德町1-9  秋田市上北手百崎字内山60-2  由利本荘市中町27  にかほ市象潟町字入道島15-8  大仙市大曲日の出町1-1-30  仙北市角館町西野川原34-6  横手市安田字越廻71  湯沢市千石町1-3-5	0186(23)3321 内線282 0186(42)4111 内線283 0186(62)1245 内線281 0185(52)4311 内線282 018(852)4100 内線282 0185(23)2233 内線282 018(845)0141 内線283 018(835)1111 内線284 018(825)5110 内線282 0184(23)4111 内線282 0184(43)2935 内線281 0187(63)3355 内線283 0187(53)2111 内線282 0182(32)2250 内線282 0183(73)2127 内線282
		○チャイルド・セーフティ・センター ～子どもSOS～ 8:30-22:00 年中無休	秋田市東通仲町4-1 秋田拠点センターアルヴェ 3階	相談電話 018(831)3421
		○県内各少年指導センター	大館市字桜町南45-1 (大館市立中央公民館内)	専用フリーダイヤル 0120(110)624
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大館少年相談センター 「いじめ110番」 (いじめ、不登校等の相談) 月・火・木・金 9:00～17:00</li> <li>・秋田市少年指導センター 「わかくさ相談電話」 月 10:00～16:00 火～金 9:00～16:00</li> <li>・大仙市少年相談センター 月～金 8:30～17:15 (*電話相談は休止中)</li> </ul>	秋田市山王7-3-1 文化会館4階 (サンパル秋田内)  大仙市上栄町2-16 (大仙市役所内)	相談専用電話 018(884)3868  0187(63)1111 内線339	

項目	内容	主な相談機関	所在地	電話番号
精神保健 福祉相談	こころの健康、精神 障害、性の悩み、薬 物問題、身体的発達 など	○秋田県精神保健福祉セン ター 電話相談 月～金 9:00～16:00 土・日・祝祭日 10:00～16:00 来所相談 ・一般相談 月～金 9:00～16:00 ・医学相談 日程・時間は要問合わ せ *共に事前予約が必要で す	秋田市中通2-1-51 (明德館ビル1階)	相談専用電話 018(831)3939  018(831)3946
		○秋田県福祉相談センター 月～金 8:30～19:00 土・日・祝祭日 10:00～18:30	秋田市中通2-1-51 (明德館ビル1階)	相談専用電話 018(831)2940
		○県内各保健所 月～金 8:30～17:15  ・大館保健所 ・北秋田保健所 ・能代保健所 ・秋田中央保健所  ・秋田市保健所 ・由利本荘保健所 ・大仙保健所 ・横手保健所 ・湯沢保健所	大館市十二所字平内新田 237-1 北秋田市鷹巣字東中岱 76-1 能代市御指南町1-10 潟上市昭和乱橋字古開 172-1 秋田市八橋南1-8-3 由利本荘市水林408 大仙市大曲上栄町13-62 横手市旭川1-3-46 湯沢市千石町2-1-10	0186(52)3952 0186(62)1165 0185(52)4331 018(855)5170 018(883)1170 0184(22)4122 0187(63)3403 0182(32)4005 0183(73)6155
仕事に関 する相談	中学生・高校生から 30歳代までを対象 に職業適性診断や進 路・職業相談、情報 提供等を実施	○フレッシュワーク AKITA (若年者ワンストップセン ター) 月～土(日・祝日休み) 9:00～17:15 ○北部サテライト 月～土(日・祝日休み) 10:00～19:00 ○南部サテライト 月～土(日・祝日休み) 10:00～19:00	秋田市御所野地藏田3-1-1 (秋田テルサ3階)  大館市御成町3-7-58 (いとく大館ショッピング センター3階) 横手市安田字向田147 (イオン横手店1F)	018(892)7701  0186(44)5100 0182(35)6005

項目	内容	主な相談機関	所在地	電話番号
仕事に関する相談	大学等の在大学生や卒業後の転職希望者などを対象に、職業相談や求人情報の提供等を実施	○秋田新卒応援ハローワーク 月～金 9:00～17:15 (土・日・祝日休み)	秋田市御所野地蔵田3-1-1 (秋田テルサ3階)	018(889)8448
	労働条件、中学生、高校生のアルバイト就労、賃金支払など 月～金 8:30～17:15	○秋田労働局労働基準部監督課 ・大館労働基準監督署 ・能代労働基準監督署 ・秋田労働基準監督署 ・本荘労働基準監督署 ・大曲労働基準監督署  ・横手労働基準監督署	秋田市山王7-1-3 (秋田合同庁舎3階) 大館市三の丸6-2 能代市末広町4-20 秋田市山王7-1-4 由利本荘市水林428 大仙市大曲日の出町1-3-4 横手市旭川1-2-23	018(862)6682  0186(42)4033 0185(52)6151 018(865)3671 0184(22)4124 0187(63)5151  0182(32)3111
若年無業者・ニートに関する相談	仕事が決まらない・仕事を継続していくことが難しいと感じている若者(15歳～39歳)の相談	○あきた若者サポートステーション ・キャリアカウンセリング 月～土 9:00～17:00 *予約が必要 ・スキルアップ支援 火～土 13:00～17:00 *毎日参加できます	秋田市御所野地蔵田3-1-1 秋田テルサ3階 (フレッシュワークAKITAIN内)  ※スキルアップ支援は、ジョイナス(県民会館内)でも行っています。	キャリアカウンセリングの申し込み 0120(001)683  スキルアップ支援等についての問合せ 018(853)4367
	働きたいが働くことに悩みをかかえている15歳～39歳までの若年無業者等と家族等のための相談	○秋田県南サポートステーションよこて ・キャリアカウンセリング 月・火・木・金・土 10:00～17:00 *祝日・年末年始休み	横手市横山町1-1 (すこやか横手内)	0182-23-5101
その他の相談	消費生活相談 (商品・サービス等の契約トラブルや多重債務など)	○秋田県生活センター 月～金 9:00～17:00	秋田市中通2-3-8 アトリオン7階	相談専用ダイヤル 018(835)0999
	交通事故相談 (交通事故に伴う損害賠償問題など)	○交通事故相談所 月～金 9:00～17:00 (祝日・年末年始は休み)	秋田市中通2-3-8 アトリオン7階 (秋田県生活センター内)	相談専用ダイヤル 018(836)7804・7805

## 4 県内の主な青少年団体の概要

### (1) 秋田県青少年団体連絡協議会に加入している団体

	団体名【会（団）員数】	活動の主要目的	事務局・連絡先
1	秋田県青少年団体連絡協議会 【12団体 H27.1現在】	この会は、青少年団体相互の連絡提携を図りながら、進んで青少年活動の充実強化に努め、明るく豊かな郷土社会をつくることを目的とする。	〒011-0905 秋田市寺内神屋敷3-1 秋田県青少年交流センター内 TEL. 018-880-2304 FAX. 018-847-6350
2	秋田県連合青年会 【88人 H26.7現在】	全県青年会の連絡調整を図るとともに、会員の自主・自立の精神を養い、豊かな郷土を建設し地域社会の発展を図ることを目的とする。	〒011-0905 秋田市寺内神屋敷3-1 秋田県青少年交流センター内 TEL. 018-880-2304 FAX. 018-847-6350
3	公益社団法人日本青年会議所 東北地区秋田ブロック協議会 【356人 H26.7現在】	県内各地11ロムの青年会議所の資的向上を図り、全県的な事業活動を促進するとともに、日本青年会議所との連絡調整を行う。	〒010-0951 秋田市山王二丁目1-54 三交ビル3F TEL. 018-824-7070 FAX. 018-824-7071
4	秋田県商工会青年部連合会 【734人 H26.7現在】	商工会青年部の健全な発展を図るとともに、商工会組織の強化に寄与することを目的とする。	〒010-0923 秋田市旭北錦町1-47 秋田県商工会館4F TEL. 018-863-8492 FAX. 018-863-8490
5	秋田県農業協同組合 青年部協議会 【1,793人 H26.7現在】	本協議会は、農村青年の連絡提携を密接にし、同士の結束を固め、青年の情熱と共同の力をもって自主的に農業協同組合運動に参加し、農業の近代化を促進して、農村の民主化を図り、社会的経済の向上を期すること。	〒010-0976 秋田市八橋南二丁目10-16 TEL. 018-864-2121 FAX. 018-888-1184
6	秋田県農業近代化ゼミナール 連絡協議会 【140人 H26.7現在】	秋田県農業近代化ゼミナールを自主的な学習活動として展開するため、各農業近代化ゼミナール研修グループの連絡調整を図り、もって秋田県農業の担い手としての農業青年の資質の向上を目的とする。	〒010-8570 秋田市山王四丁目1-1 農林政策課（事務局） TEL. 018-860-1726 FAX. 018-860-3842
7	秋田県BBS連盟 【81人 H26.7現在】	BBSとはBig Brothers and Sisters Movement（兄や姉のような身近な存在として）の略です。地域の若い住民が、非行少年の兄や姉のような存在として、友だち付き合いをしながら、その少年が自分で問題を解決したりするのを、側面から援助する活動をします。	〒011-0951 秋田市山王七丁目1-2 秋田保護観察所内 TEL. 018-862-3903 FAX. 018-888-1385
8	日本海洋少年団秋田県連盟 【77人 H26.7現在】	海に親しみ、海に学び、海にきたえるをモットーとし、団体訓練を通じて海事に関する知識と技術を習得するとともに、少年の健全育成を図ることを目的とする。	〒011-0905 秋田市寺内神屋敷3-1 秋田県青少年交流センター内 TEL. 018-880-2303 FAX. 018-847-6350
9	秋田県青友会 【132人 H25.7現在】	内閣府主催青年海外派遣の事後活動として、会員の親睦を図るとともに、海外知識を広く普及し、県内青少年の健全育成に協力する。	（メールアドレス） iyoe.akita@gmail.com
10	秋田県青年赤十字奉仕団 連絡協議会 【261人 H26.7現在】	青年赤十字奉仕団の全県的な連絡調整を図るとともに、その活動を促進し、且つ健全な発展を期するため必要な事項に対して、研究協議をすることを目的とする。	〒011-0922 秋田市旭北栄町1-5 日本赤十字社秋田県支部内 TEL. 018-864-2731 FAX. 018-864-6852

	団体名【会（団）員数】	活動の主要目的	事務局・連絡先
11	日本ボーイスカウト秋田県連盟 【380人 H26.7現在】	「そなえよ、つねに奉仕の精神」を身につけ、野外活動の中で年齢に応じた技術や技能を習得し、ゲーム等を楽しみながら、すぐれた人格、健全な身体、社会に奉仕する豊かな心を育む。また、国際的な交わりを尊ぶ青少年を育てる。	〒011-0905 秋田市寺内神屋敷3-1 秋田県青少年交流センター内 TEL. 018-857-0068 FAX. 018-857-0068
12	社団法人ガールスカウト日本連盟 秋田県連盟 【64人 H26.7現在】	少女と若い女性が自分自身と他の人々の幸福と平和のために責任ある市民として、自ら考え行動できる人となれるようにする。	〒011-0905 秋田市寺内神屋敷3-1 秋田県青少年交流センター内 TEL. 018-880-2304 FAX. 018-847-6350
13	秋田県レクリエーション協会 【670人 H26.7現在】	レク指導者の養成のみならずレクリエーションを原動力として、市民とともに地域の活性化を図る。	〒011-0905 秋田市寺内神屋敷3-1 秋田県青少年交流センター内 TEL. 018-847-6143 FAX. 018-847-6143

(2) 青年団体

	団体名【会（団）員数】	活動の主要目的	事務局・連絡先
1	秋田県手話サークル連絡協議会 【239人 H26.3現在】	各地域の手話サークル相互の連絡調整と、研修及び研究により、聴覚障害者の暮らしと権利を守り、地域社会の福祉の推進を図ることを目的とする。	〒010-0965 秋田市八橋新川向4-15-301 TEL. 018-865-1250（石塚） FAX. 018-865-1250
2	ヤートセ秋田祭実行委員会 【25人 H26.12現在】	ヤートセ秋田祭を通じて地元に残る伝統の継承・再発掘を行い、地域を大切にすることを育むと同時に、祭という場の中で「世代を越えた交流」をし、自ら魅力ある秋田を創り出す人々を増やしていくことを目指す。	〒010-0001 秋田市中通二丁目1-41 コミュニティーサロン クローバー内 TEL. 018-833-8104 FAX. 018-833-8104
3	森と水の協会林業後継者部会 【329人 H26.4現在】	地域の担い手である林業後継者に対し、林業技術指導や自主活動支援などの林業普及活動を行い、地域林業の維持・振興を図る。	〒010-1941 秋田市川尻大川反170-169 森林環境会館内 TEL. 018-865-5529 FAX. 018-883-1256

(3) 県内の主な少年団体

	団体名【会（団）員数】	活動の主要目的	事務局・連絡先
1	秋田県スポーツ少年団 【17,873人 H26.9現在】	スポーツ少年団の普及と育成及び活動の活発化を図るとともに、青少年の心身の健全育成に資する。	〒010-0974 秋田市八橋運動公園1-5 秋田県スポーツ科学センター内 TEL. 018-866-3916 FAX. 018-864-5752
2	秋田県高等学校青少年赤十字協議会 【596人 H26.12現在】	高等学校青少年赤十字の代表機関として赤十字精神の普及・発展に努め、各校相互の親睦並びに連絡を図るとともに、国際親善の理解に努める。	〒010-0922 秋田市旭北栄町1-5 TEL. 018-864-2731 FAX. 018-864-6852

## 5 市町村青少年行政主管課一覽

平成26年4月1日現在

市町村名	担 当 課 名	〒	住 所	TEL
秋田市	子ども未来部少年指導センター	010-8506	秋田市東通仲町4-1 秋田拠点センター5階	018-884-3869
能代市	生涯学習・スポーツ振興課	018-3118	能代市二ツ井町字上台1-1	0185-73-5285
横手市	生涯学習課	013-8601	横手市条里1丁目1-64	0182-35-2254
大館市	生涯学習課	017-0822	大館市字桜町南45-1	0186-43-7113
男鹿市	生涯学習課	010-0595	男鹿市船川港船川字泉谷66-1	0185-24-9102
湯沢市	生涯学習課	012-8501	湯沢市佐竹町1-1	0183-73-2163
鹿角市	生涯学習課	018-5292	鹿角市花輪字荒田4-1	0186-30-0293
由利本荘市	生涯学習課	018-0692	由利本荘市西目町沼田字弁天前40-61	0184-32-1332
潟上市	生涯学習課	018-1595	潟上市飯田川下虻川字八ツ口70	018-877-7805
大仙市	生涯学習課	014-0062	大仙市上栄町2-16	0187-63-1111
北秋田市	生涯学習課	018-3312	北秋田市花園町15-1	0186-62-1130
にかほ市	生涯学習課	018-0311	にかほ市金浦字南金浦49-2	0184-38-2171
仙北市	生活環境課	014-0392	仙北市角館町東勝楽丁19	0187-43-3308
小坂町	教育委員会	017-0201	小坂町小坂字砂森7-1	0186-29-2069
上小阿仁村	住民福祉課	018-4494	上小阿仁村小沢田字向川原118	0186-77-2222
藤里町	生涯学習課	018-3201	藤里町藤琴字家の後67	0185-79-1327
三種町	生涯学習課	018-2104	三種町鹿渡字東二本柳29-3	0185-87-2113
八峰町	生涯学習課	018-2507	八峰町峰浜田中字野田沢20-1	0185-76-2323
五城目町	健康福祉課	018-1792	五城目町西磯ノ目1-1-1	018-852-5180
八郎潟町	教育委員会	018-1692	八郎潟町字大道80	018-875-5812
井川町	町民課	018-1596	井川町北川尻字海老沢樋ノ口78-1	018-874-4416
大潟村	住民生活課	010-0494	大潟村字中央1-1	0185-45-2114
美郷町	生涯学習課	019-1234	美郷町飯詰字北中島37-1	0187-84-4915
羽後町	生活環境課	012-1131	羽後町西馬音内字中野177	0183-62-2111
東成瀬村	教育委員会	019-0801	東成瀬村田子内字仙人下30-1	0182-47-3415

## 6 青少年育成県・市町村民会議一覽

平成26年4月1日現在

市町村名	名 称	〒	住 所	TEL
	青少年育成秋田県民会議	010-8570	秋田市山王4-1-1 男女共同参画課内	018(860)1554
秋田市	青少年育成秋田市民会議	010-8506	秋田市東通仲町4-1	018(884)3869
能代市	青少年育成能代市民会議	018-3192	能代市二ツ井町字上台1-1	0185(73)5285
横手市	青少年育成横手市民会議	013-0205	横手市条里1-1-64	0182(35)2254
大館市	青少年育成大館市民会議	017-0822	大館市桜町南45-1	0186(43)7113
男鹿市	青少年育成男鹿市民会議	010-0595	男鹿市船川港船川字泉台66-1	0185(24)9102
湯沢市	青少年育成湯沢市民会議	012-8501	湯沢市佐竹町1-1	0183(73)2163
鹿角市	青少年育成鹿角市民会議	018-5292	鹿角市花輪字荒田4-1	0186(30)0293
由利本荘市	青少年育成由利本荘市民会議	018-0692	由利本荘市西目町沼田字弁天前40-6	0184(32)1332
潟上市	青少年育成潟上市民会議	018-1595	潟上市飯田川下虻川字八ツ口70	018(877)7805
大仙市	青少年育成大仙市民会議	014-8601	大仙市大曲上栄町2-16	0187(63)7262
北秋田市	青少年育成北秋田市民会議	018-3312	北秋田市花園町15-1	0186(62)1130
にかほ市	青少年育成にかほ市民会議	018-0311	にかほ市金浦字南金浦49-2	0184(38)2171
仙北市	青少年育成仙北市民会議	014-0325	仙北市角館町東勝楽丁19	0187(43)3308
小坂町	青少年育成小坂町民会議	017-0201	小坂町小坂字砂森7-1	0186(29)2069
上小阿仁村	青少年育成上小阿仁村民会議	018-4494	上小阿仁村小沢田字向川原118	0186(77)2222
藤里町	青少年育成藤里町民会議	018-3201	藤里町藤琴字家の後67	0185(79)1327
三種町	青少年育成三種町民会議	018-2104	三種町鹿渡字東二本柳29-3	0185(87)2113
八峰町	青少年育成八峰町民会議	018-2507	八峰町峰浜田中字野田沢20-1	0185(76)2323
五城目町	青少年育成五城目町民会議	018-1792	五城目町西磯ノ目1-1-1	018(852)5180
八郎潟町	青少年育成八郎潟町民会議	018-1692	八郎潟町字大道80	018(875)5812
井川町	青少年育成井川町民会議	018-1596	井川町北川尻字海老沢樋ノ口78-1	018(874)4416
大潟村	青少年育成大潟村民会議	010-0494	大潟村字中央1-1	0185(45)2114
美郷町	青少年育成美郷町民会議	019-1234	美郷町飯詰字北中島37-1	0187(84)4915
羽後町	青少年育成羽後町民会議	012-1131	羽後町西馬音内字中野177	0183(62)2111
東成瀬村	青少年育成東成瀬村民会議	019-0801	東成瀬村田子内字仙人下30-1	0182(47)3415